



始



313
27

野間五造著

立法一元論上卷

貴族院無用論

東京白揚社出版

045.

313
27

はしがき

本書は大正十一年六月、貴族院を主體としたる、加藤友三郎の特權内閣なる者の成立に「ヒント」を得て、始て起草に着手し、越曆三歳漸くにして、昨年初夏に到り、左記十二編の原稿を完成するに到つた。

原稿總目次

	第一編	總論
	第二編	院制之沿革
	第三編	院制之種別
	第四編	貴院之構成
	第五編	院制之理論
はしがき	第六編	兩院之衝突
		(卷下)
	第七編	貴族院横暴史
	第八編	階級觀念と上院
	第九編	世襲制度と上院
	第十編	貴族院改革諸案
	第十一編	憲法改正
	第十二編	直接立法



27670

其後、早稻田大學の需に應じ、科外講義として、第六編までの講演を了したるを以て、差當り、其第六編までを上卷として、爰に上梓する事とし、殘部六箇編は更に講演の終るを俟つて本年夏季までには出版する積りで有る。

勿論自分は、學者でも無く思想家でも無く、其道に於て全くの素人であるが、唯だ今日まで我邦の法律學科及び政治學科の裡に於て、斯の院制問題を特別學科として取扱ふたる迹を認めず、従つて夫れに關する専門の著書も見當ら無いのを遺憾に思ひ、淺識自ら揣らず、各種學科の學理や教權を涉獵し、院制に關する材料のみを選抜蒐集し、夫れを一括として、茲に斯著を編み上げた次第である、……疎漏杜撰、多量の缺點を抱含して居るのは、申すまでも無い事であるから、他日先輩諸賢の叱正を請ふて、充分の改修を加へる考である。

大正十五年一月

著者

立法一元論 上卷目次

第一編 總論……………一

第二編 院制之沿革……………三

第一章 日本院制小史……………三

第一款 院制萌芽期……………三

第二款 院制發育期……………三九

第三款 院制成熟期……………五三

第四款 憲法制定當時之環境……………六〇

(甲)其當時歐洲之政治狀態……………六〇

(乙)泰西之感化を受けたる我世相……………六五

第五款 憲法發布院制確立……………七一

目次

第二章 泰西院制小史……………七

第一款 古代之院制……………七

第二款 中世及近世期之院制……………八

第三款 院制發達之順次……………八

第三編 院制之種別……………九

第一章 政治的院制……………九

第一款 單式國家之上院制……………九

(甲)世襲並に叙任式構成分子を保つ上院制……………九

(乙)選舉式に由つて組織さるゝ上院制……………九

第二款 複式國家之上院制……………十

(甲)聯邦結束機關としての參議院……………十

(乙)聯邦參議院の構成狀態……………十

(丙)單式より複式に變更せんとする國家……………十

(丁)多元より一元に醇化せんとする國家……………十一

第二章 社會的院制……………十二

第一款 部落代表機關……………十二

(甲)保甲會……………十二

(乙)部落民總會……………十二

第二款 職能代表機關……………十二

(甲)經濟議會……………十二

(乙)「ギルド」組織之職能議會……………十三

(丙)「ツレード、ユニオン」議會……………十三

第四編 貴族院之構成……………十三

第一章 議員自身平民階級を經過せざる者……………十三

第一款 皇族……………十三

第二款 武勳貴族……………一三八

第三款 文勳貴族……………一三五

英吉利貴族の由來……………一三三

第二章 議員自身平民階級を經過したる者……………一三六

第一款 新叙世襲貴族……………一三六

第二款 一代貴族……………一三七

(甲)勅選議員は何を代表する乎……………一三八

(乙)如何なる標準を以て撰擇せらるる乎……………一四〇

(丙)構成分子として如何なる權能を有する乎……………一四八

第三款 有限貴族……………一四九

(甲)多額納稅議員……………一四九

(乙)學士會院公選議員……………一五九

第五編 院制之理論……………一〇一

複院論之基調

第一章 皇室之藩屏……………一〇四

第一款 我邦の貴族は平民より優つたる忠義心を保つて居るか
什麼ふ乎……………一〇八

第二款 我邦の貴族は平民より秀でたる公共心の持主であらうか
什麼ふ乎……………一一三

第二章 社會之威嚴部……………一二八

第三章 秉公持平之機能……………一三〇

第一款 爭議之府に對する衡平院と其駁論……………一三一

第二款 感情之府に對する制御院と其駁論……………一二四

第三款 燥急立法之弊に對する修正院と其駁論……………一三九

第四款 經驗之府に對する老成院と其駁論……………二四九

第五款 職能及階級代表院に對する駁論……………二四八

第四章 拜金宗防遏……………二五二

第一款 金爵結婚、社寺繼承……………二五七

第二款 家什賣立……………二六〇

第三款 二重生活……………二六三

第四款 歐米上院の拜金熱……………二六八

第五章 賢良政治……………二七二

第一款 貴族院は果して賢良の府か……………二七五

第二款 貴族院議員は衆議院議員より優秀の素質を有するか……………二八一

第六編 兩院之衝突……………二九一

第一章 衝突之發生……………二九一

第一款 上院が下院を壓迫する場合……………二九三

第二款 上下兩院妥協の場合……………三〇四

第三款 下院が上院を征服する場合……………三〇四

第二章 近世英國兩院衝突史……………三二一

第一款 千八百三十二年之改革案……………三二三

第二款 千九百九年之豫算案……………三二六

第三款 千九百十一年之議會法案……………三三一

第三章 英國上院衰亡外史……………三四四

(一)上院出身之首相否認……………三四四

(二)行政官としての貴族排斥……………三四六

(三)法官貴族之製造……………三四七

(四)猶太人及黒人の上院議員叙任……………三四九

(五)宗教信條之廢類……………三五〇

(六) 貴族階級の貧窮 三五四

(七) 上院椅子之賣買 三五五

(八) 普通選舉之實現 三六〇

(九) 勞働内閣之成立 三六三

(上卷.....終)

立法一元論

野間五造 著

第一編 總論

立法一元論。——是を政治哲學の上より觀すれば、立法用具制としての單院論で有り、復た夫れを、實際の法制上から謂へば、憲法改正を前提としたる、貴族院無用論と成るのである。

學理上の立法單院論も法制上の貴院無用論も、共に今日に於ては、一種の政治的「ユートピヤ」であつて、直に實行に着手し得らるゝ性質の者では無い、勿論我憲法は改正の事項を以て凡て大權の發動に待つ事に仕てあるのみならず、猶ほ攝政政治の期間に於ては、其發言權すら停止せられて居る次第で、臣子の分として現在の場合、是を實行的の問題と爲し速行の決意を以て論議する譯には往かぬので有るか、然し恰度と明治初年から明治二十年頃に到る憲法發布前に於て、我朝野の識者が、憲法

の本領や構成法に就て論議したるが如く今日より近き將來に亘つて憲法改正、院制變更の準備に就て學究的に夫れを検討し夫れを研鑽し、他日憲法改正が可能性を帯び、院制の改廢が自由に成るの時を待つて驛めて夫れを實際問題に移し、融渾大成の實を擧げようとするわ毫も差闕へ無い事と、信する、……………吾曹か立法一元論を起稿する趣旨は夫れで有る。

單院複院の利害に關する院制問題は、憲法發布前に於ては決して珍らしい問題では無かつたのである、斯兩院制の是非は非常な囂々しい問題で在つて、官場派非官場派、漸進論者急進論者の間に於て鏑を削つて論争された案件で在つたので有る、其當時の所謂官權黨と目せらるゝ保守主義者は「複院制」Bi-cameralを主唱し、民權黨と呼ばれるゝ自由主義者は「單院制」Uni-cameralを唱導したので在つて、この論争は實に我邦政界の分野を區劃した程の者で、征韓論時代から國會開設に到る迄で繼續して争はれたのであつた。

「不磨ノ大典ニシテ猥リニ紛更ヲ許サス」……………と曰ふ欽定憲法の發布と共に、斯の院制論の争議は發言權停止の姿と成り泣寝入りの儘々暫らく土中に埋没されて居たので在つた、然し其當時の識者を以て任ずる人達や賢明なる政事家の肚の裏には、決して斯問題が、此儘に葬り去らる可き者に非ず、他日人智が進み世態が變り、輿論の勢力が旺盛に成る時が來たら、再び擡頭し來り、世襲貴族や叙任

團體に立法權を委ぬると謂ふが如き、代議政下の變則制度は之れを根底から革正し、立法的民主化の院制に従はねば成らぬ時期が到來するで有うと憶ふて居たのであつた。

果哉、過般來我政治機關の上に再度貴族院內閣の成立を觀、復た上院内の多數黨が政黨化の現象を呈し來るや、殆ど夫を合圖の如くにして、同院の革新、同院令の改正、惹いては複院制の是非に就ての國論が高まり、遂に這の烽火の爲めに、特權內閣は破壞せられ、護憲三派の新政府が樹立せられたりなど仕たのであつた、然も保守固陋の思想は到底一朝一夕に政治界より拂拭し得らるゝ者に非ず、折角政府の提出したる貴族院令の改正案も、同院は勿論樞密院等に於て改訂に改訂が施され修正に修正が加へられ、遂に非常なる微温的の者と成り、僅かに形骸のみを存する不徹底の成案として現れ、其結果第二の貴族院改革運動を誘發するに到つて居るのである、元來斯上院問題なる者は、唯だ單に其權限の消長や組織の優劣などあげつらふて満足すべき者では無く、必ず近き將來に於て、斯改革問題は竿頭一步を進め、曩に識者達が思惟したるが如き、貴族立法の否認、重覆審議の廢止を提唱するに至る者と信せらるゝのである。

歐洲大戰以來思想の醇化と社會の變遷は驚く可き程の者で、到る所舊文明を葬り舊組織を驅り新文化と新生活に甦らんとしつゝあるので在つて、從來の政治科學や法制組織は、一種の「舊式制度」

Ancien régime として抛擲せられ、百端の事物都て革新改良の緒に就かんとしつゝあるのである、而して其の新活法其の新活眼なる者は所謂「少數より多數に移る」From few to many.と謂ふ教權と、併せて「下尅上」の趨勢にして、是を思想に移しては平等主義と成り、是を政治に施しては階級打破と成るので在つて、國家問題も社會問題も總て集團の利害より發足する民衆の活動に依つて裁量せられんと爲して居るのである。

現時の世相は確かに、社會の進歩が政治の進歩を凌駕して居るので在つて、従つて急燥なる國民の裡には代議政體をすら呪咀し夫れを歴史的にのみ觀めんとする極端者流をすら輩出せんとして居る様な始末で、到る所過激なる平權思想が横溢し、其結果政治的最終審判法として普通の立法制度を超越したる直接行動が盛行せんとしつゝ有るのである、其手段の溫和なる者は、「一般投票制」Referendum「立案投票制」Initiative「黜陟投票制」Recall.として合法的に現れ、其手段の過激なる者は、「スツライキ」[「サポータージュ」]「ボイコット」乃至恐怖的非常手段「テロリズム」として識られて居る譯である。かゝる時代、かゝる環境の裡に棲息して居る吾人として、什麼して這の廢墟に等しい中世期文明の遺物「貴族立法」など稱する舊式の立法制度に支配せられて甘んじて居られる可き場合であらう乎、我邦の政治組織なる者は憲法發布後實に四十餘年の間、何等改修を施さず、何等刷新を行はず全く膠着

の姿を以て經過して居るのである、殊に夫の立法機關の如きは官僚藩閥の專制政治を永遠に保存せしめんとする目的の爲めに異種の構成法を以て製造せられたる政治用具であつて、苟且にも民主政治の傾向を保つ政治雰圍氣の裡に於ては永く其存在が容認せらる可き性質の者では無いので有る、實に我邦に嚴存して居る世襲貴族を中堅とする特權偏重的の立法機關は現時に於て世界各國に其類例を視ない者で、恰度と前世紀の遺物である、彼の「マンモス」や「レゾアイザン」の枯骨を珍重すると同意義の上へに立つ可き代物で有る。(第三編 種別、第四編 構成之項参照)

我邦の立法機關なる者が當世這の比類稀れなる珍物で有ると謂ふ事を別とするも、現に世襲貴族や叙任官吏に依つて組織されて居る階級立法制の上院が、今後成立すべき、直接、平等、秘密、一般的なる普通選舉に由つて組織される可き下院と能く調和を採つて往ける者と想像され様乎、……………青籬黃輪の藤原時代の牛車と、米國最新式「カゼラスク」製自動車とが良く併行して歩み得られ様乎……………言葉を換へて謂へば、特權的代議士會と無階級的代議士會とが佳く同一地盤の上にて同一行動が執れる者で有らうか、撞著、抵觸、杆格、軋轢は免る可らざる處であつて、孰れか一方が殫れねば歇まぬ可き顯象と看ねばならぬ、即ち斯の兩者の闘争なる者は、一方が全く無用の長物と化し去るの曉に於てのみ始めて休戰條約が締結せられる者と認めねばならぬ、斯争闘斯喧嘩は時の人民が迷惑

する計りでは無い場合に依つては國礎を危くする事が無いとも言へぬ、現に此上下兩院の衝突に就いては、過去に於て屢々苦み經驗を吾人に向つて與へて居るでは無いか、或時は下院の解散を強要された事もあるし、又た或時は大詔煥發を余儀無くせしめられた事もあつた。

「院制爭議」の爲めに國家を非常な難局の上に立てしめたのは、決して我邦丈では無い、苟も立憲國として複院制を採用して居る邦家は、人文醇化社會進歩の道程に於て、必ず此苦境を経過して居る、中には内亂類似の大紛擾を惹起せしめた事もある、千八百七十五年の佛蘭西、千八百三十二年、並に千九百十一年の英吉利に於ける院制革命史は、夫れを證して餘りある者である。

今日我國民の期待して居る、普選實行を以て完全なる輿論政治を布こふと謂ふ希望は、悲む可き違算と謂はねばなるまい、權利の上に於ての高級院、法制の上に於ての再審院たる、貴族の貴族院が存在して居る限り、決して國民多數の意志に倚る政治が行はれる者では無い、貴族立法の嚴存して居る治下に於て輿論政治が立派に行はれると想ふのは大間違ひで有る、而して其大間違ひが頗る危険を含んだ間違ひである、即ち若し將來に到つて國民の期待を裏切り、毫も普選の効果が顯れず輿論政治が出現し得無かつたとしたならば、其時は什麼も成るで有らふ、國民が貴族立法を咀ひ、二局議院の弊を痛感する丈けで停まらう乎、吾曹は其際に於ける國民の自暴自棄を虞れる。

現今の政事家や學者の内には只だ漠然と立法機關としての二院制度は世界の大勢であると説いて居る人がある、中には代議政體と謂へば必ず二局議院で無ければ成らぬ様に想ふて居る人もあるらしい、殊に貴族院に席を有して居る人達の裡には、貴族院の存在は確定的の者で、憲法が存在して居る限り永劫末代迄繼續する者と確信して居る向も有る様である。「議會主義」Parliamentarismは憲法と共に悠久性を有して居るが夫れを直に院制の數量問題に適用する譯けにはゆかぬ。

元來代議制度の治下に於て二局議院制を採用したのは比較的近世に屬する事で、中世期に於ては英吉利を除いて他の歐羅巴諸國は概ね單院制を採用して居た、中には正反對の立法組織を樹て三院制、四院制を採用して居る國家も存在して居たのである。又た當今に於ても、猶ほ各種職能を代表せしむる目的を以て、數種の立法院を創立せしめんと主唱する「ギルド、ソシアリズム」の如きも存在して居る様な次第で、決して院制なる者は二局議院に限つて居る者で無く、恐らく近き將來に於て、世界立憲國の院制は、數個院制に分割せらるゝ乎、將た單院式 monism の組織に引き纏めらるゝ乎の傾向を有して居る者と認めねばならぬ。

現在に於ける世界各國の法制なる者は、形式の上に於て複院式を標榜し、實際の上に於ては單院制を以て立法行爲を完成せしめて居る國家が夥いのである、現に英吉利の如き千九百十一年の議會法通

過以來、憲法上に於ける外貌は從來の複院制であるが、實際に單院制と異らざる立法機關を運用して居る譯である、其他大戰以後現れたる歐洲の再建國や新興國は大概英國と同意義の上に立つて、「法文上の二院制實際上の一院制」——を實施して居る次第である、就中聯邦的複式國家の如きは形式の上に於ては參院制を採用する傾向を馴致して居るが、實際は單院制度に依つて其實を行ふて居る。……（現に獨逸聯邦共和國は憲法上に於て上下兩院の外經濟高等會議院 Reichswirtschaftsrat を加へ參個院制の外貌の許に於て、實際の立法事業は「ライマル」に於て決定したる一院制たる國會即ち下院 Reichstag のみに據つて完成されて居る、又た「ソビエツト」露西亞聯邦國は、形式の上には聯邦七ヶ國代表院と各人種代表の族制院と勞農代議院との參個院制を以て立法機關が組織されて居るが、實際は千九百二十四年の新憲法が規定したる莫斯科の「ソビエツト」勞農立法部一院のみを以て立法行爲を司らしめて居るのである……）（第三編種別、第十一編憲法改正の項參照）

斯の如く當世各國の院制は表面上二院制が多數の如くであるが、實際に於ては一局立法機關を以て立法事業を爲さしめて居るので在つて、決して特權的上院制や同一權限の複審制を以て立法機關に備へて居る箇所は無いのである、吾輩は今爰に、自説を確める爲めと、且は亦た現今世界に於ける憲法學者や政治家が斯院制問題に就て奈何なる意見を懷抱して居るかを瞭かにするが爲めで爰に歐洲大戰前後世に公にせられたる、各種の書冊を涉獵し學究的研究に據り、専ら其條項に關したる博引傍證に勵めて見度いと惟ふ。

當世法制學の「オーストリチー」にして英國上院制度調査會の議長たりし「フライス」は其著「現代之民主主義」の裡に於て論じて曰ふ。

（註一）「世界大戰以後多數ノ國家ガ動搖シタ様ダガ、其結果ナ約言スレバ一方壓制ノ艱苦カラ逃レル爲メト、他方抽象的天賦人權論ノ上カラ出般ノ事ガ少數カラ多數ニ遷リツ、有ル譯デアアル。

「少數ノ人ガ他ノ多數ノ人ヲ支配スルトキハ、其被治者ノ憤怒ト反抗ヲ買フノニ極マツテ居ル、之レガ社會ノ平和ヲ破ルノデアアル、誰人デモ權力ノ暴用ハ良ク無イニ極ツテ居ル聖人ニ非ザル限り此過誤カラ免レ得ラレヌ、否ナ、聖人ト雖モ恐ラク暴用ニルデアアラウ。

「現在ニ於テ絶對平民主義ノ教權ニ歸依スル者ハ、普通選舉ノ手段ヲ通ジテ完全ニ上院ノ廢止ヲ主唱シテ歐マヌノハ無理ハ無イ事ダ。

（註二）「何故ヘ今ノ世ニ於テ二個院ヲ保ツ必要アリヤ、一院デハ人民ノ意志ガ充分徹底的ニ表現スルコトガ出來ヌト言フノデアアル乎現代ニ於テ進歩シタル主義者ノ說ニ從ヘバ、異口同音ニ第二院ノ打破ヲ希望スルト謂フ。

（註三）「佛蘭西ハ千八百三十年ト千八百七十五年ノ兩度ニ於テ何故ヘ單院制ヲ廢シテ二院制トシタカ、其當時「シイエー」ハ是レヲ非難シテ叫ンテ曰フタ……何ノ必要アツテカ二院制ヲ製造シタノデアアラウ乎、若シ上院ガ常ニ下院ト同ジ意見デ在ツタナラ全ク余計ナ、贅物デアアル、又タ若シ上下兩院不一致ノ場合ガ屢々出來タラソレコソ厄介ナ者デアアルト。

「此ノ「チレンマ」ヲ比喩テ謂フテ見レバ恰度ト昔時暴君「アリフ、ナマ」カ歴山市ノ書籍館ヲ炎上セシメタ當時述ベタ言葉ガ憶ヒ出サル、……「ナマ」曰ク、若シ此書籍館内ニ存在シテ居ル澤山ノ書籍ガ「コーラン」ノ經典ト一致シタ事項ガ書キ誌サレテ有ルトシタナラバ、別段爰ニ大切ニ保存スル必要ハ無イ無駄ナコトダ、又タ若シ「コーラン」ノ經典ニ反對シタ異端ノ事ハ

ガ書キ誌サレテ在ツタトシタナラバ、夫レハ大變ダ神罰ナ蒙ル惧ソガアルカラ直ニ燒棄テ、仕舞ヘト。

米國憲法學者の泰斗「ローエル」博士は其著「大陸歐洲ニ於ケル政府ト政黨」の内に誌して曰ふ。

(註四)「民主政治ナル者ハ實際的輿論ノ上ニ充分ナル協同一致ガ出來ル迄ハ未ダ以テ強固ナル者トハ言ヘ無イ、苟モ善政ト指サル、モノハ社會上ノ各階級ガ相互和合シテ協調ノ實ヲ擧グルニ非ザル以上出來ルモノデハ無イ、言ヒ換ユレバ貴族主義ヤ特權階級等ガ消滅シ庶民階級ト甘ク調和ガ取レルニ非ザレバ奈何ニ民主主義ノ普通選舉ガ行ハレタレバトテ、善政ノ布ケルモノデハ無イ。

(註五)「貴族院ハ現在ノ所全ク其地位ヲ失フタト謂フテ宜シイ、現ニ大切ナル財政案ニ容喙スル權利スラ剝奪セラレ、立法機關トシテ不用ノ者ト化シ去ラウトシテ居ル、内閣ノ組立テヤ政府ノ施政ニ對シ何等發言權ナ有シテ居ラヌ。
「上院組織ナル者ハ今日ノ場合無用ノ長物デアアル、政府ヤ下院ガ或ル問題ニ就テ眞面目ニ熱心ニ腰ヲ容レテ強硬ニ主張スルトキハ、是ニ向ツテ反抗スルコトモ否認スルコトモ出來ヌモノト成ツテ居ル。

英國勞働内閣の閣員で在つて政治哲學の大家「シドニー、ウエツプ」は彼れの新著「上院之改革論」の裡に論じて曰ふ。

(註六)「現在ニ於テ英吉利ノ貴族院ナル者ハ憲法的ニ停止ノ姿ニ成ツテ居ル。

「上院ナルモノガ何故ヘ今日迄存在シテ居ルカト謂フニ唯ダ歷史上ノ事實ニ拘泥スル意識ト、政治地誌ノ上ニ於ケル曖昧ナル空想ト並ニ政治ガ極端ノ民主主義ニ流レハセヌカトノ杞憂ノ上ニ於テ僅カニ其殘骸ヲ留メテ居ルノデアアル。

(註七)「吾人ハ果シテ奈何ナル種類ノ上院ヲ希望スルカノ問題ニ就テノ答辯ハ極メテ明瞭デアアル、即チ吾々ハ第一義トシテ下院ノ製

爭者ノ權ナモノヲ作ルト云フコトハ斷シテ容認出來ヌ。

「平民立法ヲ以テ調和ヲ採リ得ラル、場所ニ何チ苦シテ上院ト云フ競争的第二院ノ必要ガ有ラウ、又チ平民立法ニ一致出來ナイ所テハ上院制ナルモノハ最高度ノ危險性ヲ包含スルモノデア有ル。

(註八)「貴族院制度ニ對スル最終ノ結論ハ凡ソ左ノ如キモノニ歸着スルト看ル可キデアアル。

「貴族院ハ正ニ廢止スベキモノデアアル。

「下院ハ最高立法機關トシテ存在シテ居ナケレバナラヌ。

「聯邦的複式國家ノ帝國參議院 Imperial Senate。——(英國各殖民地及ビ自治領ナ代表スル委員會)——ノ創立ハ全然別問題デアツテ現在ノ上院ナ夫レト同視ス可キモノテハ無イ。

「富豪院ヤ特權階級院ノ存在ハ最早ヤ人民ノ耐ユル所テハ無イ。
「民主主義ニ反抗スルガ如キ第二院ハ一日タリトモ成立セシメ度ク無イ。

「吾人ハ腐朽シタル伽藍ヤ老耄シタル僥倖ノ爲メニ設ケタル金箔ノ光澤ヒカヒカスル佛壇ノ様ナモノニハ何等ノ必要モ持ツテハ居ナイ。

新思想家の第一人者としての「シムコピッチ」は其著「マルクス對社會主義」の裡に於て述べて曰ふ。

(註九)「從來ハ少數者ノ掌裡ニ政治上ノ權利並ニ特種的利權ガ集中サレテアツタノデアツタガ、斯集中作用ハ、富、勢力、智識、道徳ノ力ニ依ツタ結果ダトノ辯解ハ最早ヤ正當ノモノトシテ認メル譯ニハ行カヌ、群衆ハ起ツテ而テ叫ンダ……………曰ク、吾々チシテ我々ノ數ヲ算ヘシメヨ、吾々ハ總テ平等デアアル、而テ權力ナル者チ多數ノ者ノ頭上ニ歸セシメヨ。
「是等清新ナル教權ハ到ル所ニ擡頭シテ來リツ、アル、舊イ伽藍……………貴族政治……………ハ彼等ノ攻撃ノ的トナリ、總テ地

モノテアル。

(註十四)「今日ノ如キ責任内閣制ノ大臣ガ上下兩院ニ向ツテ同一様ニ責任ヲ帶ブルト謂フコトハ非常ナ錯雜ナコトヲ到底望ミ得ベカラザル所業デアアル、是ニ於テカ「大臣職ナル者ハ同時ニ二人ノ主人ニ仕ヘル事ハ出來ヌ」A Ministry can not serve two masters. ト謂フ諺ガ出テ來ルノデアアル、即チ上下兩院ハ同等權テハ無イ從ツテ大臣ハ下院ノ決議ニサヘ附隨スレバ良イノデアアツテ上院ノ決議ニ服従スル義務ハナイト云フ結論ニナルノデアアル。

「假令ヘ選舉式ニヨリ定時ニ新陳代謝ヲ行フ制度ノ下ニ於テ成立スル上院制テモ上院制ノ本能トシテ非常ナ停頓ヲ免レル者アハナイ。

(註十五)「千九百十八年英吉利ノ普通選舉法實施ハ上院制ヲ民主主義ニ引直ホサントスルモノニ取ツテハ都合ガ良イガ、苟モ貴族的有力ナル上院制ヲ希望スル輩ニ取ツテハ非常ナ苦痛ト視ネバナラス、現ニ「ブライス」委員會ノ報告書ノ如キヲ見ルモ猶ホ伊太利加奈太ノ如キ終身制ト間接選舉制ヲ排除シタルガ如キ效果ガ現レテ居ル。

當世民主主義の碩學「スバルゴ」は其著「ボルシエビズム」に於て論じて曰ふ。

(註十六)「階級道徳、乃至、特權者流ノ心理状態ト云フモノハ、タゞ世人ノ同情ト因襲ヲノミ頼ム一種ノ詐偽的勢力デアアル、………此勢力ノ墮勢ハ貴族政治ト成ル。

「マルクス」ノ教權ナルモノハカ、ル階級權力ニヨル支配權ヲ無効ナラシメンガ爲メニ假リニ一時的「プロレタリアン」ヲ以テ社會ノ支配權ニ進メントイフノデアアル。

「生産業ノ發達ニ伴ヒテ「プロレタリアツト」ハ其數量ヲ増スノミナラズ、其人數ナ一箇所ニ集中シ非常ナ強力ナルモノト成リツ、アルノテ有ル、彼等大數量ノ運動ハ大多數ノ利益ノ爲メノ大多數ノ獨立の運動デアアツテ各自階級意識ニ自覺シテ居ルノ

デアアルカラ、少數支配政治………貴族立法乃至資本家政治………ハ到ル所ヲ破壞セラル可キ運命ノ下ニアル。

米國憲法學者にして市俄古大學教授「ベントレー」は其著「政治ノ作用」中に於て院制論に就て論じて曰ふ。

(註十七)「元來立法體ニ就テ議院ノ箇數ナル者ハ必ズシモ確定サレテ居ル者アハナイ、數箇ノ階級ヲ代表スルガ爲メニ數個ノ議院ヲ設ケルノモ宜シイ、又タ抽象的理想ノ上カラ二局議院ヲ設ケルノモ良ロシイ、然シ理想的ノ二局議院抽象的複院制ハ事實上ノ根據ガ乏シク、………下院ノ橫暴ヲ制スルトカ、熾念立法ノ弊ヲ矯正スルトカ曰フ空想的假定說ノミニ偏シ………途ニ上下兩院共ニ同種、同質、同様ノ利害ヲ代表スル者ノ集合體ト成ツテ常ニ抵觸、杆格ノミチ事トシテ政務ノ進行ヲ沮害スルノデアアル。

「昔時ノ上院ハ練達ノ士ニ依ツテ組織セラレ、多數民ノ豫想ヨリモ一層超越シテ彼等ヲ説得シ指揮スル人達ノ府デアアツタガ、近頃ノ上院ト來テハ全ク反對ノ現象ヲ呈シ、昔時トハ比較ノ採レヌ程ニ劣等ノモノト成リ下ツテ居ル、彼等智識ノ缺亡ハ全ク彼等ノ墮落ノ印象デアアルト。

「ギルド」社會主義の權威「コール」は其著「ギルド、ソシアリズム」に於て階級立法の弊害に就て述べて曰ふ。

(註十八)「凡ソ社會ハ其構成分子タル個人又ハ集團ノ全體ニ對シ其等意志ノ表示ニ就テ可成的廣潤ナル範圍ノ上ニ其機會ヲ與ヘネバナラス。

「ソレ故ヘ其社會構成分子ノ内ニ富、地位、權力ノ甚數イ不平………特權階級ニ由ツテ立法部ヲ占領セラル、ガ如キ………

「ギルド」組織ノ本領トシテソレヲ認ムル譯ニユカス。

「假令と爰ニ一人一票主義 One man one vote ノ絕對普選的ノ代議院が存在スレバトテ、貧富ノ差、地位ノ別ガ嚴存シテ以上到底其所ニハ公平ナル政治ガ行ハレル者デハナイ。

「政治上ニ於ケル貧富ノ差別待遇、階級的特權等ヲ撤廢スルト曰フコトハ自然的デアツテ當然ノ急務ト認メホナラヌ。

(註十九)「過去ニ於ケル政治組織カラ蟬脱スルト同時ニ吾人ハ生産、消費ノ二系統ニ屬スル各分類ノ政治體ヲ要求スル、……教育「ギルト」、衛生「ギルト」、文化「ギルト」ノ爲メニ教育立法會議、衛生立法會議、文化立法會議ヲ成立セシメ猶ホ其他各種職能代表機關ノ構成ヲ希望スルモノデアアル、……之等各種職能代表機關ハ總テ「經濟最高會議」 The supreme council of national economy ニ結び附ケラレ、國家ト並立スル「共同社會團」 The Commune. ノ立法機關ニ成ルモノデアアル。

米國歴史哲學の大家にして「エール」大學教授「アダムス」博士の「英國憲法史」中にある院制論を擧ぐれば、

(註二十)「英國ニ民主主義ノ運動ガ開始セラレタ以來、上院ノ容態ガ大ニ變化シテ來タ、元來ガ英國ニテハ上院議員ト成ルノガ實際ニ於テ左程ト困難デナイ結果、商業上ノ成金輩ガ深山任命セラル、權ニ成リ、遂ニ今日テハ英國上院ハ全ク一種ノ富豪集團ノ様ナ者ト化シテ來テ國民意志ノ代表カラ遠ザカリ愈々一階級ノ利害ノミヲ代表スル機關ト成リ果テタハ奈何ニモ歎ズ可キ次第デアアル。

「然シ英吉利テ上院ノ不必要ヲ世人ニ認メラレタコトハ五十年前カラノ事デアアル、現ニ千八百八十一年「デルビー」卿ガ上院議員招待會ノ席上テ放言シタ有名ナ譚ガアルソレハ斯ウデアアル、……私ハ只今此席テ貴族院ニ就テノ權利義務ニ對シテ憲法上ノ議論ヲ仕樣ト言フ考ヲ保ツテハ居ラス、元來ニ於テ英國貴族院ナルモノ、權利ハ各方面ニ於テ尊重サレ又々歡迎サレテ居

ルモノト思ハレマセウカ、私ハ遺憾ナガラ「否」ト答ヘナケレバナリマセヌ、亦貴族院ノ義務ナル者ガ、實際ニ於テ遂行サレテ居ルト思ハレマセウカ、之レモ残念ナガラ「否」ト答ヘナケレバナリマセヌ。

院制問題に關する學者達の所論を掻き集めれば際限も無い事であるが、是を要するに當世政治哲學の上に於ける教權の大勢なる者は、……「院制ノ現狀ニ慊キタラズ或ハ地域代表主義ノ單院制ニ纏メルカ若クハ職能代表主義ノ數個院ニ分賦セシムルカノ岐路ニ立ツテ居ル者ト觀ゼラル、ノデアアル」……而して孰れの方面から觀ても、世襲貴族や特權階級に立法權を委ねて置けと謂ふ議論は是を看出す事が出来無いのである。

吾曹は爰に更らに、學者以外近世に於ける實際的政治家達が、斯二局議院制に就て果して奈何なる議論を懷抱して居るかを質して看るも、強ち徒爾でも無からうかと思ふから諄どど敷い様だが左に其二三の實例に就て誌して見よふ、……先づ米國から始める。

(A) 前大統領「ウキルソン」ハ彼ガ「ブリストン」大學教授並ニ「ニウジャアシー」知事ノ期間ヲ通ジテ、世ニ公表シタ三大著述、「議會政治」 Congressional government 「亞米利加人民ノ歴史」 A history of American people 「合衆國ノ立憲政治」 Constitutional government in the United States. 殆ト全篇ヲ通ジテ院制問題ノ論議デアツテ、徹頭徹尾上院組織ノ攻撃論デアツタ、彼ガ將來榮達ノ後チ常ニ

上院議員ノ反對ヲ受ケ、遂ニ平和條約ノ批准ヲ拒否セラレテ憤死シタルモ、其因ハ實ニ此所ニ基
ヒシテ居タ譯デアル、彼レ述ベテ曰フ。

「余ハ一代ヲ通ジテ金權ト戰フ可キ天職ヲ有シテ居ル、米國ノ金權ハ上院ノ集合體ノ上ニアル、故ニ余ハ一代ヲ通ジテ上院ト
闘ハネバナラス。

「米國現在ノ政治權ハ大實業家ノ掌裡ニ握ラレテ居ルノデアル、國民中最少數ナル富豪級ガ事實ニ於テ國民最大數ノ立法
行爲ヲ自由ニシテ居ルノデアル、此富豪集團タル米國上院ハ人生數代以前ニ製造セラレタ憲法ノ一條項ニ藉口シテ行政首長タ
ル大統領ノ權利ヲ抑制シ、他方政黨ヲ操縱シテ私腹ヲ肥スコトニ吸々トシテ居ルノデアル、富豪政治ト民主主義トハ並立スル
モノテハ無イ。

「余ハ政治ノ刷新ハ上院ヲ改良スルカ將タ廢止スルカニ在ルト思フ、現ニ余ハ千九百八年ノ選舉ノ際ニ於テ、余ノ所屬シタル
黨派ノ幹部タリシ有名ナル「ベルモント」、「ライアン」、「モルガン」ノ排斥ニ全力ヲ竭シ、吾ガ洲内ニ於テハ民主黨ノ「スミス」
ノ當選ヲ妨ゲ、却テ「マアティン」ト云フ赤貧ノ君子ヲ援助シタ様ナ次第デアル。

「余ハ大統領タル政府ノ首長トシテ、上院ノ各種ノ委員行政ニ反對ス、這ノ委員制度ハ立法權ヲ個人ノ利害ニ應用スル積弊
アルヲ知ルカラテアル、又タ余ハ關稅法ヲ改正シ、從來大實業家ガ保有セシ保護權ヲ撤廢スルコトヲ盟フ、又タ余ハ金融制度
ノ改正案ヲ提出シ、各聯邦ノ準備金ヲ全米國中十二ヶ所ニ新設スル政府監督ノ貯金所ニ保管セシメ從來ノ如ク少數大銀行家ノ
手裡ニ委託スル制度ヲ改良セシメヨウト思フ、是等ノ作用ハ間接ニ上院ヲ改良シ富豪立法ノ弊ヲ矯ムルニ効果アル可シ。

「政府ノ基礎ハ不正ヲ矯正スルノ任務ニアリ、政府ノ義務ハ強壓者ヲ制シ弱者ヲ援護スルニ在ル、余ハ大工業家ヤ富豪者ノ
爲メニ常ニ虐ゲラレツ、アル労働者ヤ婦女子ヲ援助スルヲ當然ノ義務ト信ズ故ニ富強者ノ特權立法ニ反對シ、上院ヲ否認スル

者アル。

(B)米國労働同盟會々長ニシテ新世界無産階級ノ大統領ト呼バレタ、「コンパース」ハ彼ノ自傳中ニ明
記シテ曰フ。

「余ハ常ニ自由ノ立場ニ立ツテ政治ヲ論ジタ、政治ヲ公平ニ論議セント欲セバ、政黨ノ關係ヤ官公吏ノ關係カラ超越シテ居ラ
ネバナラス、余ハ千八百八十九年共和黨カラ紐育洲ノ上院議員ノ候補者ニ推薦スルト申込マレタガ、言下ニ拒絕シテシマツタ
元來ニ於テ上院ナル者ハ資本家ノ代表又ハ代表ナラザル者ガ代表シタリト自稱スル下等種族ノ集合テアツテ、常ニ法權ノ隆カ
ラ人類中最モ忌ム可キ罪禍ヲ製造シテ居ル者デアル、余ハ這團中ニ入ル事ヲ欲シナイ。

「余ハ米國上院ノ議員途ガ賣國行爲ヲ一場茶飯ノ事トシテ行フテ居ル事ヲ知ル、現ニ西班牙戰爭ノ如キ全ク「キウーバ」其他西
班牙領ニ兼テ資本チ下シテ居ル資本家ノ猛運動ヨリ惹起サレタ事件デアツテ上院ガ是レニ太鼓ヲ叩イタノデアル、又タ「ハワ
イ」合併ノ如キ日米戰爭宣傳ノ如キハ全ク食糧會社ヤ武器會社ガ自社ノ株式ヲ高騰セシムル目的ヨリ出テタル一種ノ謀略ニ外
ナラヌノデア
テ常ニ上院ガ先棒ニ成ツテ運動スルノデアツテ其罪惡天人共ニ怒ル所デアアル、余ハ「ハロイ」合邦問題ニ就テ
嘗テ其不可ヲ時ノ上院議長「リード」ニ申送り、武器會社ノ労働者ハカ、ル賣國的行爲ニ雷同セザル可シト言ヒ添テ置イタ。

「余ハ歐洲戰爭ニ際シ、米國労働者ヲ代表シテ渡歐シタ、其後媾和委員ニ推舉セラレタルヲ以テ極力世界ノ平和、人生ノ幸福
ニ向ツテ勸メタガ、米國上院ハ大統領ニ對スル個人的怨恨ノ爲メニ媾和條約ヲ否認シ、遂ニ世界ノ民主主義、平和主義ニ反對
シ不義背信百世拭フ可ラザル一大恥辱ヲ米國國民ノ上ニ齎シタ、余ハ信ズ余ハ確ク信ズ、米國ニ上院制ノ存在スル限り、米國
ノ國是ヲ公平ニ執行スルコトハ出来ヌモノデアルト。

(C)次に英國に遷る「グラドストーン」ハ千八百九十四年貴族院ガ、愛蘭土自治案ヲ否決シ、爲ニ天下

ノ物論沸騰シタル際、其三月一日下院ニ於テ爲シタル演説ノ要旨ニ曰フ。

「余ハ常ニ英吉利議會制度トシテ上院ガ有スル立法機能ノ廣義ニ疑問ナ有スル者デアアル、父祖ガ勳功ニ依ツテ獲得シタル椅子ノ上ニ晏然タル貴公子、僅々三十頭顱ノ世襲者ノ決議ヲ以テ大英帝國ノ法律ガ制定セラル、ト謂フコトハ世界ノ珍事デアアル……(英國憲法ノ習慣ニヨリ貴族院ハ七百餘名ノ議員中參拾名以上出席スレバ開會シ得ラル、特權アリ)……、國論ヲ代表スル時ノ政府ノ政策ニ向テ世襲貴族ノ立法院ガ反抗スルコトノ不道理ハ誰人モ識ル所デアアルガ、今日迄ハ常ニ人民ノ寛容ニ依ツテ經過シテ來タガ、然シ此寛容ハ已ニ竭キントシテ居ル、今後再ビ之等衝突ノ起ル場合アラバ、國民ハ必ズ最後ヲ決定チ上院ノ上ニ加ヘルコトヲ信ズルノデアアル。
「彼ハ其後チ「ジョン、モーレー」等ト共ニ「貴族院五十年橫暴史」ヲ編纂シ盛シニ、上院廢止論ヲ唱導シタコトハ世人熟知スル所デアアル。

(D)「グラドストーン」ニ次デ自由黨總理ト成ツタ、貴族出身ノ「ローズベリー」卿ハ身清華ノ流ヲ酌ムニ係ラズ、上院革新ノ急先鋒ヲ以テ任ジ、自己ノ内閣當時ハ勿論、彼レカ在野ノ時ニ於テモ、貴族立法ノ非ヲ鳴シ、同志ト共ニ上院ノ改革ヲ企圖シタ次第デ在ツタ、千八百九十四年六月五日「ブラードホード」ニ於ケル演説ノ要旨ニ、曰フ。

「余ハ今爰ニ「上院ノ改革カ將タ廢止」ト題スル者ニ於テ述ベル、余ハ嘗テ上院議事能率増進ニ關スル建議案ヲ提出シタコトガアツタ、然シ其案ハ不幸ニモ否決セラレタ、今日モ昔日ト同様、上院ハタゞ怠慢ノ府デアアル、貴族ハ政治上獨立ノ地位ヲ占メ靜カニ國事ヲ論議スルト謂フガ、夫レハ全ク虛妄ノ言デアアル、現在貴族立法ハ政黨政治ノ下ニ於ケレテアル、若カモ其政黨

政治ハ、唯ダ或ル一政黨ノ旗ニ置カレテアルノデアアル、上院ニ於ケル保守黨ハ絕對多數デアアル、國民ハ千八百三十三年以テ千八百六十七年ノ議會政治ノ改革案通過後モ、實際ニ於テハ毫モ上院ヲ制肘スル効果無ク、依然トシテ上院ハ橫暴ノ限リヲ竭シテ居ルヲ見テ駭イテ居ル現ニ諸君ガ選出シタ代表者ノ決定シタル下院ノ法律案モ上院ハ氣儘氣隨ニ之レヲ改廢シテ居ルテハ無イカ、立憲政治ノ完成ハ上院制度ノ刷新カラ着手セホバナラス、吾輩ハ上院ヲ愛スル故ニ上院ノ改革ノ急速ヲ希望スルノデアアル若シ今日上院ノ改革ガ斷行サレホバ吾輩ノ愛慕スル上院ハ消滅スル恐レガアル。

「彼レハ貴族ノ世襲制度ヲ忌ミ、千八百九十四年ノ相續法改正案提出ノ際述ベテ曰フ。
「貴族ノ長子相續ハ道德上ニ於テ不可ナルノミナラズ暗愚政治ヲ招致スル上ニ於テ政治上ノ罪惡デアアル、猶ホ貴族自身ノ身ニ取ツテモ非常ナ苦痛デアアル吾輩ハ現ニ夫レヲ味シテ居ル、貴族襲爵ノ爲メ必ズ上院ニノミ出席セザル可ラザルノ義務、即チ憲法上ノ「位階壓制」Orderノ件ノ如キモ速ニ排除セナクレバナラヌモノデアアルト。

(E)千九百七年進歩黨内閣ノ首相「バーナム」ガ「上院權限縮少案」ヲ作製シ、同年六月二十四日議會ニ提出シタ當時ノ演説、

「余ガ本案ヲ作製シ提出シタル理由ハ、下院ノ權限ヲ確立セシメントスル目的ニ外ナラヌノデアアル、乃チ人民ノ意志ヲ直接代表スル所ノ立法ヲ完成セシメントスル總旨ニ基クモノデアアル余ハ強チ上院ヲ壓迫セントスル者テハ無イ、元來ニ於テ下院ナル者ノ性質ハ唯ダ上院ノ賛成ヲ受ク可キ法案ヲノミ可決スベキ性質ノ者テハ無イ、時ニハ上院ガ舉ツテ反對スル法案ヲモ可決スルコトノアルヲ豫想セホバナラス、此場合ニ於テ何時モ上院ニ依ツテ阻害セラル、ニ於テハ、人民ノ意志ノ貫徹ガ期セラレヌ譯トナリ議會ノ職責ガ竭サレヌコトト成ル、故ニ余ハ爰ニ一ノ法案ヲ提出シ……「國民直接選出シタル代表者ノ表現シタル民意ノ實行ヲ期スルガ爲メニ、下院ノ決議ヲ尊重シ上院ノ修正及ビ否決ヲ不可能トスル法案」……ヲ提出シ之レガ通過

ヲ希望スル所以デアアル、余ハ上院廢止論ニ賛成スル者テハ無イガ、然シ上院議員諸君ガ余ノ提案ニ反對シ他ク迄テ從來ノ態度ヲ以テ進マル、ニ於テハ他日國論ガ「上院廢止論」ニ向ツテ馳セハセヌカチ杞憂スル者デアルト。

(F) 千九百十年ノ豫算案ニ關聯スル「金錢法案」 Monetary bill. 並ニ千九百十一年ノ「上院否認制限法案」所謂 Veto billニ關聯シテ「アスキス」ヤ「レドモンド」ヤ「ロイド、ジオルジュ」ノ爲シタ貴族院攻撃ノ演說ヤ「ロースベリー」卿ヤ「ランスタウン」卿ノ上院刷新案ヤ猶ホ其前後ニ於テ勞働黨ヤ急進自由黨ノ爲シタ上院廢止論ハ後章隨所ニ詳說スル積リテアルカラ爰ニハ夫ヲ略スル事トシテ、唯ダ最近千九百二十五年第二「ボールドウキン」ノ保守内閣ニ於テ其閣僚ノ一人「バーケンヘット」カラ「上院權限ノ恢復」ヲ意味シタル一種時代錯誤ノ「上院改革案」カ提出セラレタルニ際シ、大法官「ケーフ」ガ政府ノ意向ヲ布衍シテ賛成演說シタル其趣旨ヲ參考ノ爲メニ左ニ掲ゲル事ニスル。

「若シ今日ノ英國ニ於テ千九百十一年ノ議會條令 Parliament Bill ナ其儘ニ放任シテ措クトスレバ英國ハ全ク一院制ノ國家ト成ツタモ同然デアアル、將來「スノーデン」君ヤ「ヘンダーソン」君一派ノ政府ガ出來タ暁ハ英國ハ名實共ニ上院ト謂フ者ガ形ヲ沒スル時デアラウ、今日ト雖モ、若シ政府ガ埃及ヲ捨テ「ジブラルタル」ヲ拋棄シ「シンガポール」ヲ某國ニ讓渡スルガ如キ結合アリトスルモ上院ハ指テ卿ヘテ傍觀スルヨリ外ニ策ノ出様ガ無イ、又タ下院ガ、富者ノ遺産ヲ國有ニスルト謂フ法案ヤ、曠山所有權ヲ沒收スルト謂フガ如キ法案ヲ通過セシメタル場合、上院ハ果シテ奈何ニ之レヲ阻止スルコトヲ得ル乎、唯ダ手ヲ

拱イテ默視スルヨリ外手段ハ無イノデアアル議會法ノ條文ニ遵ヘバ下院ノ考ヘ次第テ英吉利ヲ明後半ニハ共和國ト爲スコトモ出來ル又露西亞ノ如キ「ソビエツト」式ニ爲スコトモ出來ル今日ノ如キ上院ハ實際ノ國家ノ政治機關トシテ何等ノ働キナモ成シテ居ラヌノデアアル、此現象ハ英國ノ危機デアアル、須ラク上院制度ヲ改革シ、充分意義アル者ニ恢復セネバナラヌノデアルト。「ケーブ」卿ノ這ノ「上院權限恢復論」乃チ千九百十一年以前ノ英國上院制ノ追慕ハ情ニ於テ強チ無理トハ謂ヘ無イガ、然シ民主主義ノ横溢セル現在ノ世相ニ於テハ卿ノ所說ハ六日ノ莖蒲十日ノ菊ト成リ果テ、居ルノデアアル、眞實英國ノ上院制度ナル者ハ……………「無イヨリハ優シダ」 Better than without it. ノ時代ヲ通過シテ今ヤ「國家ハ上院ガ無クテモ差闕ヘ無イ」 The country might almost as well without a Second Chamber. ノ時代ニ移ツテ居ルノデアアル。

(G) 佛蘭西ハ千七百八十九年九月ノ憲法ヲ始メ、千七百九十一年同ジク千七百九十三年ノ革命憲法及ビ千八百四十八年ノ改正憲法、千八百七十一年ノ假政府ノ憲法草案共ニ孰レモ一院制ヲ採用シテ居タノデアツタガ、千八百七十五年二月ニ到リ種々ノ事情(第三編院制種別ノ項參照)、ニ依ツテ二院制ト化シタノデアアル、其際例ノ「ガンベツタ」ハ慨然トシテ左ノ如ク述ベテ居タ、曰ク。

「余ハ「チエール」ノ主唱スルガ如キ參議院制 Senat, モ嫌ヤダシ、復タ「マクマホン」ノ主張スルガ如キ大會議制 Grand Council, モ不賛成ダ、英吉利ノ如キ貴族ノアル國家ナラバ或ハ二院制ヲ必要トスルカモ知ラヌガ、今日ノ佛蘭西ノ如キ階級皆無ノ國家ニ於テ何故ハ二院制ノ必要ガアルガ、選舉式ニ據ツテ選出セラレタ代議士ヲ上下ニ兩分スルハ滑稽デアアル、若シ猶ホ

敢テ這ノ二院制ヲ實行スルトセバ、其結果上院ナルモノハ「道化芝居トナル」A theatre de la rive Gauche. 余ハ飽ク迄「議會ノ意志ハ唯一也」ト云フ原則ニ遵ビ、唯一個ノ國民議會 Assemblée Nationale, ヲ以テ満足セント欲スルモノデアアル。

(H) 佛國政府ハ下院信認ノ上ニ成立シテ居ルノデアツテ、上院ノ信認奈何ハ問題ヲハ無イノデアアル、時ノ内閣カ上院ニ向ツテ信任ヲ問フタ例證ガ無イデモ無イガ、近頃デハ上院ガ如何ニ反對スレバトテ、政府ハ夫レニ一顧モ與ヘズ堂々自己ノ所信ヲ敢行シテ居タノデアアル現ニ千八百八十年ノ「フレシネー」内閣ノ教育案千八百九十年「チエール」内閣ノ條約案ノ如キ上院ノ反對ニ係ラズ頑然トシテ其政府ヲ維持シタノデアツタ、其後千八百九十六年ニ出來タ「フルジュワー」内閣ノ如キハ政府提出案ヲ三回迄デ上院ガ否決シタニ係ラズ内閣ハ毫モ是ヲ顧慮セズ自己ノ政策ヲ遂行シタ其後「マダカスガル」遠征費ヲ上院ガ否決セントスルヤ「フルジュワー」ハ議場ニ向ツテ演説シテ曰フタ。

「余ハ佛國人民ヲ直接ニ代表セル下院ノ信任ヲ有スル以上誰人ノ制肘ニモ服従スル義務ハ無イ筈デアアル、余ニ二重ノ服従ヲ強ユルハ酷デアアル、上院ナルモノノ決議ニ服従スル必要ハ無イト信ズル余ノ内閣ハ上院ノ向背ニ就テ何等痛痒ヲ感ズル者モ無イ、元來ノ性質トシテ佛蘭西上院ナルモノハ「社會進歩ノ障礙物デアアル」トミナラズ、國民意志ノ表裏ヲ防害スル者ナリ」

「千九百二十五年「エリナー」内閣ハ這ノ慣例ヲ追フテ、同様ノ「ケース」ヲ以テ上院ヲ蔑ニシタノデアツタ、乃チ同年三月八日、上院ハ文部省豫算ノ大削減ト資本課税法案ノ反對ヲ以テ瞭カニ政府ノ不信任ヲ表白スルヤ、政府ハ翌日直ニ下院ニ向ツ

テ自己ノ信任ヲ問フタ、下院ハ二百九十一票對二百四十二票ヲ以テ信認案ヲ可決シタ、是ニ於テ「エリナー」内閣ハ上院ノ反對ハ不顧内閣ヲ維持スルコトト成ツタ、是レ取リモ直サズ佛蘭西上院ナルモノハ内閣ヲ倒ス權利ハ無イモノデアツテ、立法上行政上全ク無能力デアアルコトヲ裏書シタモノデアアル。

(I) 千九百二十一年統一黨ト労働黨ト合同シ「ミルラン」、「ウイヴァニー」、「ゲード」等連署ヲ以テ政治改革ニ就テノ一大宣言書ヲ公布シタ、曰ク、「上院廢止」、「死刑廢止」、「女子解放」、此三條項ハ必ズ夫レガ完成ヲ期ス可シト、其後「バンカレー」内閣「エリナー」内閣ニ向ツテ兩黨有志ヨリ頻リニ其實行ヲ促ス決議案ノ提出ガ有ツタガ、遂ニ昨年四月ニ到ツテ佛蘭西下院ハ婦人代議士出現ノ前提トシテ、市會郡會ノ選舉ニ於テ二十一歳以上ノ女性ニ選舉權及ビ被選舉權ヲ附與スル法律案ヲ通過セシメタ、其結果此ノ次ギニハ「上院廢止」ト「死刑廢止」ノ法案ガ現出シ來ル者ト期待サレテ居ル。

(J) 千九百二十三年「バンカレー」内閣ガ「共產黨被告事件」ノ審議ヲ普通裁判所ノ審理ニ附セズシテ自己黨派ノ優勢ナル上院審議會ニ向ツテ其審議ヲ求メタ、其處置ヲ視ルヤ佛國ノ輿論ハ非常ニ激昂シタ曰ク

「何故ハ此共產事件ヲ普通裁判所ノ審理ニ附セズシテ上院ノ審理ニ托シタカ、何故ハ「ドレヒウ」事件以來餘リ例證ノ無イ

此憲法慣行上ノ例外ヲ亂用スルカ、之レ必竟政府者ガ自己ノ意志通りノ判決ヲ希望スルカラテアル、吾人ハ司法權獨立ノ爲メニ闘ハネバナラス、若シ上院ガ政府ノ委託ニ甘シ審理ヲ敢行セバ、吾人ハ上院ノ廢止ヲ即座ニ斷行ス可シト敢闘キ此問題ヲ中心トシテ巴里ニ於テハ一大罷業同盟ガ惹起セラレ各都市ニ於テハ内亂類似ノ市街戰ガ勃發セントシタノデアツテ、政府ト上院議員ノ驚駭ハ一ト通りテハ無ク大狼狽ノ末途ニ上院ヲシテ左ノ如キ屈從的宣言ノ決議ヲ爲サシメ之レナ四方ニ宣布シ漸ク事無キヲ得タ。……本院ハ政府ヨリ求メラレタル被告事件ヲ審議スルコトヲ欲セズ且ツ本院ハ將來ニ向ツテ憲法ガ與ヘタル最終裁判權ナルモノヲ最少限度ニ爲ス可キ事ヲ誓フ。……

「千九百二十年六月「ミルラン」ハ再三辭退シタルニ係ラズ、彼ノ選舉區民ハ彼ヲ無理ニ上院議員ニ推舉シタ、彼ハ嗤フテ選舉民ニ告ゲテ曰フタ。……諸君ハ予ヲ最後ノ上院ニ送り其跡始末ヲ爲サシムル爲メデアアルカト」……

(K) 獨逸ニ於テハ千九百十九年八月十一日新憲法起草者タル内務長官「フロイス」博士ハ「ワイマル」ニ於テ新憲法ノ基礎條綱ニ就テ述ベテ曰ク。

「余ハ自由ト正義ト平和ト進歩ヲ根幹トシテ這ノ憲法草案ヲ作製シタ斯ノ憲章ノ發動ハ曠テ其所ニ政治上社會上宗教上ノ總テノ拘束ヲ全廢スルモノデアアル從ツテ其所ニ貴人無ク亦タ平民無ク萬人平等ノ權利ヲ領得スルノデアアル、國權ハ國民ノ有ニシテ國ノ法律ハ人民ヲ代表スル議員ノ集合所ナル唯一國會ノ決議ヲ以テ制定スルモノデアアル、其所ニ貴族立法無ク其所ニ特權院モ無イ獨逸ノ立法機關ハ米國ヤ佛蘭西ノ如キ再審制度ニ非ズ下院偏重的一局議院制デアアル、新聯邦參議院 Reichsrath、ナル者ハ必竟國ノ行政及立法ニ關シ獨逸各聯邦ノ固イ連鎖ノ爲メニ設ケラレタル者ニシテ新憲法第六十條ガ明カニ示スガ如ク聯邦ノ代表機關タルニ外ナラス者デアアルト。

(L) 伊太利ハ千九百十九年「ニツチ」ガ内閣組織ノ際、議會ニ於テ述ベタ演說中

「余ハ施政ノ方針ヲ演說スルニ當ツテ、當時喧シキ問題ト成ツテ居ル貴族院制度ニ關シテ餘リ多クヲ言ハ無カツタ事ニ就テ世人ハ是ヲ不審ニ思フテ居ルデアアラウ、然シ余ノ考ヲ以テスレバ、貴族院ノ權限問題、即チ上院ニ於ケル特權立法制ナル者ハ、已ニ千九百十一年寡人主義ノ「ギナリツヂ」内閣ト共ニ永久死滅シテ居ル答ノ者テ、今更ラ茲ニ改メテ死屍ヲ鞭ツニ及バヌ事ト信ズルガ故ニ貴族立法制ノ可否ニ容喙セヌノデアアルト。

(N) 千九百二十二年十月十八日、「ムツソリニ」ノ有名ナル羅馬ノ演說中實ニ左ノ如キ言葉ガ述ベラレテ居ル。

「余ハ斷言スル、現在ノ伊太利ノ立法機關タル上下兩院ハ、共ニ神聖權ヲ喪失シテ居ル、現ニ彼等ハ……「汝人ヲ殺ス勿レ」「汝盜ム勿レ」……ト謂フニ大訓誨スラ、是ヲ眞面目ニ宣言シ是ヲ眞面目ニ實行スル能力スラ缺ケテ居ルノデアアル、然シ其裡テ下院丈ケテ人民ノ奮發次第ニ依リ、今次ノ總選舉ヲ期シテ一舉ニ其腐敗ヲ匡救スルコトガ出來ヌテモ無イガ、上院ノ墮落ト其無力無能ハ憲法ヲ破壞スルヨリ外矯正ノ方法ガ無イ、懈怠ト誇大妄想狂ノ病院ハ廢止スルヨリ外ハ無カラウ、現代ハ「忌ム可ク腐敗セルモノヲ打毀ス時代」「非愛國ノ政治三昧ハ一切社會カラ葬リ去ラザル可ラザル時代」ニ到達シテ居ルノデアアル、余ハ當分余ノ指揮下ニ在ル「フアーチスチ」團ヲ立法ノ擁護者トシテ立タシメタイト思ツテ居ルト。

院制問題に對する各國立法機關の「批判」Critique と其「狀態」Attitude は先づ右の如くであるとして、偕て其次に起つて來る問題は、政治哲學の上に於ける院制論の「抽象的教理」Abstract theory. が果して奈何なる傾向の許に在るかと言ふ一條である。

凡て人世の概念上に現れる原子體の抽象的教理なる者は、「ハイゲル」の所謂る、「全キ者ハ一也」。

「多元ハ遂ニ一元ニ歸ス」、「統一ハ萬有ノ歸趨也」と謂ふ唯心論の如く、又た「ダンテ」の所謂「天國ト人國ハ同一班ノ上ニ位置ス」、「最高自然美ハ最高至純ノ統一ニ歸ス」、「絶對ノ一致ハ窮極全部の福祉也」と喝破する神曲篇の如く、乃至佛家の所謂、「王法佛法二而不二」、「十方世界歸一體」と唱道したる眞諦説の如く、皆な悉く、「萬有ハ一元ニ歸ス」と謂ふ教理に一致して居る次第である。

政治哲學の上に顯れたる教權も、普通心理學の原子論も同一の歸趨であつて、總ての多元制は單元制に歸着すると謂ふ原理に據つて支配されて居るので有る、主權論も國體論も最後に於ては斯原理の支配を享ける事に成つて居るので、従つて立法機關上の院制論も斯教權の他かに脱出する事は出来無い譯である。即ち言葉を匡して謂へば、

「立法一元、(單院制)ハ原始的 Primitive ノ者デアツテ、且ツ基本的位階 Rudimentary state、デアアル、立法多元(複院制)ナル者ハ國民ノ分岐ヲ意義シ政治體系ノ分化作用デアツテ、一種ノ變形状態ニ他カナラヌノデアアル、斯ノ多元的分化ノ變態ハ遂ニ基本的ノ「眞實一體」A real unity………(單院制 Uni-cameral) ……ニ歸着スベキ性質ヲ有スル者デアアル。

最新の國家論や最新の社會主義は、往々にして「共同主權主義」Co-sovereignty や「主權同格並列主義」Co-ordinate, を説き、國家多元の教權を唱道して居るので有るが、吾人日本臣民は是等に耳を假す

譯けには行かぬ。………「神權ト國家ヲ一元ニ認メテ居ル日本」、「主權不可分ヲ建國ノ基礎トシテ居ル帝國」………では國家多元説は立國の本領に悖つて居る者と認めねばならぬ。

「君民同治」は維新の大謨であつて法制組織の原理を成して居るので有る、吾人は國家の原子論を以て直に法制の原子論と同一視しよふと謂ふのでは無いが、我邦の立法機關と多元制度………(樞密院と貴衆兩院の三元素) ……として畷め様とするのは確かに政治概念の上に於ける一種の矛盾と評さねばならぬ、况や、立法機關の多元主義 Pluralistic, は懸て政治主權の分在、國家組織の多元を誘致する虞れが有る、憲法制定當時は毫も考慮を要せざりし政治概念も、今日の如き國民思想の動搖し變轉する危険時代に於ては充分の注意と警戒を要する。(第三編中ノ「ギルト、ソシアリズム」参照)

法制上の複院制を單院制に変更するは、憲法條規の改正に俟つは勿論であるが、然し夫れは唯だ政體中一機關の變換であつて、國體の基礎に何等の交渉をも有する者では無い、貴族院を廢止して衆議院に合併せしむればとて、立國の根幹や統治權の土臺に何等痛痒を感ずる者では無い、政治哲學の上にては國體と政體とは全く別物として認められて居る、従つて吾人が國體の擁護に勉めねばならぬと謂ふ信條は、必ずしも政體の擁護に適用する可きでは無い、况や政體中の一機能を変更すると謂ふが如きは一場茶飯の事で、左顧右眄するに及ばぬ事柄で有る、比喻へば行政部の八省を十二省にする

も宜しい、參審制の司法組織を二審制に引直すも宜ろしい……………（現政府へ行政裁判ノ單審制ヲ複審制ニ變更セントシテ居ル）……………、別段夫れが國家の大事でも無く社會上の大變革でも無い、恰度夫れと同一の意義に於て、二局議院を一局議院に変更するも敢て不思議は無い譯で有る。（第十一編憲法改正ノ項參照）

吾曹が本書に於て主唱する立法一元的單院論なる者は、一方に於て「貴族立法」を否認するは勿論で有るが、夫れと同時に亦た他方に於て、「マルキシスト」一派が唱道するが如き「下民立法」をも否認する者で有る。……………「階級ナル者ハ全體ノ一部デアル」……………と謂ふ諺の通り、上流階級も下流階級も畢竟國民の一小部分で在つて全體では無いので有る、故に上流階級の一部に立法權を委ぬる事に反對する者は、復た義に於て無産階級にのみ立法權を附與すると云ふ主義にも反對せねばならぬ譯である、「ソビエツト」制度や共產主義の所謂……………「立法部彼等自身高イ階級ヲ除イテ他ノ總テノ階級カラ充タサレタル」The legislatures themselves are today filled from all classes except the high class, ……………と唱へて居る者は確かに政治的一種の片輪制度で在つて國民全體の意義を代表したとは謂へ無い、貴族階級が國民の全體で無いと同様無産者も國民の全體では無い、苟も國民全體の意志たる普遍的輿論を集中し、國家的絶對公論を代表する立法機關を構成せしめんとするに於ては、貴族も來る可し、平民も容る可し、資本家も宜しい、無産者も結構と謂ふ、階級無差別、汎國民的組織の

教權に則らねばならぬので有る、是れが現世紀に於ける世界法制上の新傾向であつて、且つ將來に於ける立法行爲を律する鐵案で有ると信ずる。

吾曹は爰に臻つて、漸く本書全體を通じたる、定義的斷案に到達する事が出來たのだ。曰く、

「憲法改正ガ可能性ヲ帶ブル曉チ俟ツテ、皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆セズ、統治權ヲ戕ハサル範圍ニ於テ我立法機關ヲ改造シ、貴賤貧富無差別ノ單一普遍的ノ國民院ヲ創設センコトヲ希望ス」

第一編引用書目

- (註一) Modern democracies. 1921. by Bryce. vol. 1. pp. 41—44—238.
- (註二) *ibid.* vol. 11. p. 404
- (註三) *ibid.* vol. 11. p. 399.
- (註四) Governments and parties in Constitutional Europe. by Lowell, vol. 11. p. 57
- (註五) *ibid.* vol. 1, pp. 4—5.
- (註六) The reform of the House of Lords. 1917. by Sidney Webb, pp. 3—4
- (註七) *ibid.* p. 7.
- (註八) *ibid.* p. 14
- (註九) Marxism versus Socialism. 1917. by Simkhovetch, p. 156.
- (註十) The constitutional history of England, 1920. by Maitland. pp. 418—419—171.
- (註十一) Second chambers in theory and practice, 1923. by Lees Smith. p. 38
- (註十二) *ibid.* pp. 135—136.
- (註十三) New constitutions of Europe. 1923. by Machain and Rogers, pp. 33—39
- (註十四) *ibid.*, pp. 40—41.
- (註十五) *ibid.*, p. 45.
- (註十六) Bolshevism, 1919. by John Spargo, pp. 265—266—267.
- (註十七) The process of government, 1916. by Bentley. pp. 360—443
- (註十八) Guild Socialism, 1920. by Cole, pp. 13—15—16.
- (註十九) *ibid.*, pp. 101—108—140—211.
- (註二十) Constitutional history of England. 1920. by Adams. p. 474

第二編 院制の沿革

第一章 日本院制小史

第一款 院制萌芽期

我邦代議政治の淵源は、明治元年三月の詔勅たる五事の御誓文……：「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ、上下心ヲ一ニシ盛ンニ經綸ヲ行フ可シ」……と謂ふに基ひして興つたので在つて、非常な平民主義の聖旨から肇つて居るので、従つて其當時の政治なる者が總て平等主義を以て一貫し、特種の輿論政治が布かれてあつた事は今から顧みて真に駭く可き者在つたので有る、舊來の陋習を打破し、一新生面を開發すると謂ふ教權から出發したので在つたから爲政壇上の人々は皆な地方的庶民階級出身の陪臣輕輩の類か、左無くば浪人武士と呼べる、下級侍の仲間から選拔せられた儕輩で、太政官以下八省の有司悉く之等貧乏士族に倚つて占められて居たので在つた、現に明治戊辰の「登位改元」の典禮に副書して居る大臣參議の連名を見ると、三條、岩倉、徳大寺等二三殿上人を除いて、

其他は悉く下級武士出身の、大久保、西郷、木戸、廣澤、副島、大木、横井、後藤、福岡、岩下、三岡等の議定官達で在つたのである、廟堂三部職は勿論其他重要な政治機關の裡には前掲二三の公卿衆と島津左大臣位を除いて他には殆ど一人の世襲貴族も無く、總ての方面が今の所謂「インテリゲンチヤ」に屬する庶民階級を以て固められて居たので在つて、従つて其當時の施政が専ら平民の意志を尊重し輿論の嚮背に順應し、萬事御誓文の趣旨に則つて、變理されて居た事が窺はれる。

明治三年二月には東京に「待詔局」が設置せられ四民より忌憚無き意見が求められた、復た其歳六月には民間の人才を拔擢して立法行為に參劃せしむる目的を以て「徴士」、「貢士」の兩撰良が天下に向つて求められた、……………(大藩三人中藩二人小藩一人)……………各藩より推舉せられたる撰良は悉く是を「公議所」と名づくる「一局立法院」に收容し、其當時の法律たる太政官の布告や各省布達の草案が議せしめられた、是れが我邦に於ける代議式輿論政治の嚆矢で在つたと同時に復た院制の濫觴とも看られた、明治四年二月「集議院」と改稱せられ、明治七年六月に到りた「左院」に合併せられた、其當時徴士貢士の中から參與や知事等の行政官に轉任した者もあり又た判事や彈正臺出仕と云ふ司法官に採用された者も在つて、純然たる立法官として殘存したる者は極く少數で在つたが、然し左院が立法機關として存続したる間に、彼等も立派な地方藩領から撰拔せられた立法者として其員に列して居た

次第である。

維新當時爲政の大本として、階級制度を非認し、昂めて平民政治を實施して居たと謂ふ事實の傍證として爰に二三の勅諭や布告を列記して看よふ。

(A) 奉勅太政官告諭 徴兵令 (明治五年十一月廿八日發布)

「……………朝綱頽弛兵權武門ノ手ニ墜テ國ハ封縣ノ勢ヲ爲シ人ハ兵農ノ別ヲ爲ス、降テ後世ニ到リ名分全ク泯没シ其弊勝テ言フ可ラズ

「世襲坐食ノ徒ハ其祿ヲ減ジ刀劍ヲ脱セシメ、四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメン

「是レ上下ヲ平均シ人權を齊一ニスル道ニシテ即チ兵農ヲ合一スル基ナリ

「士ハ従前ノ士ニ非ズ民ハ従前ノ民ニ非ズ、均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報ユルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ

稟乎なる斯大宣言、實に從來の貴族階級に對する一大鐵槌と認めらる可きで在つた。

(B) 地方官會議開設告諭 (明治七年五月二日發布)

「……………全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンジ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス

故ニ先ヅ地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム、即議院、憲法を頒示ス各自夫レ之レヲ遵守セヨ

這の告諭を按ずれば、地方官會議なる者は、複選式に依る國民的庶民議會の一種で在つて、單式立法制度で有る事が判ると同時に、猶ほ我邦の議政機關なる者は、特權階級に參政權を與へる前に於て、先づ庶民階級に向つて參政の實を附與せんと欲した事が首肯せられる。

我邦に於て甫めて二院制の萌芽を現したのは元老院の設立である、維新前後に於て横井小楠や山内容堂の建白した院制意見や太政官發布の政體書の裡に、上下兩院制度の事が記るされて在つたが、夫等は唯だ單に英吉利の政體に則る可しとする一種の抽象論で在つて、未だ以て實行的の域には進んで居無かつたので在つた、何んと謂つても、元老院の創設なる者が我邦に三權分立制度と複院制とを誨へた者と謂はねばならぬ。

(C)元老院設置勅詔 (明治八年四月十四日公布)

「朕今誓文ノ實ヲ擴充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣クシ、大審院ヲ置イテ審判ノ權ヲ鞏クシ、又々地方官ヲ召集シテ以テ民情ヲ通ジ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス

元老院を以て上院に擬し、地方官會議を以て下院に充てた爲と視る可きである、然し夫の元老院なる者の組織が、今日の政治哲學に照應して、純然たる立法的第二院とは指す事の出来ぬ、一種の鶴的政治機關で在つたのである、同院の職務章程なる者は恰度現今の貴衆兩院の仕事を合併し、猶ほ其上に樞密院と會計検査院と法制局を併加した様な者で、其討議事項は中央政治の事のみで在つて地方政治には干與せず、又た財政案は豫算事項には非ずして専ら決算事項にのみ重を措かれて居たので在つた。

元老院の構成分子なる者は、全く其當時中央政界に馳驅して居た俊髦を網羅した、叙任式の官員であつて、從て其名義の如きも、議員とは呼ばずして議官と謂はれて居た、たゞ組織上不思議に思はるゝのは、大名や公卿衆と謂ふ世襲貴族は殆ど其影を視せず、議官の九分九厘迄で、悉く庶民級出身の人達を以て固められて居た一條である。……(然し其後明治十七年奉勅華族令に依つて議官の多數は華族に列せられた)……其當時の我上院たる元老院が奈何に平民的であつたか、亦た其立法行爲が奈何に解放的であつたかを、證據立てる二個の事實が今日迄で言ひ傳へられて居る。(第一)は議長や副議長の事である、最初の議長は有栖川宮であつたが、次回には直ぐ貧乏士族の寺島宗則が代つて居る、其後大木喬任、佐野常民、後藤象次郎、佐々木高行等が相繼ぎ、幹事には異端主義の陸奥宗光などが控へて居た、是

等の現象から鑑ると當時の我上院なる者が如何計り平民的で在つたか判る、又た其(第二)は議事の公開と謂ふ一條で有る、地方人民總代、各府縣區戸長及び新聞記者は常に入場を許容せられ、又た同幹事の許可状さへあれば誰人でも自由に議事の傍聴が出来たので在つた。……(斯の公開式は明治十四年六月官僚政治全盛期の初期に於て薩長政治家の爲めに禁止せられた)……「威嚴なる者は秘密と謂ふ外皮に據つて覆はれる者である」と謂ふ諺や、「民なる者は據らしむ可し知らしむ可らず」と曰ふ教理が、一般社會を支配して居た其當時に於て、國家の大評定に公開式を採つたと謂ふ事は、實に破天荒の所業で在つて、奈何に我邦第一期院制なる者が、解放主義に依つて創始せられたかと視られる。

又た我邦の創始的下院なる者は如何なる情態に依つて其幕を開けたかと謂ふに、夫れは明治八年六月二日淺草本願寺の本堂で開設せられた地方官會議なる者が夫れで在つた、議長には木戸孝允が公選せられ、議事は各府縣の行政事務や徵稅事項に就ての論議であつて、其決定は臆て布達と成り、布告と成り省令と成り縣令と成つた者であつて、不完全ながら立法機關の機能を表顯した者で在つたのである、會期將に盡きんとするや突如或る議員から「民選議院設立案」と稱せられたる「公選的一局議院案」が提出せられ、滿場の喝采を以て可決せられた是れ實に我院制組織の處女案が始めて規定せられたと謂ふ可きで有る。

第二款 院制發育期

官制上の院制問題を離れて、爰に個人に關聯したる院制問題に就て講考する必要がある、斯政治的個人が院制問題に就て論議し始めたのは、即ち明治六年征韓論に於て敗北の地位に立たしめられた、廟堂の左端論者が野に下り、佛蘭西流の自由平等論を主唱し、國會開設の急務を絶叫したに肇まつたので有る、斯教權は「モンテスキュー」や「ルソー」の天賦人權論を祖述するのであつて、其欽慕し憧憬する處の國會なる者は、乃ち「絶対、平等の一局議院」Absolute, popular, single chamber. で在つて、決して複院制などを要求するのでは無かつた、現に明治七年一月十七日附を以て太政官に提出したる、副島種臣、板垣退助等八名連署の「民選議院設立建白書」の如き、實に左の如く述べて居る。

「臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハズ乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ唯ダ天下ノ公儀ヲ張ルニアリ天下ノ公儀ヲ張ルハ民選議院ヲ立ツニアルノミ……有志中甚シキハ今則チ速ニ民選議院ヲ立ツルニハ是レ天下ノ愚ナ一堂ニ集ムルニ過ギザルノミト謂フニ到ル、噫何ゾ自ラ奮ルノ甚シク而シテ人民ヲ看ルノ蔑如タルヤ……今日我政府ノ宜シク以テ其目的トナス可キ者ハ則チ民選議院ヲ立テ我人民ヲシテ其勇往敢爲ノ氣ヲ起シ天下ヲ分任スルノ義務ヲ併知シ天下ノ事ニ參與スルヲ得セシムルニアリ、……今日天下ヲ維持振起スルノ道唯ダ民選議院ヲ立テ天下ノ公儀ヲ張ルニアル而已。」

其後に到り朝野の視聽を惹いた、土佐立志社の宣言書及び明治十年六月片岡健吉等の「國會開設願

望書」の裡にも、左の如き文字が記るされてある。

「我輩同志ノ士敢テ自ラ率先シ政府ニ建言シ天下ノ民會ヲ立テんコトヲ請フハ即チ其志ナリ……………夫レ我輩齊シク我日本帝國ノ人民也、則チ三千有餘萬人民ハ盡ク同等ニシテ貴賤貧卑ノ別無ク當ニ其一定ノ權利ヲ享シ以テ生命ヲ保チ自主ヲ保チ職業ヲ勤メ福祿ヲ長シ不羈獨立ノ人民タル可キ事昭々乎トシテ明白也……………我輩誠ニ人民ノ權利ヲ伸ント欲ス則チ民會必ラズ立テズンバアル可ラズ。」

「明治八年立法行政審制ノ三大權ヲ鞏固ニシ立憲ノ政體ヲ建テントスルノ聖詔アリ、尙ホ地方官ヲ召集シ代議士ノ務ニ當ラシムベシトノ言アリ、然リニ焉ゾ知ラン在廷大臣總テ陛下ノ勅旨ノアル所ヲ奉セズ……………元老院ノ如キスラ章程ヲ改竄シ當初授與ノ權限ヲ削減シ曩日ノ左院ニ異ナラズ、立法ノ源ヲ溢シ、人民ノ意志ヲ矮ム……………糖ニ副島種臣等ノ民選議院ヲ起サムト請フヤ人民ノ精神極ホ之ニ歸向シ、天下公儀ノアル所ナ間ヘバ輿論蔚然聲ニ應アリ……………今ヤ深ク專制抑壓ノ弊ニ鑑ミ偏ク公議ノ在ル所ヲ觀テ國家獨立ノ基本ヲ培植シ人民ノ安寧ヲ謀ラントセバ民選議院ヲ設立シ立憲政體ノ基礎ヲ確立シ人民ヲシテ政權ニ參與セシメ其天稟ノ權利ヲ暢達セシメザル可ラズ。」

其他明治十二年全國二十二縣人民總代河野廣中等が提出したる「國會建白書」、同明治十二年五月岡山縣有志西毅一等の提出したる「民選議院設置願望書」の如き孰れも同一主義に基いたる主張であつて、其院制主義は悉く「單院制」Unicameral. で在つた、乃ち唯一の「國民的議會」National assembly. の開設を希望する外、毫も貴族立法や二局議院制のことは要求せられて居ら無かつたのである。

尙ほ其當時我全國に亘つて簇出した、政黨政派なる者の宣言書は概ね其規を一にし、悉く單院的國

民議會の一日も早く開設せらるゝ事を要求するので在つた、土佐の立志社、大阪の愛國社、福岡の共愛社、出雲の尙志社、静岡の交親會、愛知の羈立社、仙臺の鶴鳴社、會津の愛義社、福島石陽社、越前の自郷社等の創立意書なる者は略ぼ同一の意味が記述されて在つたのである。乃ち

「國政ハ全人民ノ輿論ニ據ラザル可ラザルハ勿論テアル、而シテ輿論ナ一堂ニ聚集スル者ハ取りモ直サズ國會也、國會ハ乃チ國家人民ノ獨立セル大會ナリ若シ人民ニシテ互ニ相ヒ結合シ、政治ヲ施シ法律ヲ發布スル之レヲ自治ト謂フ、政府之レヲ妨グルヲ得ザルナリ又全國人民ニシテ共同シテ願望スルトキハ國會開設ハ政府ノ必ズ允許セザル可ラザル者也云云。」

其當時の輿論なる者は言ふ迄でも無く、民選議院と謂ふ單院制設置の要望で在つて、決して貴族立法や複院制を希望して居た者では無かつた事は是れで判かる。

這の民間の國會論と相和して廟堂の上から公然國會開設に賛成した大官は、木戸孝允、大隈重信、山田顯義等が數へられる。而て其主張は孰れも那れ、民間の諸論と同様に單一的民選議院を設立して國論の嚮背を識らんとするのが唯一の目的で在つたのである、複院制の議論など毫も其間に顯れて居無かつたのであつた、現に左院から提出した所謂「國會審議書」なる者にも又た木戸の上申書「正規典則」にも、嘗だ英佛の院例が簡略に記述してあつた許りで、我邦に複院制や貴族立法を移植仕様ふなど、は記るされては無かつたので有る、尙ほ其前後に於て一種の學究として歐米の政治を論じ、特に英

て、其席上に於て争論の焦點と成つた者は、……………「政體ノ様式ト並ニ院制ノ得失」……………であつたのである、板垣の一院論と井上の二院論は屢々斯會議を破裂に導かんとしたが、大久保、木戸等の調停を以て纔かに事無きを得た、然し單院、複院孰れの制度に則る可きかは決定するに到らず、一層の考覈を累ねたる上他日の判断に俟つ事と成り、此議は一時有耶無耶の裡に葬れて濟ふたのであつたが、斯大阪會議の結果、翌年三月「國憲制定」の勅諭が降り、「國憲取調局」なる者が設置せられたのである。

西南戦争の終局と共に暴力を以て政權争奪を爲さんとする考へは日本國民の腦裡から去つてしまひ更めて筆と口による平和的宣傳手段に依り、投票數の多少を以て其勝敗を定めんとする新運動が擡頭し眞面目に代議制度の得失が論議せらるゝ様に成つて來た、其結果到る所に政黨政派が興り、津々浦々で政客黨人の喚叫が聴こへ、日本全土を擧げて、政熱赫灼の巷と化せしめられた、急進派としては自由黨、愛國公黨、立志社等があり、漸進派としては明六社、共存同衆、三田協議會等が成立して居た、之等諸政黨諸政派が院制問題に對する態度なる者は、前章に於て述べたるが如く、急進派なる者は當だ單に「民約憲法論」に即したる單院論で……………「人民一般意志」 Volante Generale. 並に「全院意志」 Volante de tous……………共に不可分の者で國會は一元ならざる可らずと主唱するのであつて、

亞米利加の如き聯邦國家の院制と佛蘭西の如き單式國家の院制との區別を知らず、唯だ國會と謂へば一概に「中央庶民院」 A central congress. を設立する事と而已考へて居たのであつた、復た漸進派は國政を慎重審議せんとする目的を以て……………「再審制度」 Appeal system. としての「熟議團體」 Deliberative body. ……………たらしめんとする複院論であつて、愈よ夫れを英國風の貴族立法に仕立てよふと謂ふのか、又た其れを選舉式に職の上流代表機關に仕様と謂ふのか其間に何等の考へも無かつたらしい、中には西洋立憲國に上下兩院の議事堂が存在して居るから、我邦とても必ず上下兩院を併立せしめねばならぬと謂ふ、罪の無い「議事堂併設論」も在つたらしい。

斯の生育期の院制論の裡には單院複院の議論は在つたが然し未だ嘗て、「世襲貴族を拉し來つて立法機關の構成分子に當て倣め様」と云ふ様な議論は決して起つて居無かつた、自由主義者は勿論だが、奈何に固陋な保守主義者とても豈夫かに大名の古手や零落れた公卿衆を以て國會の有力分子に仕様とは夢にも思ふては居無かつた事柄である其當時の世相として、大名や公卿衆の如き世襲貴族は全く其影を社會から没し、殆ど世捨人か科人の様な取扱ひを享けて居たので在つた 元來維新の革命なる者は是を畢竟すれば、貧窮士族の團體が相ひ聯合して、參百諸侯伯と謂ふ貴族を掃蕩するのが第一の目的で在つたのである、或は尊王と謂ひ或は攘夷と謂ひ、或は討幕と謂ひ、或は公武合體と謂ひ。其名

日は種々に修飾されては居たが、其實は舊政治の權力團體を壊滅せしめ、「下剋上」の現象を實現せしめんとしたに過ぎ無かつたので在つた、從て窮士族と謂ふ平民團は徳川幕府や舊幕諸侯伯と謂ふ貴族團體に向ひ奈何なる方法を用ゆるも是非打ち毀すと謂ふの方策に出でた譯けである、維新前も其通りであつたが、維新後も其通りを實行して居たので在つた、現に其證左として視る可きは、其の時代の中心勢力たりし、薩摩の西郷から桂に贈つた、尺牘が夫れを證して餘りある者である。

「朝暮秋冷相催彌以て御壯榮被成御座、恐悅之御儀に奉存候隙者天下の形勢余程進歩いたし是れまで因循の藩々却て致奮勵、尾州を始め阿州四州等の五六藩及建言候大同小異に有之候得共御催申上候位殊に中國邊より以東大抵郡縣の體裁に倣ひ候様になり已に長州侯は知事職を被辭庶人と可被成思召にて御草稿迄で出来居る由聞及候封土返献天下の魁たる四藩その實跡不相舉候ては大に天下の嘲弄を蒙り候のみならず全く朝廷を奉欺候場合に立ち到り天下一般歸着する所を不知候、有志の者は紛紜議論相ひ起り候上外國人よりも天子の威權不相立國柄にて政府と謂ふ者國の四方に有之など申觸れ頼と國體不相立儀と存候、當時は萬國に對立し氣運開立候に就ては逆も勢ひ難防次第に御座候間斷然と義を以て郡縣の制度被復候事に相成命令被相下候時機にて御互に數百年來の御鴻恩私情にては難忍事に御座候得共天下一般此世運と相成り如何しても十年は防がれ申間敷此運轉は人力の不及處と奉存候此際に乗じ封土返献の魁よりして天下一般の着眼に相成候上は色々議論相立候、而は是迄で勤王の爲め幕府掃蕩被遊候情趣旨も不相立殊に頼朝以來私有の權を御一洗被爲在候御功績を難相立事に候得者決して異議は有之間敷候得共、舊習一時に散し候事に候得ば異變無之共難申國々も不相知に付き於朝廷者職を以て被決候に付き確乎として御勳描不被爲在候間夫れ丈は御安心可被下候此運に當り私存すべき譯け無之に付き大體變動の模様も相見不申候此末の處置を聞

違へ候得者如何の事變に推移候哉も難計事奉存候此旨乍略備如之御座候尙追々可申上候得共愈々敷一筆奉得貴意候 恐々頓首

七月十九日

桂 様

吉 之 助

斯の如き意義を以て組織された明治政府が、大名や公卿を粗末に取り扱つたは勿論の儀で、全く一種の意味を以て敵視して居た様ふな譯である。故に維新後に於ては三條、岩倉等二三の公卿と毛利、島津、松平、蜂須賀等數輩の大名を除いて他は總て葬り去られて居た様な者である、現に明治十二三年の頃歸朝したる西園寺卿の如き身は清華第一流の出なるに係らず當時の潮流に順應し貴族と謂ふ身分から脱離し、佛蘭西仕込の新智識と云ふ意味に於て東洋自由新聞を創刊し、階級意識の非を高唱し四民平等の教權を宣布する使徒として立つた様な次第である。

尙ほ其當時我邦に在留して居た外國人で善隣好友の意義に於て我朝野に向つて警告した事は撤頭撤尾、「舊式政治ノ復活防止」と「貴族階級ノ抑制」であつたので有る、現に英國公使「ハークス」の大久保參議に贈つた意見書、米國前大統領「グラント」將軍が芝離宮に於て密奏したと云ふ趣旨、太政官御雇「リゼンドル」の大隈參議に呈した建白書、太政官御雇「フルベッキ」の「政體注意書」、其他美術家の「フェノロザ」、刀圭家の「ヘボン」、「シーボルト」等の「常務意見書」、司法省御雇「バーソナー」の「憲政建白書」等を視るに一として我貴族制度の得失を論じて居無い者は無い、即ち皆な一致したる意

見として……………「大名、公卿及び高級士族等の特権階級の復活を排斥し再び權力の地位に就かす可らず」……………と謂ふので在つた、斯の「他山之石」に激勵せられ、我朝野に於ても華胄社會を敬遠する風潮を醸し、偕てこそ其當時の爲政有司の内に貴族階級の名を看なかつた次第である、今「リゼンドル」の起草したる百頁に餘る大意見書の一部を左に記載して傍證に供へる事にする。

米人「リゼントル」建言書（千八百七十五年一月九日）

第一回 華族士族及び國體ヲ論ズ

「日本貴族ナル者ハ皇帝ガ直接ニ政令ヲ施サンコトヲ保護スル黨派ト又々國政ノ總轄ヲ委任セシムルコトヲ希望スル黨派トノ間ニ葛藤ノ爲メ屢々廢衰ノ變ニ逢ヘリ、貴族ハ國家ヲ愛シ人民ヲ育シ自己ノ才幹ヲ以テ國ノ平和ト幸福ヲ増進セシムル義務ヲ負ヘリ、若シ斯義務ニ違反スルトキハ貴族ハ其特權ヲ子孫ニ世襲セシムル理由ナシ、又々貴族ナル者ハ其性質トシテ時運ノ進歩自然ノ變化ニ其地位ト富ヲ剝奪セラル、コトアルベシ、而シテ其所分タルヤ果シテ好爲ノ所爲ニ出ザル限り致テ抵抗ノ舉動アル可ラズ。

「日本貴族ハ支那秦始皇帝ノ始メタル制度ニ倣ヒ文官貴族ト武官貴族ノ二類ヨリ成レリ、武官貴族ハ東夷北蕃ノ征伐ニヨリテ威勢旺盛トナリ、文官貴族ハ權勢衰弱セリ、平家源氏北條足利ヨリ遂ニ千六百四年家康ニ及ベリ。

「千八百六十八年ニ到リ文官貴族ノ一部分ト水戸ノ浪士ト西南地方ノ浪人武士ト提携シ、武家貴族ニ反抗シタリ人民始メテ從來ニ於ケル徳川政府ノ壓制並ニ各藩貴族ノ暴政ニ氣附ケリ。

「皇帝ハ時ヲ誤ラズ將軍ノ政權ヲ收メ親政ニ復セリ人民モ將軍政治並ニ貴族ノ壓制ヲ惡ミ、之レヲ破壊スル原礎ト成レリ遂ニ貴族制度ヲ全廢セリ。

「永年惰眠ヲ食ツタル貴族及び劍ヲ鞘ニシ弓ヲ袋ニシテ袖手奢修ニ安ヅタリシ華族ヤ高級士族ハ政體ノ變更ニ際シ其重職ヲ負フ力無ク政府ノ一部責任ヲ果スニ不適當ナル者ト成リ、遂ニ世ノ廢人ト成レリ。

「是ニ於テ自然ニ起ル可キ問題ハ前日ノ大名ヤ公卿ナル者ナ此國ヤ人民ガ維持スル條理アルカ如何ト曰フ疑問生ズ、猶ホ嘗テ武官貴族ガ京都ニ於ケル温順ナル皇帝ノ臣下ヲ慘酷ニ所置シタト同様ノ慘酷ノ所置ナ今ノ大名ニ向ツテ加フルコトガ不當カ否カノ疑問ガ發生スル。

「武官貴族ガ嘗テ各地方ヲ所領セシ其位置ハ漸ク代ツテ今ハ人民中才幹アル者ノ支配ニ歸セントセリ、之レ當然也、然ルニ華族ノ後嗣者ガ猶ホ此地位及所領或ハ財産ヲ繼續セントシ政府之レヲ援クレバ不當ノ極也、若シ如之時ハ國ノ安全無事ハ保ス可ラズ。

第二回 華士族之處置ヲ論ズ

「政府今ヤ華族及ビ高級士族ニ事ヲ委セント欲スルモ其地位踐行ノ才幹無シ、用ユルニ場所無シ曾テ聞ク左大臣島津久光ハ華士族ノミナ軍人ニ用ヒ陸軍兵ト爲スコシト、之レ甚ダ宜シカラズ。

「現在世界ノ兵制ハ四民皆兵ノ制度ニシテ人民ノ權利ト責任也、今若シ華士族ノミナ以テ軍人ト爲スガ如キハ日本ナ維新前ニ引戻ス者ニシテ國家ノ災禍也。

「兵馬ノ權ヲ有スル貴族ヲ保存スルハ愚案ニシテ、尙ホ且ツ政治ノ大權ヲ與フルハ更ラニ大害也兵馬ノ權モ政治ノ權モ與フ可ラズ。

「當今ノ華族ハ土地ノ夥多ト金銀ノ巨額ヲ所有セリ之等ヲ國家有用ノ資ニ用ユ可シ。

「華士族ニハ決シテ官名ヲ帶ビシム可ラズ、寧ロ常ニ一平民一地主ノ位置ニ立テ農事商事ニ從事セシム可シ、外國人ガ今日日本ニ於テ貿易上巨利ヲ占メテ居ルハ日本ノ大損失也華士族ハ是レガ防護ノ任ニ就ク可シ祖先ガ戰場ニ現シタルト同様ノ武勇ヲ

賀易ノ上ニ揮ヒ國ヲ守ルベシ。

「父祖ノ勳功ニヨツテ得タル巨額ノ金銀財寶ヲタテ、無用ニ藏スルハ罪禍也、文明國ノ貴族ハ皆テ農工商ノ嚮導者也、日本ノ華士族ノ如ク兵馬ヲ望ミ政治ヲ専ラニセントスルハ賊也、是ヲ保護スル道理無シ、空手坐食ノ徒ハ海外ニ放逐スベシ、國內ニテ扶助スル責務ナシ云云。」

這の誠意ある肺腑吐露の意見書は頑迷者流の迷霧を覺醒したのみならず、「貴族ニ對スル根底ノ主義」を確立するに就て大に參考に成つた事と惟はれる、實際其當時智慮ある政治家や經世家が大名や公卿に對して敬遠主義を採り専ら彼等の擡頭を防遏して居たのが事實で在つて、現に其際各地に勃發した擾亂一揆に於ても其首領たる人達は毫も其地方の舊藩主や殿上人を利用して居た痕は残つて居無、前原一誠の亂でも江藤新平の騒ぎでも亦た西南役の如きに於ても其附近の舊諸侯伯に向つて其救援を求めた跡などは毫も看へ無い、西郷にしても愈々舊貴族の勢援を求めんと欲せば島津一統は申迄でも無く、金澤の前田、紀洲の徳川、土佐の山内を始め九州諸侯伯の内には充分利用して利益が得られた筋も在つたらうが、決して夫等に一指も染めて居無い、是れは畢竟するに、舊貴族に兵馬の權を弄せしむるは、將來我邦の政治上に危險を招致し折角自分等が心血を盡いで成就せしめた王政復古の大業を水泡に歸せしむる虞れがあると思ふたからであらう、而して其遠慮は西郷丈けでは無く、官軍

の方でも餘り九州地方の舊諸侯を利用して便宜を得て居る跡は看へぬ、全く西南戦争は特權階級を度外視したる庶民級同士の合戦であつて官軍が百姓兵を用ひ賊軍が士族を用ひたと謂ふ事を除いて這の西南戦争なる者は階級闘争の意義が一毫も包含されて居無かつたのは不思議と評して宜からふ。

世襲貴族を立法機關の構成分子とするを謂ふ事は、其當時廟堂に於てさへ誰人も眞面目に夫れを唱道した者は無かつたらしい、現に明治十二年十二月山縣參議の建白書を觀るに、

「有朋竊カニ以爲ラク事ノ利害ノ意アルニ於テハ宜ク發言ナ後ニシテ假行ナ先ニシ之ヲ暫驗ニ徵シ患無キ時ハ始メテ其名ヲ正ス亦タ晚キニ非ズ今此計ヲ爲スニハ特選議會ヲ開クニ若カズ、已ニ府縣會ノ設立アリ、其中ニ就テ德識アル者ヲ抜クモ可也、又々府縣會議員ナシテ更ニ選舉セシメテ其レニ充ツルモ可也總テ其宜キニ從フベシ。」

他日貴族立法の發案者と成つた、階級思想の濃厚な伊藤博文すら、明治十三年二月に提出した建白書(國會辨)の裡には、未だ世襲貴族たる大名や公卿衆に立法權を附與仕様とは論じて居なかつた。其文に曰ふ。

「其謀大凡ソ二ツアリ、一ニ曰ク元老院ナ更張シ議官ナ廣ク士族ニ選ム可シ今天下ノ人物品流ヲ概論スルニ其國事ヲ擔當シテ文明ニ率先タルニ堪ユルモノ士族ニ望マザルヲ得ズ、則此士族ヲ榮用シ其報効ノ力ヲ收メ永遠王室ノ輔翼ヲラシメン、二ニ曰ク公選検査官ヲ設ク可シ是レ府縣會ノ中ニ採リ以テ財政ヲ公議スルノ漸ヲ開ク者、亦タ立憲ノ初歩ト爲スベシ。」

第三款 院制成熟期

前章掲記したる山縣伊藤等の建白書の外に、明治二十三年に亘つて、井上馨、大木喬任、黒田清隆、山田顯義等の各参議、相ひ前後して各其情を具し意を叙したる建議書が提出せられた、是等各種の意見を折衷して、物されたる一種の成案が、同年十一月十八日國憲取調局から、公式に太政官に向つて提示せられたのであつた、其案文に曰ふ。

「國會ハ毎年東京ニ於テ開會スベシ、國會ハ上下兩院ヨリ成ル、上院議員ハ勅命ニ依リ下院議員ハ人民ノ選舉ニ依ル、下院ハ政府ヲ彈劾シ在朝者ヲ辭職セシムル權利ナ有ス。

蓋し斯具體的提案なる者が、我邦に於て正式に二局議院制を唱道した嚆矢であらうと思はれる然し未だ其案文の中に貴族採用の事は記されて居無い、次で明治十四年春に到り、三田協議會から、福澤一派(寧ろ大隈派)の「私擬憲法」なる者が發表せられ稍や組織立つた院制論が世に現れた。

明治十四年七月と謂ふに岩倉右府の憲法大綱書なる者が作製され、廟堂在朝者に内示された。

「憲法制定、其條目ニ涉リテハ議論百出容易ニ決定シ難キ場合ニ立至ルベキヤモ不計就テ先以テ宸衷ヨリ斷セラレ其大綱領タル數條ヲ先ヅ確乎不動ノ聖猷トシテ定メラレ起草ノ標準ヲ指示アラセタシ、此事誠ニ全局ノ眼目ニシテ後來百年ニ涉リテ紛擾

ナ裁斷スルノ鏡鑑也、即チ、

- (一) 欽定憲法之事、
- (二) 漸進主義之事、
- (三) 帝王繼嗣法之事、
- (四) 陸海軍統率之事、
- (五) 帝室内閣之事、
- (六) 大臣責任之事、
- (七) 立法ヲ分カタル、爲メ元老院民選議院ヲ設ケ、元老院ハ特選議員ト華士族ノ公選議員トナリテ組織スルコト、(凡テ投票ノ選舉ニ據ル)
- (八) 民選議員選舉ハ財産制限ヲ用ユベシ、但シ華士族ハ財産ニ不拘投票權ヲ有ス、

明治十四年九月に到り、彼の有名なる大隈参議の密奏事件なる者が起つた、之れは藩閥政府を震撼せしめた一大事件であつて、確かに我政界に於ける一種の「エポック、メーカー」であつたのである、夫の大隈参議の建白書(國議院開立之辨)の概綱は左の如き者であつた、

「人心大ニ進ミ法制之レニ後ル、時ハ其弊正ニ人ヲ害スベシ……去歲以來國議院ノ設立ヲ請願スル者所在之ヲ見ル、則チ法制ヲ改進シテ國議院ヲ開クノ時機方サニ熟セリト云フモ可也、……抑モ國議院ハ國人ノ推選スル所ニシテ其議員ノ望ハ即チ國民ノ望也、則チ國民ノ過半數ノ保持崇敬スル政黨ニシテ其領袖ト仰慕セラル、人物ハ、是レ豈一國輿望ノ歸スル所ニ非ズヤ、則チ憲ノ治體ハ是レ聖主ガ恰當ノ人物ヲ容易ニ觀鑒アラセ給フベキ好地所ヲ生スル者也……想フニ今ヨリ立憲ノ治體ヲ定メラル、ナ公示シテ一周歲若クハ一歲半ノ年月ヲ經過スルヲ許サバ、諸政黨ノ持論、皆世間ニ現レ出テ國人モ亦タ甲乙彼此ノ得失ヲ判定シ各自ニ其流派ヲ擇フニ到ラン、是時ニ於テ議員ヲ選舉シ議院ヲ開立セバ能ク社會ノ秩序ヲ保持シテ以テ立憲政體ノ利益ヲ收メ得ベシ、故ニ議院開立ノ布告ハ快速ナランコトヲ要ス、則チ此等ノ事理ニ因リテ考察スレバ本年ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ、年末ニ於テ之レヲ公布シ、十五年末ニ議員ヲ招集シ十六年首ヲ開立ノ期ト定メラレンニハ以テ大過ナカルベシ

……之ヲ要スルニ立憲ノ政ハ政黨ノ政也、政黨ノ争ハ主義ノ争也、故ニ主義ニシテ國議院ノ過半數ノ保持スル所トナレバ其政黨ハ國ノ政柄ヲ得ベク之レニ反スレバ失フベシ。云云

這の密奏現るゝや、薩長藩閥の大官連は驚駭狼狽直に御前會議を開催し、國會尙早主義の實行と、憲法制定の大方針を決定するに到つた、這の御前會議の決議案なる者は、其後現れたる我憲法の原本であつて即ち貴族立法の根幹とも謂ふ可き者であつた、今其決議案なる者の大綱を擧げて見ると、

「……………臣等又々竊カニ按ズルニ立憲君治ノ國其以テ基礎ヲ鞏固ニスル所仰モ亦タ道アリ、一ニ曰ク元老院ノ設置貴族老成ノ組織スル所タリ、二ニ曰ク陸海軍ハ帝王親ラ統帥スル所ナリ……蓋シ國ニ上下兩院アルハ車ノ兩輪アルガ如シ、而テ元老院ハ將ニ以テ下院ト並ビ立チ其平衡ヲ持シ急變激進ノ弊ヲ防ギ永遠憲法ノ保障、王室ノ補翼タラントスルナリ現ニ我元老院ノ設僅カニ其端ヲ啓キ而テ未ダ其實ヲ擧グルニ到ラズ、今宜シク其組織ヲ一變シ之ヲ擴張スベシ、其概略左ノ如シ

(第一)皇族滿十八歳ニ至レバ元老官ニ列シ任期ヲ限ラズ

(第二)華族爵位ノ例ヲ設ケ有爵ノ貴族ト爲シ其俊良ヲ拔キ任期ヲ定メ元老官ニ勅任ス

(第三)士族ハ封縣武門ノ世ニ於ケル平民ノ上ニ位シ教育素ヨリ氣節有爲ノ人多ク其門ニ出ス是レ

宜シク貴族タル可シ、今其中ヲ拔キ榮用シ華族ト共ニ元老院ニ列シ其報効ヲ收ム可シ、但シ之ヲ採用スル方法ハ同族ノ公選ニ於テ一府縣各若干人ヲ擧ゲシメ其任期ニ至テモ華族ニ比スレバ短縮ニ就ク可シ

(第四)文武官ノ勳舊ニ探ルハ仍ホ舊慣ニ仍ル……………(後略)

明治十四年十月十一日

寺島、山縣、伊藤、黒田、西郷、井上、山田七參議連署

這の御前會議の提案が嘉納せらるゝと同時に、急設派の大隈參議は朝を罷められ、翌十二日突如官報號外を以て、大詔の煥發を見るに到つたのである。即ち、

「憲法ハ明治二十一年迄ニ制定シ、國會ハ明治二十三年ヲ期シテ東京ニ開設スル」

と謂ふ事が規定せられたのであつた、此勅詔が公布せらるゝや、急設論者は謂ふに及ばず、普通の國民も豫想に反した餘りの延期に呆れ果て、……………「是レ藩閥者流ガ自己ノ地位ヲ擁護シ專制政治ヲ一日モ永ク保存センガ爲メニ聖旨ヲ矯メテ輿論ノ銳鋒ヲ避ケントスル手段デアル」……………と呼號し到る所悲憤の高調を以て充たされ、實に維新以來罕に看る政界の紛更を醸した、夫れに加へて北海道官有物拂下問題と謂ふ、利權問題や感情問題が絡まり、錯綜に錯綜を極め、大隈か河野、前島等參拾餘人と共に野に下つたるを合圖に、激烈なる朝野の對抗戦が開始せられた、吾曹は爰に其當時の光景

を髣髴せしむるが爲めに其當時の舞臺に馳驅して居た、所謂「注意人物」の書翰を披露して見よ。

△福澤諭吉から大隈に贈つた私信 (九月二十日)

「長々ノ御旅行御苦勞ニ奉存候……(車駕東巡ニ附テノ扈從)……北門之一條ハ誠ニ騷擾最早二個月ニモ相成リ候得共世論ハ中々止ミ不申人ノ噂サハ七十五日ノ類ニハ無之候、近來一説アリ云ク、今回ノ一條不正ト申セバ不正ナレドモ明治政府ヘ十四年間此類ノ事珍ラシカラズ、何ゾ今回ニ限リ喋々スル譯ケアルマシ、然ルニ斯クモ喧シキハ畢竟、三葉ト五代ト利ヲ争ヒ、大隈ト黒田ト權ヲ争フヨリ生ジタル者ニシテ言ハハ一場ノ私闘タルニ過ギズ云云トテ、此作説ハ隨分官海ニ流行シ、或ハ人々ノ口實ニモ相成リ居ル模様ニ候、世上ノ民權論ハ全ク政府顛覆論ニ性質ヲ改メタルガ如シ、此模様ニテハ官民益々反離シテ其極度或ハ流血ノ禍ト如何ト心配ノ事ニ御座候、後藤(象次郎)ハ先月初旬ヨリ有馬ノ温泉夫レヨリ西京ニ參リ不日歸京ノ積リ是モ少シ思案致シ居リ候様子ニ候、又木板垣(退助)ハ大阪ヨリ東京ニ參リ又々東北ニ向ツテ出發何レ禁獄人ノ見舞ヲ兼ネ自身古戰場一覽ト申隨分有心ノ様被察候云云……」

△井上參議より岩倉右大臣に贈る書面 (十月八日)

「屢奉書候ハ御煩讀之恐無之ニアラズ候へ共衷心憂念ニ不堪猶奉仰台鑑候
「現今ノ景況立志社其他昨年ノ請願連中ハ府下ニ於テ國會期成同盟會ヲ罷シ福澤ハ益々急進論ヲ唱へ其黨派ハ三四千人ニ滿テ廣ク全國ニ蔓延シ已ニ鹿児島内部ニモ及ビ其他各地方此二三十日來結合奮起ノ勢テ此儘々打過候ハハ事變不測ト相見エ候若シ還幸後、(聖駕北巡ヲ指ス)、早々聖旨ヲ以テ人心ノ方向ヲ公示セラレズ候テ彼ヨリ先鞭ヲ著ケラレ候ニ到ラバ憲法モ徒ラニ空文ニ歸シ百年大事ヲ誤リ善後ノ策無キニ到リ候ハ必然ト存候、況ヤ此度内閣ニ變動生ジ候得バ一層風雲ヲ激シ一時ノ勢ハ政府ノ全力ヲ用ヒザレバ撲滅スベカラザルニ到ルベシ、是ヲ爲スニハ、勅諭ヲ以テ廟謨ヲ示シ且ツ名義ヲ正シ旗色ヲ見セ全國動王

ノ士ニカチ着ケ候事第一ノ急務ト奉存候伏願ハ此事ニ候猶台慮ヲ被回速ニ御決斷被遊候ハズバ國家ノ大事ト奉存候、此一大事末生ノ知ル所ニ無之候へ共下問ノ辱ニ候奉存再應奉言 頓首再拜

之等手書を玩味熟讀するに於ては、實に其當時の實情が流露して居るのみならず、奈何に世の中が騒々敷く物情翫然たりしかと判かる、明治十四年の初春板垣を中心とする自由黨が出来、明治十四年の秋には大阪に立憲政黨なる者が生れ、明治十五年春には大隈退朝後組織された鷗渡會と福澤の三田議政會と沼間等の嬰鳴社等が合體して大隈を首領に戴く立憲改進黨が組織された、是れに對峙して福地源一郎の帝政黨、谷干城、丸山作樂の保守黨が成立した、九洲には國權黨、改進黨、紫漢會等が組織せられ、天下は今にも四分五裂するかと疑はしむる様な世相を現出し、我邦に滞在して居る外國人をして、……「日本ハ最近ニ於テ第二ノ革命ヲ視ネバ治マラス狀勢デアアル」……と評し合ひ、「ノースチャイナ、デリーニウス」の如きは、……「日本は朝鮮ニ向ツテ權利ヲ主張シタリ、條約改正ヲ唱道スル前ニ於テ國內ニ於ケル内亂的擾亂ヲ鎮定スルノガ先決問題デアアル日本ニハ亡國ノ兆ガ現レテ居ル神ハ物ヲ亡サントスル前ニ先ヅ其物ヲ混亂ニ陥レル者デアアル」……論じた程であつた。朝臣は常に民間の志士を目して國賊と罵り、又た政黨者流は政府を指して暴官汚吏の巢窟と謗り、一方中央集權を唱ふれば他方地方分權を説き、一方に二院制を論ずれば他方では一院制を議し、主權

在民説より出づる民約憲法論と、主權在君説より出づる欽定憲法主義の間に惹起された争論は益々官民の溝渠を深ふし、事毎に衝突し撞着し、火花を散らして闘ふて居た、現に自由黨の名士の中には、……「將來發布セラル、憲法ガ民約憲法ニ非ザレバ直ニ版籍奉還、皇國ヲ脱ス可シ」……と演説して禁獄に處せられたる者や、又は……「民間ノ意見ヲ加ヘズ廟堂ノミニテ憲法ヲ制定セントスル有司ニハ天誅ヲ加ヘ其レヲ企圖スル政府ハ之レヲ顛覆スベシ」……と記載して發刊禁止を受けた新聞紙も在つた様な始末であつた、福島縣には河野廣中對三島縣令の暴動事件が起り、茨城縣には加波山一揆が起り、長野縣下には赤井景昭の天誅暴徒の擧があり、其他にも静岡事件、飯田事件、名古屋事件、群馬事件、大阪の朝鮮事件等踵を接して爆發し、言論的戰國時代は應て暴力的戰國時代に推移せんとし、到る所内亂の徴候が現れて居た、板垣の「自由黨史」には實に左の如く述べて居る。

「政府ト自由黨トノ相對峙セル間ニ於テ先ヅ暴力ヲ用ヒタル者ハ政府也、較早ニ於テ頑固黨ノ一壯士ヲ使喚シ武裝ヲ有セズ權カヲ執ラザル在野ノ個人タル予ヲ刺サシメタル者ハ誰カ、福島ニ於テ輿論ヲ無視シテ暴政ヲ布キ人民ヲ塗炭ノ苦ニ泣カシメタル者ハ誰ゾ自由黨ト放火強盜ト同視シ生涯ノ間警ツテ之レヲ勦滅セシムベシト放言シタル者ハ誰ゾ漫ニ苛法酷律ヲ設ケテ自由黨ノ志士ヲ羅致構陷シタル者ハ誰ゾヤ。」

政府も是等の光景を睨て頗る狼狽し、亦た憂慮し衰暮の内外屢々會合し審議熟討を重ねた上へ遂に

明治十六年秋に到り時の參議連署の上へ宸襟を安じ奉るの趣旨の上に於て一種の表を奉呈した實に此時を機して我邦の政界は一種の反動期に入り專制主義を以て人民を暴壓せんとする世相の裡に進轉した現に其際頑固黨の頭領たる岩倉右府は「民權壓服」の手段として、貴族主義の擴張を主唱し、左の意見書を發布すると同時に華族會館と學習院の創設を企圖した。

「大權下移ノ漸ハ之ヲ防ギ政府ノ威權ヲ殺クヲ救フノ急ハ華族ノ衰態ヲ救援シ府縣會等ノ民意激成ヲ中止セシメザル可ラズ、

明治十五年三月に到り參議兼參事院議長伊藤博文に對し憲法取調の勅令が降下し其結果伊藤は實地調査の必要上外遊する事と成り西園寺、岩倉、伊東、三好、平田等と共に歐羅巴へ向け出發した、彼等一行該地に到達するや、居を伯林に卜し、歐洲各國の立憲制度の調査に従事したが、特に獨逸並に英國の制度に就ては學究的態度を以て其地の碩學鴻儒に倚り専ら研鑽の歩を進めて居たのであつた。吾曹は茲に到つて端し無く、其當時に於ける歐羅巴の政治的狀態即ち憲法制定の前後に於ける我が國外環境の形勢に就て一瞥を與へねばならぬ必要を感じたのである、夫れと謂ふは畢竟するに、彼等取調委員の人達が、其憲政の母國其制度の模範國から果して奈何なる教訓を享けたが、復た其師事したる學者達から果して奈何なる薰陶を請けたるかを詮議するは、斯憲法政治を論ずる者に執つての先

決問題であつて是を等閑に附して其議論を進める譯にはゆかぬからである、故に吾人は茲に「憲法制定當時の環境」の裡に於て「歐洲其當時の政治状態」、並に「泰西の感化を享けたる我世相」に就て少しく論評して見度いと思ふのである。

第四款 憲法制定當時の環境

(甲) 歐洲其當時の政治状態

憲法取調委員の滞在して居た獨逸は、千八百七十年普佛戦争に大勝を占め、翌七十一年一月「ベルサイユ」に於て日耳曼聯邦帝國の獨立を中外に宣揚したる以來、其國威國權は殆ど無限大に發揮せられ「ホーヘンゾルレアン」家の王冠と「ビスマルク」の鐵血政治の抱合は天下何事か爲し得ざらんの概を示して居た、「セダン」陥落記念日と「ウキリアム」帝の誕生日と「ビスマルク」の生日は三大國祭として祝賀せられ、伯林市中は到る所に戦勝者や政治家の紀念碑を以て裝飾せられ、羅馬法王の宗教的抗議や社會黨の提案は一蹴せられたるのみならず、陸軍擴張案を議會が修正せんとするや「ビスマルク」は其議會に四年間の閉鎖を命ずるに到つた、再開の議會は其三分二が政府黨に據つて占められ奈何なる法

案にても政府の發案ならば直に通過すると謂ふ時代を出現せしめて居たので、全く獨逸は地上に於ける帝王主義と軍國主義の權化で在つて皇帝の如き何時も口癖の様に、……………「獨逸ハ百ノ憲法ヨリモ「ドライゼー」ノ發明シター挺ノ後裝針打銃 A breech-loading needle-gun. ノ方が大切ダ」……………と放言するに到つた「マンロース、スミス」は其著「軍國主義」に左の如き記事を挿入して居る。

(註一) 「モルトケ」ノ演説 (千八百八十二年)

「軍隊ナル者ハ各國々家ニ於テ最先ノ權威デアツテ猶中心機關デアル」、他ノ凡テノ機關ナシテ其活動ナ可能ナラシムル者ハ軍隊ナリ、「總テ政治及ビ文化自由財政ノ創造並ニ國家自身ノ存在ハ軍隊ノ賜也」

「ウイリアム」帝ノ勅語 (千八百八十三年)

「王ハ憲法ニ隨ヒ其意志ヲ表ス、普魯西及獨逸聯邦議會ニ於テ朕ハ朕ノ政府ノ政治ヲ行フハ朕及朕ノ子孫ノ憲法上ノ權利ト思考ス、……………王ノ神聖權ト朕ノ政府ノ施政ハ朕ノ獨リ行ヒ得ル所也……………憲法ニ規定セル宰相記名ヲ以テ王權ノ獨立ヲ制限スル議論ハ朕ノ執ラザル所也」

此勅命ト同時ニ一種ノ布告ガ發セラレタ。曰ク、

「此勅諭ニ對スル批評ハ之ヲ嚴禁ス犯ス者ハ主權者ニ對スル誹毀罪ナ以テ是ヲ論ズ、外國人ノ是ヲ批判スル者ハ國外ニ追放シ是ヲ掲載シタル新聞紙ハ沒收ス可シ」

是等の演説や勅諭が連發されて居た當時恰度伊藤一行は伯林滞在中で在つたので有る。

英吉利は其當時が恰も「ビクトリア」朝の光彩陸離たる絢爛期に際會して居た、由來同國は那翁歿後

平和時代が永續した結果國民の裡に獨尊的矯慢心が涵養せられて居た所へ、加へて伊太利の獨立日耳曼の一統等に刺激せられ、貴族的軍國主義、國際的強硬主義が爲政の大綱を爲し何事も大帝國の教權で押し通さふと仕て居たのであつた、現に貳回露土戦争に關與し數回清國を脅し、中央亞細亞にては阿富汗を侵略し、將軍「ゴルドン」を以て埃及遠征を企て、「スーダン」、「カルツーム」を占領し、南阿にては和蘭を驅逐して「ツランスバル」並に「ラレンジ」自由國の創立を計畫し、其他濠洲、加奈陀、印度、新蘭土、海峽諸殖民地、東洋占領地、等の統一聯邦を企劃し、羅馬全盛期以上の一大帝國の出現を夢想して居たのであつた、政界は保守主義が常に優勢を保ち、自由黨としては僅かに「グラドストーン」、「ジョンモレー」位を數へる丈けで頗る寂寥たる者であつた、現に「ハーネル」の如き千八百八十二年「ラルマインハム」の監獄に投せられ、愛蘭土黨議員十八名は倫敦に於て囹圄の裡に呻吟して居た當時である、夫れに引き替へ王室神權主義者は到る所に巾を利かし皇婚「アルバート」親王の開設した「ハイドパーク」の大博覽會に次で「マンチエスター」、「ケンシントン」、「エデンボロー」、「ダブリン」到る所に大博覽會が開設せられ「バルマルストン」の所謂「英國は地上の大樂園」を實現せしめたので在つた現に「ジスレリー」の如きは夫妻同列で貴族に叙せられ、「ソリスバリー」、「ナットフライド」等は幻惑的外交政略を以て益々其勢望を高めて居たし、社交場裡にては貴顯界の伊達者「ロンドン

ンタレー」夫人が女王の如く巾を利かせ巴里から乗込んだ「サラベルナー」が花形として交遊界に賣出し「プリンス、エドワード」を虜として居た時代であつて、實に華麗なる貴族政治が時得顔に其全盛を誇つた最中で在つたので有る、其際其所に滞在して居た、憲法取調委員の一行は嘸ぞ毎日毎夜彼方此方と引廻され貴族社會の交際場裡を闊歩した事であらうと察せらる。……………(其効顯は彼等歸朝後鹿鳴館の

夜會等に於て著しく現はれて居る)……………従つて委員達の眼底には上院制度の莊重と貴族階級の氣品のみが残り、其當時社會の裏面に蒸々乎として醜態しつゝ在つた民主主義が數年の後ち一大爆發を爲す事、

……………(千八百八十六年並に千九百九年の憲政改革案)……………などには氣が附いて居無かつた様である、従つて我邦の憲法草案には下院の優越權や民論尊重主義などは排除せられ、却て貴族の優待と特權階級の立法行爲が歡迎せられて居る所以であらう。

佛蘭西は什麼で在つたかと言ふに、斯邦も御多分に漏れず非常な軍閥跋扈の時代であつて一種の貴族政治が行はれて居た、勿論同國が名義上に於ては民主的共和國であつたが、敗戦の結果其名譽恢復としての復仇心と「アルサス」、「ローレン」回收の敵愾心に驅られ驚く可き殺伐の時代相を現出して居た。「ガンベッタ」の如き、千八百八十一年「シルグボルグ」の宴會席上に於て無遠慮にも放言して曰ふ。……………「佛國ハ機會ニ乘リ曾テ失ツタル地方ナ回復シ敵ナシテ再ビ僭傲ノ態度ヲ執ラシメザルコトナ期セザル可ラズト」……………

名は共和政體なるも其實は暴力的武斷政治で在つて、大統領には將軍「マクマホレ」を戴き、議會には「帝政黨」、「ボルボン」黨、「バナバート」黨、「ヲルレアン」黨の如き帝政主義者多數を占め、民主黨や共和黨は一隅に屏息し、「チエール」や「ガンベッタ」の様な民黨の名士よりも却て「ハリー」伯爵、「ドブローグリー」侯爵の如き舊貴族の方が威勢が強よかつた、我憲法取調員が伯林滯在中獨奧伊の三國同盟條約が締結せられたので佛蘭西は益々軍國主義に傾き遂に其翌年露國との攻守同盟が出来上つた様な次第である。

其他の歐羅巴列國の國狀も大同小異で在つて、孰れも軍國主義と貴族政治に固まつて居たのであつた、現に「バルカン」半島の如きは國際的に干戈罷む時無く、常に大陸を慘禍の内に誘致せんとして居たし、又た露西亞の如きは内外共に戰國的光景を呈し帝都に於て毎年四回以上戒嚴令が宣布せられ君主が一ケ年間に無裁判を以て無辜の民六萬に死刑を宣告すれば、人民は三ケ年間に二人の主權者を弑虐すると謂ふが如き血腥臭い世相を以て掩はれて居たので在つた、従つて其當時世に顯れて居た政治家は皆な悉く、壓制的で、武斷的で、且つ貴族的で在つたのである、獨の「ビスマルク」英の「バルマールスルン」や「バイコンスフィールド」を除くも、露西亞には「ゴルチャコフ」や「イグナチーフ」や憲法無用論の「メリコフ」などが有り、奧太利には「アンドラツシー」や「カルノキー」があり、伊太利には彼

の「ガルバルデー」や「クリスビー」等が控へて居た。

政治家や軍人輩が保守的貴族的で在つた計りで無く、其當時の法律學者や憲法學者迄が總て華奢なる貴族主義と統轄的國家主義で在つたのである、伊藤一行の指南役であつた、獨逸大學教授「グナイスト」、並に奧國「スターイン」博士を別とするも、「ブルンチュリー」、「サビニー」、「クラインシミツ」の如き有名な官學者流で主權在君説の泰斗があり、又英國の「ヲラスチン」、「バシヨット」、「アンソン」、「コートナー」、「レツキー」、「ホールランド」、「ダイシー」等孰れも國家主義の上から立論する學者達で今日の教理に比較すれば非常な「アリストクラシズム」の者であるが、兎も角其當時之等學者の説を以て新活法新活眼の教權と認められ、憲法取調委員等の典範と成り稿本と成つたは勿論、斯主義教理が我憲法草案の上に現れ、遂に四十年を一貫し大正の今日に到る迄我國民の腦裡を政治的に支配して居た譯である。

(乙) 泰西の感化を受けたる我世相

滯歐約貳ケ年の後ち明治十六年秋の末つかた、伊藤一行の取調委員は歸朝した。言ふ迄でも無く彼等の土産として齎したる行李の裡には「王權主義ノ教理」、「軍國主義ノ稿本」、「貴族主義ノ指南書」などが、一杯に詰込まれて居たのは勿論の義であつた。

歸朝早々伊藤は宮内卿に任せられ、夫れと同時に、宮中に憲法取調局が新設せられ、伊藤其長官を兼任し、遣外取調員を常務委員として、憲法制定の準備に着手したのであつた。

明治十七年三月、突如「奉勅華族令」なる者が發布せられた、其勅文及其重なる正條を擧ぐれば、

「華族勅令ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用ヒテ寵光ヲ示ス可シ……………」

「第一條」凡ソ爵ヲ授クルハ勅旨ヲ以テシ宮内卿之レヲ奉行ス

「第二條」爵ヲ分ツテ、公、侯、伯、子、男、ノ五等トス

「第三條」爵ハ男子嫡長ノ順序ニヨリ之レヲ襲カシム

「第十條」華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ可シ

從來我邦の貴族なる者は、廢藩置縣後發布せられたる「位記制定法」に頼り、纔かに其身分が法律的に規定せられたのであつたが、然し前章述べたるが如く、維新後我貴族は極く少數の者を除いて他の多くは社會的死滅の域に呻吟せしめられ、政治上に於ても何等視る可き權威を有して居ら無かつたのであつたが斯の「奉勅華族令」と共に一躍して、社會上政治上頗る有意義の身分と成つたのである、特に五等爵の貴族制は我邦に於て肇めて現れた者であつて、其名稱すら世人の多くが未だ嘗て耳にしたる事無き者で、一時社會を驚倒せしめたのであつた、吾曹は今ま爰に、公、侯、伯、子、男、と稱す

る五等爵の位階的基因を質し、我が憲法草案者等が、奈何に翻譯的に貴族院構成分子を用意したかを述べて見ようと思ふ。

我邦の貴族位階制なる者は、神代より飛鳥朝の初期に到る迄では周制の三公九卿に範り「位冠十二級」を立て、居たので在つたが、大化の改新より専ら隨唐の法制を摸する事と成り「衣冠八色位品十九」の制が規定せられ、「撰叙令」、「大寶令」、「貞永式目」等より戰國時代の武家諸法度を経過して、明治初年に到る迄では全く斯隨唐位階法に依つて我貴族社會は支配せられて居たので在つた。(第八編階級的觀念の項參照) 兼て王安石に私淑して居た憲法取調委員等は、斯新制華族令の草案を起稿するに當り、歐洲君主國の「五爵十府制」に則り周制の「王臣五卿、治官八宰」の規に擬するに到つたのである、其引用せる稿本なる者は、即ち、

(一) 周 禮 (天官家宰篇)

「以八柄詔王馭郡臣。一曰爵以馭其貴。二曰祿以馭其富。」

(鄭元注)、「柄所秉執以起事者也詔告也助也爵謂公、侯、伯、子、男、卿大夫士也」

(賈公彥疏)、「一曰爵以馭其貴者司士云以德詔爵有賢乃受爵是馭以貴也、二曰祿以馭其富者司士云以功詔祿祿所以富臣下故云以馭其富、」

同 (春官宗伯篇)

「惟王建国辨方正位體國經野設官分職以爲民極乃立春官宗伯使師其屬而掌邦禮以佐王如邦國」
 (賈公彥疏)、「五禮公、侯、伯、子、男。之禮是以禮論云」
 「壹命受職、再命受服、三命受位」四命受器、五命賜則」
 (鄭元注)、「列土封疆謂之諸侯亦據公侯伯七命賜國則子男不得爲列國也、
 「後鄭不從者以侯、伯、子、男、名位不同侯伯猶同七命子男、猶同五命」
 「成國不過半天子之軍謂據公五百里而言以其侯、伯、爲次國、……以其伯二百里不得出……
 則方五十里云合今俗說子男之地」

同 (夏官司馬篇)

「凡制軍萬有二千五百人爲軍王、六軍大國三軍次國二軍小國」
 (賈公彥疏)、「公爲大國、侯、伯、爲次國、子、男、爲小國」
 「大司馬職掌、設儀辨位以等邦國」
 (賈公彥疏)、「以九儀辨諸侯五命等諸臣之爵」九儀謂命者五公、侯、伯、子、男也、爵者四孤卿大夫士也」

(二)禮 記 (王制篇第五)

「王者之制祿爵公、侯、伯、子、男、凡五等諸侯之上大夫卿下大夫士中士下士凡五等」
 「公、侯、田方百里、伯七十里、子、男、五十里、不能五十里者不合於天子附於諸侯附庸天子之三公之田視公、侯、天子卿視伯、天子之大夫視子、男、天子之元士視附庸」

「諸侯世子世國、大夫不世爵使以德爵以功、未賜爵視天子之元士以君其國、諸侯大夫不世爵祿」
 先づ斯様な按排式で、貴族立法の原素が出来上つたので、憲法取調員等は次に這運用を司る可き行政部の組織に没頭し、遂に貴族組織と同様歐洲の五爵十府制を經とし周制の五卿六宰制を緯としたる「内閣制度」なる者を製造したのであつた、即ち……「治官之屬、大宰卿一人小宰中大夫二人宰夫下大夫四人」、「設官分職者以治民令民得其中正使不失其所故也」……斯れに則つたる行政機關は遂に明治十八年十二月に到つて「内閣官制」として宣布せられた、這官制により總理大臣以下八省に於ける卿相の權限が規定せられ、我帝國の行政部の基本が確立されたので在つた、伊藤は即日總理大臣に叙命せられ、薩長藩閥を土臺としたる官僚内閣が組織せられた。

斯奉勅華族令と斯内閣官制は憲法發布、國會開設の準備たるは言ふ迄でも無く、而て一は貴族立法の教權を立てたる者他は王權内閣の實を現したる者で在つた、斯華族令施行の結果により、宮内卿の

推薦を以て其當時叙爵されたる家門は、公卿堂上衆百六十六家、武家大名衆二百八十四家、新勳功者百五十六家、總數六百六家で在つた、尙ほ是れを各爵の階級別より數ふれば、公爵家十一軒、侯爵家三十軒、伯爵家八十四軒、子爵家三百五十七軒、男爵家百十七軒、其他桑門及び婦人戸主の無爵家七軒、總數六百六軒是れが憲法發布と同時に一躍參政権を領得した特權階級であつて貴族立法の母體を形成した者であつたのである。

斯く一方に於て立憲政治の準備が急がれつゝ有ると同時に他方に於ては、政治的に社會的に歐化主義が浸潤し來り、其の横溢の勢ひ一時我邦の上下を通じて癡痺状態に陥れしめた、是を……………(甲)政治的に謂へば即ち條約改正の促進の上に於て緊要缺く可らざる者なりと稱して我法典の速成を企劃し、佛人「バーソナード」を雇聘して「ナボレオン、コード」の纂譯に急ぎ、憲法の實施議院制度に就ての顧問としては、獨人「ロエヌウエル」を雇入れ法規典例の制定に助め、復た宮廷の儀禮を歐米に則とらせんが爲めには「フラン、モールス」夫妻を宮内省御雇と爲し「宮中服装令」の發布を見るに到つた、次に是を……………(乙)社會的に言へば、羅馬字獎勵會、洋風建築協會、服裝改良會等が到る所に設立せられ其結果鹿鳴館や、延賓館や東京ホテル等が新築せられ、貴婦人や紳士の夜會、舞踏會、假裝會が毎夜の如く續いたので在つた、高位の華族や大臣參議の輩迄でが道化芝居の様な服裝をして公

然「ファンシーボール」の境上に現るゝと謂ふ始末で前代未聞なる輕佻浮薄の世相を現出して居たので在つた、現に其當時發表せられた、谷干城の「警告書」の裡には實に左の如き文字があつた。

「關係諸公ハ徒ラニ大平無事ヲ裝飾シ歌舞遊樂ニ日夜ヲ消費ス、……………且ツ學術政治軍隊ノ事ヨリ衣服ノ末ニ到ル迄テ専ラ獨逸風ニ傾クガ如キ輕佻ノ弊ヨリ來ル所ニシテ國家自信ノ念薄ク唯ダ、外人ノ歡心ヲ求メントスルハ慨歎ノ至リナリ……………」

斯の流行的歐化主義なる者が、我憲法草案の上に幾何其感化を與へて居るかは、蓋し想像に餘りある事と謂はねばならぬ。

第四款 憲法發布・院制確立

斯の如き環境の裡に於て、我憲法草案は制定せられ、明治二十二年二月十一日と謂ふ日をトし國民歡呼の裡に於て欽定憲法として發布せられた、勿論其條章は聖德太子の憲法や大寶令に則つたる箇所無きに非ざるも、其大部分は歐羅巴君主國の範に倣つた翻譯的の者であつた、特に其法制上で院制に關する者の如きは、全然英國制の模倣で複院組織の貴族立法制であつた、憲法第三十三條の條下には……………「帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス」……………と明記せられ、伊藤憲法義解同條下の解説には、

「貴族院ハ貴紳ヲ集メ衆議院ハ庶民ニ選ブ、二院ノ制ハ歐洲各國ノ已ニ久シク因襲スル所ニシテ其効蹟ハ史乘ニ徵驗シ而テ此

ニ反スルノ一院制ヲ採ル者ハ皆ナ其流禍ヲ免レザルコトヲ證明セリ、「勢力ナ一院ニ集メ一時感情ノ反射ト一方ノ偏向トニ任シテ相互牽制其平衡ヲ持スル者ナカラシメバ孰レカ其傾流奔注ノ勢容易ニ其範圍ヲ踰越シ一變シテ多數壓制ト成リ再變シテ横議亂政トナラザルコトヲ保證スル者アラシキ乎」

斯憲法義解の教理なる者は、全く其當時歐洲に於ける貴族主義軍國主義の淵藪であつた、英國や獨逸の諸學者の口吻を真似た者であつて、恰度其當時の刑法や民法が那翁法典の直譯で在つたと同様である、吾人は記憶して居る、今から三十年の曠昔、我邦の政治學校の教科書で在つた、「バシヲット」や「ヲラスチン」や、「メーン」や「ブルンチユリー」の憲法論や法理論の裡には確かに憲法義解と同一様の所論が記るされて在つたのである、則ち立憲國に於て二院制を採用するの理由として、「政治的威嚴部ノ必要」、「下院横暴ノ抑制」、「燥急立法ノ防遏」など謂ふ事柄が數へられて居たので在つた、言はゞ其當時に於てすら世に有りふれた一編の學説たるに過ぎぬ者で、帝國百年の國是として必ず此の制度に依らぬばならぬと謂ふ教權は是を認める事は出来ぬのである其當時我憲法案者が複院制を採用した根本主義として認む可きは疑ひも無く……………第一「君主國なるが故に貴族の貴族院を要する」と謂ふ事」第二は「世襲貴族並に叙任貴族共に平民よりは優秀の智慮を保つと謂ふ假定」、第三は「民主主義横溢の防止並に官僚政治永續の希望」に外ならぬので有る、……………大正の今日、千九百二十五年の

世界が斯様な理屈で納まりが附かうか。(第五編院制の理論參照)

我邦院制に關する法理が全く翻譯的模倣で有ると言ふ事と、並に我院制組織が濃厚なる階級思想から組立てられて居ると謂ふ面白い例證が澤山あるから其二三を擧げて見よ。

(第一)中央代議制と地方代議制の矛盾である、即ち中央立法體が複院制を採用して居るに係らず地方代議制たる府縣制や市町村制が單院制を採用して居る一條である、現に看よ、明治二十二年法律第六號府縣制並に其後發布したる市町村制、明治四十三年の改正法共に一貫して單院主義が採用されて居る、縣會、郡會、村會並に市會共に二院制では無い、是れは畢竟するに「フロイゼン」の洲制度を稿本としたからである、或る口の悪い外國人が……………「日本の中央制度は英語で書かれ地方制度は獨逸語で記るされて居る」……………と評したのは強ち無理では無い。

復た我院制の教理として、伊藤憲法義解第三十三條の條下に……………「兩院ハ或ル特別ノ例ヲ除クノ外平等ノ權力ヲ有ス」、「兩個宛モ兩輪ノ如シ」……………上下兩院の權限を同位同格の者と倣したるも畢竟するに、一種の翻譯的であつて、其當時の國家學者達の唱へた、

「上下兩院ハ元來ニ於テ異ツタ者デ無イ」

Two House not distinct origin.

「貴族的支院モ平民院ト同様ノ教權ヲ保持ス」

The aristocratic branch has equal authority with the popular chamber.

と謂ふ簡單なる主義の祖述であつて深い意義の在つた譯けには無い、其證左として爰にも面白い一例がある、夫れは外では無い、斯上下兩院の權限が同位同格であると云ふ教權の例外として我憲法第六十五條に「豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ」と謂ふ一箇條があつて法文上衆議院に豫算案の先議權が與へられて居る、是は憲法取調委員が渡歐したる際に於ける各國憲法の教權が同一徹に出で皆な豫算先議權が下院に附與されて居たし、中には財政案の決議權が全然上院に與へられて居らぬ國柄も在つた様な次第で、孰れを見ても下院の財政審議權が尊重されて居たのを看て、我法章の裡にも其教權が取り容れられ衆議院に對し豫算の先議權が一種の特例として附與されて居たのであつたが、其後未だ兩三年を経過せざる内明治二十五年第三議會の議場に於て衆議院が査定したる豫算案を貴族院が無暗に再修正を以て破壊したるに付き大なる爭論を惹起し……「衆議院ガ修正シタル査定案ハ貴族院ノ原案ト認ム可キカ如何」……の問題に逢着するや、憲法起草者を包含する樞密院は是を審判して……「豫算ナル者ハ衆議院ニノミ提出シタル者ニハ非シテ帝國議會全體へ提出シタル者デアツテ兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキ者也」……と謂ふ解釋の下に折角頂戴して居た衆議院唯一の特權は物

の美事に破壊せられ翻譯的附燒又は剝脱されて了ふた、若し斯様な結果に成るのならば始めから豫算先議權を衆議院に與へる必要は無かつたらうと思はれる、是等は畢竟我法制が翻譯的舶來品であつて確固たる根據を保つて居らぬと謂ふ事を雄辯に物語る者である。

尙ほ次に我院制に就ての特質と認む可きは、貴族主義の多量に織り込まれて居る事である、我憲法が院制の根本教權として貴族臭味を強く按排せんとしたる事は實に一驚に値ひする者がある、其説の可否は別問題であるが兎も角夫の當時憲法起草者間に於て左の如き論議の在つた事は確かである、先づ試みに斯の文字的論議の始末から記して見ると。

(A) 何故へ憲法の公文書(英譯憲法)に於て我帝國議會を英吉利風の Parliament とは名づけずして、獨逸風の Diet と爲したの

平傳ふる所に依れば「ハリアメント」と謂ふ文字は主權分在を意味する傾きが有るを以て是を除き、又た國會 National

Assembly と曰ふ文字も佛蘭西に於て嘗て第一革命の際民意の強硬を表現した例が在り、且つ我邦に於て從來自由黨一派の急

激派に由つて使用せられたる文字で不吉であると謂ふ意味から是を取り捨てたと謂ふ事である。

(B) 何故へ公文書に於て我貴族院を House of peers と做せし乎……英吉利風の貴族院 House of Lords と又た上院 Upper

Chamber とも命名せず、歐洲大陸の君主國伊太利、白耳義、西班牙風に Senate と呼はずして、唯だ單に「ハウス、オブ、

ピア」と做せしかと謂ふに「ロード」は相相の意味重く身分の意義軽く又た「セネート」は選舉式の位地を本領とするが故へ排

斥する夫れに反して「ピア」と謂ふ文字が元來に於て、王座 Royal regne と結付けられたる身分的文字であつて煌々赫灼威

嚴の意義を含んで居るからで有ると謂ふ事であつた。

(C) 何故へ公文書に於て我衆議院 Mass meeting の意義を有する Assembly を以て直に代表院 House of Representatives とは命名したりし乎……是は英吉利風に謂へば人民院 House of Commons ……とか或は下院 Lower Chamber と謂はればならず、復た歐洲君主國の例に則れば伊太利代議院 Chamber of Deputies とか西班牙の衆議院 Cortes と呼ぶ可き筈であるは拘らず、我邦獨り「ハウス、オブ、レフレンセンタチーブ」と命名したるは何故かと謂ふに、元來に於て「コンモン」と謂ふ文字は非常な民主的の文字であり、「デヒューチース」と曰ふ字義は個人的委任の意義が強く國家的に代理の意味が薄弱であり、又た「コンGRESS」は共和合衆の趣きがあるを以て排斥し、遂に白耳義王國の所謂る代表院にして高尚典型の意義を有する「レフレンセンタチーブ」の文字を採用するに到つたと謂ふ事である。

文字而已ならず我上院制を貴族の貴族院たらしめんとするが爲に、わざ／＼其構成分子として世襲貴族や官員の古手を拉し來り其中堅に据へたので在つたが夫れに就て二個の皮肉な批判が残つて居る

(A) 憲法草案の起稿者は勿論、其當時廟堂に立つて居た大臣參議の輩は、其の昔は各藩の侍であつて假令足輕や輕輩の身分たりと雖も武士の片割れたる以上各夫れ／＼主人持の身の上であつた、其主人たる大名衆や公卿衆は維新後政治の實權から離れ社會の上流階級から遠ざかり、殆ど其存在をすら忘れられんとする有様で、昔の治者は今や被治者、昔の家來が今は主人格で、主客全く顛倒して來たので、如何な傲慢な横紙破りの家來達……即ち青雲の人達……も斯現實に現れたる「下剋上」の光景を朝夕眼の前で見て居ては餘り良い氣持もせず、敗者に對する同情と謂は

はんより寧ろ良心に顧て忤怩の情に堪へ難い者があつたに相違無い、就中他藩の藩公に對しては兎も角もとするも、現に昨日迄で土下座を仕て居た自藩の舊主人に對しては、今更ら主従の誼を捨て、了ふ譯にも行かず、左らばとて斯人達、特に斯無識なる人達の爲めに無暗に官位を設ける譯にはゆかず、ほと／＼持て餘して居た様な次第であつて、若し他日相當の機會にだに際會せば、何んとか工風して然る可き位置を彼等に與へ、己等も忘恩悖德の謗りから免れんと兼て期して居た事で在つたが、其箭先き幸にも今回政體の變動が起り第二の維新として新生面が啓かれんとする斯好機會に出逢ふ事に成つたので、彼等は欣んで其機宜を捉へ、自己等の舊主人公大名衆や公卿衆に向つて政治的地位を分與する事と成し遂に彼等を「國民的小天地」 A sort of microcosm of the nation の裡へ抛げ込んで濟ふた。

(B) 國會が開け貴衆兩院が出来た曉、從來の元老院並に參事院等は當然消滅する譯けであるが、扱て愈々斯兩院が解散されたる場合、其多數の人々は果して何處に落着く可きであらうか、此解職者を悉く行政部や司法部へ收容する譯には行かず……(樞密院へ拾ひ上げた者僅かに拾貳人)……さらばとて之等維新の元勳者明治の功臣連を無慘／＼棄て、顧みない譯には往かず、當時の當局者も其處分には餘程と頭腦を悩ましたので在つた、假令情誼上の問題は別とするも、其處

分上に不満不平を抱かしむるに於ては、他日如何なる珍事が惹起せんも知る可らず、現に陸奥宗光の例もあり、元老院議員や參事院議員は皆な個人として相當の有力者で有るのみならず又た相當の乾兒をも有して居るので、若し一朝彼等が大隈板垣等の民間有力者と結托し明治政府に反噬するが如き事が出来たら大變である、尙ほ且つ「野に遺賢の臥するは爲政の失である」、何んとか工風して彼等解職者の身分位置を安定せしめねばならぬと。其の必要に迫られて居たのであつた、是れが新華族製造、勅選議員叙任の一大原由で有ると傳ふる者がある。

我が院制確立の最後の批判として其當時に於て外字新聞の批評した言葉を擧げる、

(註二)「日本政事家ガ新憲法ヲ草案スルニ當ツテ、兩院立法制ト謂フ舊式ノ先例ニ拘泥シテ製造シタノハ咄怪事デアル。

(註三)「多數人民ノ利益ノ増進ヲ來タシタト言フコトガ證據立テラル、迄テハ日本ノ二局議院制ナル者ガ利益ナ者ト認メル譯ニハ往カズ。

第二章 泰西院制小史

第一款 古代の院制

(甲) 單院制

「ホーマー」の詩に依つて窺ひ得る處によれば、古代希臘に於ては數世紀に亘り、多數人民が一所に集合し總て自治的の法律を製造して居た即ち、其所には完全なる單一庶民議會が組織されて居たのであつた、恰度中世期に於て瑞西に興つた「部落民總會議」Landesgenieind の様な組織で、毎月或る日を期して、人民は男女の別無く、或は湖畔に或は平原に集合し、神を祀る詠や、人民相互の規矩を定むる法律や、市や村の行政の方針や、乃至外襲に對抗する軍資の調達等に就て相談したり決議したりして居たのであつた。……(第三編種別社會的院制の項參照)……紀元前五百年代に到つて希臘は完全なる憲法を發布し純然たる共和政體が建設せられたので、野外集會などの原始的組織は改まり堂々たる一大議事堂が「アゼン」の中央に建築せられ、僧侶、賢人、各地人民の總代等が一閣の裡に集合し、立法事務を採つて居たのであつて、其採否の方法は水晶の珠を壺の裡に投げ入れて其數を算へて成敗を定

めたと傳へらるゝ、又た其賛否の解決の就かざる者は龜卜や探湯の手段を以て神意を視ふて判断して居たのであつた、而て其當時の選舉區なる者は甚だ狹少なる者で、全般の範圍僅かに參拾方哩を出でず、選舉民の總數一區參萬を超へ無かつたので、全選舉民を一幕營の裡に蒐めて演説する時、其演説者の聲音が集會者たる選舉民の全部の耳に徹せしむる事が出来たと記るされてある、例の「デモステニス」や「ヘルクルース」などが雄辯を揮ふて國民を指導したと謂ふのは方に此様な事を指すのである、「アリストートル」は其當時の庶民院の批評を彼の記憶録の中に誌して居る。

〔註四〕「斯庶民院ノ權力ナル者ハ完全デアツテ且ツ絶對デアツタ……」此庶民院ハ自己ノ希望シタ事ハ何事デモ遂行シ得タ」

羅馬も希臘と同様、紀元前四百年代の頃には完全なる共和政體が組織されて居た、王も無く大統領も無く、立法部は貴賤の別無き代表者の集合體たる單一庶民院 *Comitia* によつて組織せられ、行政部は僧侶及び賢者より拔擢せられたる大官連 *Magistratus* に依つて支配され、庶民院の發布した法律は *Jus* と呼ばれ絶對權を有して居た、又た紀元前四百五十年頃には彼の有名なる十二銅表 *Twelve Table* が世に出た。

希臘、羅馬の代議制の初期に於ける院制なる者は全く獨立の單一庶民院制から肇められた者であつたが、斯制度は其當時希臘羅馬には限らず、全歐羅巴を通じて同一の制度が布かれて居た様子である、

「チUTTON」種に屬する日耳曼地方に於ては *Rachinburgs* と呼ばるゝ單院制の立法體に據つて支配せられて居たし、「ヲスマン」族の回教領域に於ては *Jirgah* と謂ふ、唯一の法律製造所を保有して居た、復た「ヒンヅ」族の亞細亞部落でも單院制を以て成立して居る *Panchayat* と呼ばるゝ議院制を採用して居た、斯の如く到る所單院の議會制を以て或は君主政體の治下に或は共和政體の許に於て立法機關として居たのであつたが、星移り物變り段々時代を経るに従ひ、斯制度にも弛緩を生じ、基督紀元の初期に於ては相ひ前後して消滅し改めて多院制の世が現出する事に成つて來た。

(乙) 多 院 制

希臘は僧侶及び貴族等の集合する「賢者立法院」 *A Council of the wise elder.* と其下に武士階級專屬の立法院並に平民階級專屬の立法院が併立して組織され都合三個の立法體を以て支配さるゝ事と成つて居た、羅馬も帝政時代と共に三個院制度が實施さるゝ事と成つた、即ち第一が保民官議院 *Comitia tributa*、第二が百人長會議院 *Comitia centuriata*、第三は平民院 *Concilium plebis*、であつて、而て其保民院や百人長會議院から發布する法令は是を詔 *Honorarium* と呼び、平民院から發布する者は之を市民法律 *Jus civile* と稱して居たが、斯兩者間に往々抵觸や衝突が起り、人民が孰れに適歸して良いか判

らぬ時は、王が例の神權 Divine right に依つて裁斷して居たのであつて、後世皇帝の神權なる者の出現と適用は、全く斯の複院制の結果から興隆した者であると謂ふ事が裏書せられて居る。

第二款 中世及近世期院制

東羅馬帝國の創立、十字軍時代の前後に掛けて、歐洲及東亞諸國の部落は、其君主制たると民主政たるとに拘らず、一時非常な財政困難を致し、搗て、加へて疫病の流行と饑饉の連發で人民塗炭に陥り如何とも爲すを得ざる窮境に在つて、動もすれば叛亂釀發の惧れがあつたので、孰れの國家も孰れの部落も爲政に對する人民の諒解が必要と成り、到る所各階級を代表する代議制度が行はれる事と成つた、勿論其代議制は多院制であつて或は參個院制或は四個院制に依つて組織されて居た。

其當時英吉利の院制も初期は一院制であつて「アングロ、サクソン」時代は賢人會議 Witenagemot と呼び「ノルマン」時代には大會議 Great council. と稱せられて居た其後參個院制と變化した即ち第一院は高僧會議で「祈禱」Pray の代表機關 Clergy Assembly. 第二院は貴族會議で「戦闘」Fight の代表機關 Lords Assembly. 第三院は平民會議で「勞働」work の代表機關 Commons Assembly. と呼ばれて居たが實際の政治的行動としては常に僧侶と貴族が一團と成り平民の集團に向つて對抗して居た様であつた、現

に千三百三十三年「エドワード」一世の御宇に於ては、貴族と平民の間に激烈なる争闘が惹起せられ、僧侶と貴族の聯合軍は王宮の樓上に陣取り、武士と平民の一團は宮殿の下層に控へ、兩々相譲らず睨み合ひの姿で居たのを國王が百方妥協に勗め漸く調和を整へる事が出来たが、後來其樓上の階級團を指して「上級」Upper と呼び下層に集合したる團體を以て「下級」Lower と叫ぶ様に成つたと傳へらるゝ、其後「チャアールス」の治下に於ては院制問題に基因して一時議會政治の中止が斷行されたり、又は「クロンウエル」の時代に於ては貴族階級を全廢したるが爲め單院制を採用したるが如き事もあつたが、要するに英國は早く多院制や單院制を廢止し放擲し、専ら上下兩院制を以て完全に立憲制度の實を擧げ、國威の伸暢と社會の繁榮を現したので、歐洲各國も夫れを憧憬し其範に倣ふ者が段々多くなり、遂に多院制度が跡を絶つに到つて居る、現に中世期に於ける歐洲列國の院制は「アングロ」大帝國の單院制を除き他の多くは多院制を採用し、現に「スカンデナヴィア」諸國の如き、僧侶院 Convocation. 高官院 Eldermen. 平民院 Populaty の鼎立立法體を以て政治的組織が出来て居たのであつたが、段々英國風の複院制を眞似る事と成りて近世紀に及んで居るので有る。

院制問題が國家治亂の根源で有ると謂ふ教權の適例を示した者は佛蘭西である、佛蘭西ほど院制問題の聳々しい邦は無い、同國內政の興廢は懸つて院制問題に在りと謂ふも過言で無いと惟はれる程で

ある、中世期に於て同國は専ら多院制を採用して居た、第一院僧侶團、第二院貴族と武士階級、第三院農工商の階級代表院と謂ふ三個院を以て立法體が組織されて居たのであつた、十三世紀には、「シモンド、モンホール」や「ベチエ」等に四個院の立法部が成立して居たし、十四世紀の初めには巴里の中央立法部が四個の部屋から成り立つて居た、然し之等各種階級の代表院が各其權限を争ひ、相互間非常な軋轢を來すので、千六百十四年國王は全部を廢棄し一時は憲法中止の世を現出して居たのであつた、其後再び復た三院に恢復せられ、遂に十八世紀末の革命時代まで繼續して居たのであつた。

斯三院、State-General. 制なる者が、國王の壓制と相ひ俟つて、人民の怨府と成り革命を誘致したのである、「マツケンチー」は其著「十九世紀史」の裡に於て其當時の光景を述べて曰ふ。

(註五)「千七百八十九年五月ノ總選舉ニ於テ全國ヨリ當選代議士トシテ「ベルサーユ」ニ集合シタル千二百人ハ國王ヤ貴族ノ失敗カラ國家ノ沈滯セル運命ヲ恢復セント希望セリ、國民モ之レヲ期待シテ歡喜ノ裡ニ之レヲ迎ヘタリ。

「議院開會セラル、ヤ、三個院制ノ規定ニ從ヒ三階級ノ代表者ハ各自異リタル室ヲ占領セリ第一院ノ僧侶第二院ノ貴族ハ平民ト離レ別個ノ投票ヲ以テ平民級ノ權限ヲ制禦セント試ミタ、第三院所屬千二百名ノ代議士ハ一室ニ於テ三階級同時同列ニ投票センコトヲ主張セリ、其投票方法ノ問題ノ爲メ爭議八週間ヲ費ヤシテ猶ホ解決セズ、僧侶貴族ハ國民ノ意志ヲ拒否シ頑固ニ自說ヲ唱道セリ、依ツテ平民代議士ノ相倚リ相集リ以テ國民議會「National Assembly」ヲ開會シ、國王僧侶貴族等ニ關係セズ國民制ノ獨力ヲ以テ國家ヲ調理セント企圖セリ。

「斯計畫遂ニ行ハレズ、貴族輩ハ軍隊ヲ派セテ第三院ノ解散ヲ命ジタ、翌月千七百八十九年七月十四日遂ニ「バスチール」牢獄

ノ破壊ト成リ、革命ト化シタ。……………

斯第一革命以後佛蘭西は單院制の國家と成り、帝政共和に關係せず一院制度の教權を一貫せしめて、千八百七十三年度の第三革命迄に及んで居るが其翌年の新憲法草案に於て單院制を廢止して複院制を採用する事に成つた、何故佛蘭西は斯革命に際して單院主義を複院主義に変更したかと言ふ事は、實に世界に於ける一種の謎であつて、又た歴史上の一疑問と認められて居るのである、「ガンベツタ」は其院制の變換せられんとするに際し一場の述懐を陳べて曰ふ。

「革命ト並ニ憲法爭議ノ永イ期間ヲ通ジテ院制問題程矢金數イ問題ハ無カツタ、之レガ爲メニ折角鎮定シタ佛蘭西ガ再び擾亂ニ陥リ第二回ノ「コンミニユン」騷動ガ勃發シ我邦ナ二分スルカト思ハレタシ

斯佛蘭西が突然二院制度を採用した事に就て、歴史家の述べて居る憶測説が二つある(第一の理由)……………戦後佛蘭西の國狀は唯一に勢力の恢復に在つたので、帝政主義軍閥萬能主義が横溢し、大統領を圍繞する宮中政治の意味から高尚優美の團體を必要と認め温健着實なる階級を立法院に送り込ます目的から莊重なる上院制度を採用したので在ると、(第二の理由)……………佛蘭西當時の國是としては如何にするも英國の援助を借らねば成らず而て其英國は保守主義であつて佛蘭西の如き突飛的の行動を好まず、常から佛蘭西最負の英人は自國の制度を採用すべしと忠告して居た程であつたのが、恰

度今回の敗戦により獨逸に支拂ふ第二回賠償金の必要起り是非英國の援助に俟たねば成らぬ事と成つたので遂に啼く泣く英國に向つて其援助を求めた、英國側では佛蘭西が急進一方の政治制度を改良し複院制の如き着實なる制度を採用するに非ざれば援助するを得ずと非公式に申出した、佛蘭西は背に腹の換へられ無い窮地に陥り、永い間争論の結果遂に屈服して單院制を變じ複院制を採用する事につたのであつて、同國の國狀として決して斯制度を欣んで採用した者では無いとの説を爲す者が有る、蓋し孰れにするも、佛蘭西が一院制を棄て、二制院を執つたのは決して同國の利益とは認められず、今日に到るまで識者の鑿鑿をかつて居る次第で有る、現に佛蘭西國民は複院制の弊害を痛感した結果段々上院輕視の傾向を生じ、少しく重要視せらるゝ國務は上院の裁斷に任ずるを好まず、必ず上下兩院の聯合會たる「一般國民會」Assemblée Nationale に懸ける事と成つて居るし、又た最近に於ては統一黨及労働黨の聯合政策として、上院廢止單院制採用の議が起り、「ミルラン」、「ヴィヅアニー」、「ゲート」等連署の宣言書……「上院廢止、死刑廢止、婦女參政權……」が公布せられ、尙ほ次で「エリヤー」政府は其三條は是非共に遂行すべしと謂ふ裏書の宣言を千九百二十四年春の議會に於て明言して居る始末で其事は前章已に説いた通りである。

亞米利加や獨逸は聯邦的複院式の國家で在つて、英、佛、の如き單式國家とは國體に於て異つて居

るが、尙ほ其聯邦組織の亞米利加さへ建國當時は單一庶民院式の單院制を採用して居たのであつた、即ち千七百七十六年の獨立宣言書發布の當時は純然たる單一庶民院であつて、現に「フランクリン」の政體書には明らかに一院の宣言が物されて居る。曰く、

「米國將來ノ政治ハ單一平民代議院ノ一致シタル意見ヲ以テ之ヲ實行スベシ」……

「立法部ヲ兩個院ニ倚ツテ組織セシムルコトハ恰モ荷車ノ兩端ニ各一頭ノ馬ヲ繫ギ此馬ヲ各正反對ノ方向ニ駛セシメント鞭ヲ擧ゲ打ツ様ナ者ナル、衝突、撞着何等効無シ。」

其後十數年間は此の「フランクリン」の説の通り一院制立法機關の許に於て總ての政治が運ばれて居たので在つたが、千七百八十七年五月に到り甫めて聯邦十三洲の代表者が「フィラデルフィヤ」に參集して各聯邦の結束を強固にする目的を以て新憲法を協定し其憲法の條規に従ひ、各聯邦の保證機關として聯邦參議院 Senate が組織せらるゝ事と成つたのである。

第三款 院制發達の順次

政治機關の上に院制なる者の現れたる大古より、今日に到る迄での内に於て其院制組織の發達順次を簡約なる表示を以て左に説明して見よふと思ふので有るが、歐洲大戰以後最近現れたる各國の院制

は未だ沿革史の内に組み容る可き程度に達して居無いと信するを以て、只だ現在の傾向と將來の歸趨を推定的斷案の上に標示するに止める。

- (第一期)單院制
 - (A) 庶民野外集合ノ單院制……………希臘、羅馬ノ紀元前
 - (B) 高僧及貴族連合單院制……………「チウトン」、「フスマン」、「ヒンヅウ」、諸民族ノ單院制並ニ「アラゴン」帝國ノ武士集合ノ單院制

- (第二期)多院制
 - (A) 參院制……………希臘羅馬ノ紀元後、英國上世紀、佛國上世紀、「スカンデビア」上中世紀
 - (B) 四院制……………佛蘭西中世紀、瑞西建國、法皇領諸洲

- (第三期)二院制
 - (A) 英國中世及近世紀、佛國近世紀、伊太利、白耳義、西班牙
 - (B) 複式國家ノ聯邦參議院制……………米國、獨逸、奧太利
 - (C) 日本、中華民國等

(第三期ノ期間ニ於テ一時單院制ヲ採用シタル國ハ英吉利「クロンウエル」時代、佛蘭西第一革命後五十年間、米國建國當時、露西帝政時代ノ「ヂューマ」議會、瑞西聯邦組織前)

(第四期)歐洲大戰以後ノ新傾向

(甲)名義上ノ複院制ニシテ其實ノ單院制

「チエツコストラバキア」、「ルーマニア」、和蘭、諾威、「加奈太」、「ポーランド」等新興國

(乙)多院制ノ觀アツテ其實純粹ナル立法體トシテ單院制

(A) 獨逸ハ上下兩院ノ外カ經濟高等會議ヲ加ヘテ參院制ノ外觀アツテ其實一院制

(B) 「ソビエツト」露西亞ハ聯邦會議國民會議人種會議ノ參院制ノ外觀デ其實一院制

(C) 英國ハ上下兩院ノ外カ殖民自治領聯邦會議ヲ加ヘテ參院ト成ル傾向アツテ其實千九百十一年以後事實上ニ一院制ト成ツテ居ル

(丙)二院制ノ觀アツテ其實多院制

(A) 日本ハ上下兩院制ノ如クニシテ樞密院ノ立法行爲ヲ加ヘテ其實參院制

(B) 愛蘭土自由國ハ南北兩朝共ニ複院制ノ如クニシテ大英國ニ聯結シテ多院制

(丁)單院制

(A) 單院制ヲ立國ノ基礎ト成ス者……………土耳其、希臘、「フィンランド」、「セルビヤ」、「ユーゴスラヴ」、「ブルガリア」、「ルクセンブルグ」、「エストニア」

(B) 上院廢止國……………濠洲一部、新蘭西、「モナコ」、「ラトビア」

吾人は院制問題に關する最終の歸趨として政治哲學の所謂……「分化多元ハ遂ニ基本一元ニ歸スル者ナリ」……と謂ふ教權を確信し、院制發達の順次は幾多の變遷と幾多の醇化を経て遂に多元制より單元制に歸着する者であると思惟するのである。

第二編引用書目

- (註一) Militarism and Statecraft. by Munroe Smith. 1918—1, 69
- (註二) When the statesmen of Japan drafted the new constitution, they clung to the time-honoured precedent of a two-chambered legislation.
- (註三) Unless the test show that it has increased the sum of good available for the mass ……two house's system can not be regarded as a gain.
- (註四) The power of the Assembly was complete and absolute. It did what it pleased.
- (註五) The 19th Century. 1898 by Mackenzie pp, 18—19—20

第三編 院制之種別

第一章 政治的院制

國家學上に於て、其國家なる者は專制國なると立憲國なるとに拘らず、將た夫れが君主國なると民主國なるとの別無く、苟も輿地乾坤圖上に邦家を形成して居る以上、其邦家なる者は、必ず左項二種の範圍内に於て組織されて居る事を認めねばならぬ。

- (1)「單一政府」 Single government ノ治下ニ於テ統一サレテ居ル所ノ所謂ル「單式國家」 Monistic state

- (2)「聯邦組織ニ依ル」 「同盟政府」 Federal government ノ治下ニ於テ存在スル所ノ「複式國家」 Pluralistic state

斯國家組織に於ける二大種別の結果として、院制の上に於ても亦た、二種の類別を認識せねばならぬのである、然し其内下院なる者は其性質上孰れの國家組織の上に於ても大なる差違い無く、唯だ選舉法上多少の異同が有る丈けであるが、夫の上院なる者に到つては、國家組織の差違よりして非常な

異同が存在して居るのである、即ち單式國家の上院たる貴族院と複式國家の上院たる參議院とは非常に異なつたる性質を有する者で、兩者は成立の根本に於て全く相ひ反して居る者と想はねばならぬ。單式國家の上院制は夫が假令階段式 Hierarchical であらうが、同格式 Co-ordinate であらうが、並列式 Parallel であらうが、復た乃至は、世襲的であらうが、叙任式であらうが、選舉式であらうが、總て純然たる一國の立法機關であるが、複式國家の上院制なる者は、夫が各洲代表式 Standart たる、又た協議式 Bundesrath たるに係らず、其參議院なる者は一種「寄合世帯の團體」Miscellaneous aggregate であつて、其立法事業に參劃するのは畢竟傍系的職能たるに過ぎず、其本領は各自所屬せる本國本省の獨立を代表し其利害を擁護する使節の集會所に外ならぬので有る、今兩者の區別を詳説すると凡そ左の如き者と成る。

第一款 單式國家の上院制

單式國家(一元政府)の上院制にも二個の種別が存在して居る事を識らねばならぬ、(第一種)は世襲並に叙任式による構成分子を以て組織さるゝ上院、(第二種)は選舉式に由つて選出せられたる代議士的構成分子に依つて組織さるゝ上院との區別である。

(甲) 世襲並に叙任式構成分子を保つ上院制

斯上院制なる者は現在の時代相に照合して、非常なる時代錯誤の制度であつて世襲の特權階級や國王の寵者のみを任用する組織で全く舊態の陋習に囚はれたる立法體と評せらる可く、早晚改廢せらる可き運命の許にある者である而て斯制度を現に採用して居る重なる單式國家は、英吉利、伊太利、日本等である。

一 英吉利上院ハ世襲貴族ト叙任貴族ノミナ以テ組織セラレ、伊太利上院ハ皇族ト叙任貴族ト勅命ニヨル學者其他集團代表者トシテノ多額納稅者ヲ以テ成立シ、日本ハ皇族、並ニ世襲貴族ト叙任者ト多額納稅者ト集團互選者ヲ以テ組織サレテ居ル

英吉利は今や全然上院を廢止するか、然らざれば其構成分子の全部を選舉式に変更せんと目論見つゝ有る時代であつて、其詳細の事實は到底簡單に記述し得らる可きに非ざるを以て、後章に於て一括して述ぶる積りであるから爰には略し(第六編衝突史參照)其代りとして同國自治領中に於て將來の院制に於て特に注目し値ひすべき愛蘭土と蘇格蘭の院制だけを説く事にする。

愛蘭土は千九百二十二年四月「ロイドシヨルジュ」から、英國政府の希望案として交附されたる所の「南北愛蘭土自治憲法草案」なる者が將來に於ける獨立愛蘭土の院制を規定する稿本に成るであらふと思はれるのである、其草案中には左の如き文句があつた。

「第三條、南北愛蘭土ハ單院ヨリ成ル立法機關ヲ作ル可シ、南愛蘭土ハ百二十八人北愛蘭土ハ五十三人ノ代議士ヲ選出シ兩地合同ノ單一庶民院ヲ毎年一回「ダフリン」ニ於テ開會ス可シ」

然し不幸にも斯憲法草案なる者は、母國との戰端開始と同時に一時廢案と成りて今日未だ其儘々と成つて居るのである。

蘇格蘭も愛蘭土同様の自治を希望し、千九百二十四年労働黨下院議員「ブカナン」が同黨を代表して「蘇格蘭自治案」なる者を提出して居る、其草案中には左の如き文句がある。

「第一條、蘇格蘭ハ愛蘭土同様ノ自治政府ヲ樹テ、且ツ毎年一回普通選舉ニヨル民選的一局議院ヲ「グラスゴー」或ハ「エナンホロー」ニ於テ開會スベシ」

斯案も労働黨内閣の失脚と共に今日其儘と成つて居るが、愛蘭土と謂ひ、蘇格蘭と謂ひ將來若し獨立國家として、改めて院制を規定する場合ありとせば、決して複院制度を採用する事は無い者と信せられる、現在愛蘭土が南北兩朝に分岐し各二個の立法體を保有して居るが夫れは、畢竟するに假政府が新舊兩教徒の調和と上下兩階級の協同を強要するの意義より起つたる者で、早晚母國よりの注文通り單院式に引直さるゝ者と考量して差支へ無い者と信せらるゝ次第である、濠洲一部及び新蘭土は既に業に單院制を布いて居るし、加奈太も千九百二十三年時の首相「マッケンジー、キング」に依つて作

製されたる新憲法草案中には、現に英國派遣總督制非認と單院制創造が記されてある。

伊太利も現在複院制度の國家ではあるが、然し其院制の基礎は決して鞏固なる者とは謂へぬ、已に曩に「ニツチ」や「サマンドラ」等の政府の許に於て、上院制は已に祖上の物と成つて居たので在つたが、其結末を告げずして交迭し、其後を襲ふたる「ファーチスチ」政府も、決して上院に向つて好感を有して居る者では無い、現に千九百二十三年の「ムソリニー」の宣言中實に左の如き文句が記されてある。

「農夫ハ總テ地主タル可シ、過去ニ於テ三千「リラ」ヲ納稅シテ叙任サレタ者ヤ國王ノ寵遇ニノミ職ル所ノ一代貴族ニヨツテ組織サレテ居ル上院制ハ社會主義ニ據ラズトモ改廢スルガ至當デアル」

猶ほ近時「ムソリニー」の議會制度の蔑視は極端に進展し來り、上院のみの廢止に満足せず、下院をも眼中に措かざる態度に出でんとして居るのであつて、「超院制主義」「非議會主義」に向つて躍進しつゝある者の如くである、現に千九百二十三年七月十六日、政府は突飛なる一種の法案を議會に提出した。

「伊太利全土ヲ一選舉區ト爲シ其全區内ニテ勝利ヲ得タル者ハ絶對多數黨ト認メ上下兩院ヲ超越シテ國王ト共ニ法律ヲ制定スルコトヲ得」

斯案が通過したる後、千九百二十四年十一月には下院の権限を重すると謂ふ宣言の下に於て小選挙區制の選挙法改正が可決せられ總選挙が行はれ、政府黨が大勝を占めた、是等の現象を一方から眺むれば、英雄が其權勢を銜ふが爲めの一種稚戯の如くも觀せられるが、復た靜かに顧みれば、是れ畢竟「下院萬能主義」の幻影であつて「上院廢止」の前提とも視られる次第である。

次は日本だ、前世紀の上院制度を以て自ら於つて居る日本に對し、嘗て「ベルランド、ラッセル」は下の如き批評を試みて居る、此批評丈で日本の上院制の價値は良く判る事と思ふ。

『日本現時ノ貴族院ト稱スル立法體ハ、英吉利、伊太利ナドノ上院制トモ其撰ヲ異ニシ、恰度千八百八十六年ノ改革前ニ於ケル匈加利ノ「貴顯ノ机」The table of Magnates. ト呼バレタル上院制ト同種ノ者ニ屬シテ居ル、全ク世襲貴族ト官僚政治家ノ巢窟デアツテ保守頑迷思想ノ溜桶デアル、其上院ナル者ノ爲ス行爲ハ、善事デアツテモ惡事デアツテモ、常ニ夫レガ善事デアルト謂フ結論ニ導カル、様ナ仕懸ケニ成ツテ居ル是ニ依ツテ考フルト日本ノ代議政體ハ全ク變則ノ寡人政治デアル、日本ニ貴族院ナル者ノ存在シテ居ル限り、輿論政治ノ行ハレル者デ無ク、從ツテ日本ハ立憲國トハ謂ヘヌ。

(乙) 選挙式に由つて組織さるゝ上院制

選挙式に依つて構成分子を製造する上院制度にも猶ほ三種の區別がある、……………(A)佛蘭西、葡萄牙の如く間接複選式選挙法に依る者……………(B)最近の日本、白耳義、西班牙等の如く世襲制と撰拔式と選挙式を混用せる者……………(C)「チエツクスラバキア」、「ポーランド」、「アルゼンチン」、和蘭等の如く下院選挙法と同一の絶對普選法を採用して居る者である、而て此第三種(C)の場合の如きは全く……………「下院ヲ二分シタルト同様ノ意義」……………に成立して居る上院制で世人をして何の必要で這様な贅物を製造したのであらうかとの疑念を抱かしむる底の者である。

(A)ノ場合ニ於ケル選挙式上院制ニ就テ比較的古イ歴史ヲ有スル者ハ佛蘭西デアアル、千八百七十五年大憲章ヲ發布スルニ際シ、一局議院制ヲ廢シ二局議院制ヲ採用スルト言フ段ニ成リ、其第二院ヲ奈何ナル方式ニ職ツテ組織セシムルカニ就テ一方ナラヌ紛擾ヲ醸シタ、(一局議院ヲ二局議院ニ變更スルニ就テノ騷擾ハ前章既ニ陳ベタ通りデアアル)「レヅミスト」黨ヲ中心トスル民主黨……………「上院構成分子ハ全部下院通りノ選挙式ニヨル代議士ヲ以テ之レニ充テヨ」……………ト主張シ「ナルレアン」黨並ニ「ホルボン」黨ノ如キ保守主義者ハ……………「上院議員ハ總テ大統領ノ指命的叙任ニ一任スベシ」……………ト唱道シ、兩者各其主張ヲ固執シテ譲ラザリシガ、數月ノ後チ議長「ウワローン」ガ一種ノ仲裁說ヲ提供シ漸ク夫レニ決定シタノデアアル、其折衷說ナル者……………「上院議員ハ參百名ヲ以テ組織ス其中七十五人ハ下院ノ推薦シタル所ノ者ヲ以テ終身議員トシテ收容シ、其他ノ殘部ハ下院同様ノ選挙式ニヨリ各地方ノ公共團體ヨリ選挙セラレタル代議士ヲ以テ之レニ充ツ可シ」……………此妥協案ガ成立シ遂ニ憲法ノ一部トシテ發布セラレ永ラク實施サレテ居タガ、千八百八十九年ニ到リ終身議員制ノミハ廢止セラレ其他ハ其儘々ニ今日迄テ引キ續イテ居ル。

(B) 白耳義ノ上院制度ハ千九百二十一年ノ新憲法ニ依ツテ規定セラレタノデアツテ、世襲制、按摺法並ニ普選式ノ混用制度デアツテ、皇族ハ年齢十八歳ニ達スレバ上院議員タル權利ヲ得國民ハ直接普選式並ニ間接選法ニ由ツテ上院議員タルコトヲ得ル權ニ成ツテ居ル、直接選舉ノ方ハ下院同様ノ選舉區デアツテ其人數ハ下院ノ半數デアアル間接選法ハ他ノ殘部ノ半數ヲ各地方議會及各種團體カラ選拔推舉スルノ制度デア下院ノ二十五歳被選資格ニ對シ上院ハ四十歳デアアル。

(C) 「チエツクスラバキア」其他新興共和國ノ上院制ハ千九百二十年ノ建國憲法ニ依ツテ規定セラレタル者ヲ殆ド下院組織ト區別無キ選舉法ニ依ツテ成立サレテ居ルノデアアル、唯異ナル所ハ………(被選權)上院四十五歳下院三十歳(年期)上院八年下院六年(人數)上院百五十人下院參百人………ノ差等ガアル丈ケデアアル、全ク之等上院ナル者ハ下院ヲ二等分シタルト同様ノ者テ、上院ガ保守黨多數ナラバ下院モ亦タ保守黨ガ多數デアアルノデアアル。

斯選舉式上院制度は近世に於ける法制上の新流行であるが、政治學者の多數は斯制度に對して非難の聲を揚げて居る、今ま夫れに對する二三の榜證を誌して見ると、

「シドニーウエツプ」は斯選舉式上院制度を嘲罵して曰ふ。

(註一)「全體選舉式上院ノ必要ハ何カラ起ツタノダ、若シ何日テモ下院ト一致スルガ如キ上院ナラバ別段設置ノ要ハ無イテハナイカ。
「上院ノ一部分ヲ選舉式ト爲シ、地方ノ公共團體ヤ特別職能團體ヤ尙ホ同種階級ノ選舉ニ俟ツトスルコトハ全ク民主政治ノ敵デアツテ腐レタ官吏ノ古手ヤ金満家ヲ以テ上院ヲ組織セシメル結果トナルノデアアル。
「又タ假令ヒ平民ヨリ選舉セラル、上院制度ト雖モヤハリ惡制度タルニ相違ハ無イ、何ントナレバ下院同様人民ノ意志ヲ代表スルコトニ勉メ其結果下院ノ競走者ト化スル虞レガアル、全體上院ガ下院ノ障礙ニ成ルト云フコトハ代議制度ニ於テノ大禁物デアアル。」

彼の「フライス」は「當代民主主義」の内に於て此選舉式上院なる者が、庶民院の上に存在するは全く無意義の者であると喝破して居る。

(註二)「上院制ナル者が世襲制ヤ叙任式ヲ離レテ新流行ノ普通選舉式ヲ以テ構成セラル、トスルモ、尙ホ重大ナル幾多ノ缺陷ヲ含有スル者デアアル今其缺點ノ重ナル物ヲ拾ヒ揚ゲテ看ルト………(A)上院議員モ下院議員モ同一多數黨ノ支配ヲ受ケル結果ト成リ上院ナル者が人民ノ特種意見ヲ代表スル者ニ非ズシテタゞ下院ヲ二等分シタルト同一ノ者ト化シ去ルニ到ル可シ………(B)若シ上下兩院ノ間ニ差等ヲ設ケ、上院被選資格ヲ以テ「下院議員ノ選舉區ヨリ比較的廣イ選舉區カラ少數ノ選人ヲ選拔スル」ト謂フ方法ヲ執ルトセバ勢ヒ下院議員ノ嫉視、憤怨ヲ購ヒ、遂ニ兩者ノ間ニ軋轢、枵格ヲ醸成セシムル悞レガアル………(C)上下兩院議員ノ選舉ガ同時ニ行ハレルカ若クハ餘リ隔タラス接近シタル期間ニ於テ行ハレタリト假定セバ、元來ニ於テ兩院議員ノ所屬黨派ガ略ボ同一ナルヲ以テ「人民意志ノ代表」ハ孰レノ院議ヲ以テ正當ノ者トシ執レテ以テ不當トスルカ全ク適從ニ迷ハ無ケネバナラヌ事ト成ルデアラウ………(D)大戰後ノ各新興國ガ企劃スルガ如ク無暗ニ求メテ上下兩院ノ區別ヲ選舉式ノ上ニ設置セントスルニ於テハ、上院ニハ老齡ノ富者ノミガ蒐リ下院ニハ貧乏人ノ若者共ガ集ルコトト成リ智識ノ上ニ於テ下院優リ社會上ノ地位ニ於テ上院勝チ、遂ニ貧富ノ争ハ階級鬭争ヲ誘致スルニ到リ折角複院制ヲ設ケタ趣旨ガ毫モ徹底セズニ終ルコトニナリハセヌカ。」

以上諸説を玩味するに於て、吾人は單式國家の許に於ける上院制なる者は假令夫れが世襲式たると叙任式たると、將た又た選舉式たるに係らず、總ての種別を通して非認す可き者で、將來の院制は是非共單一庶民院制度で無ければならぬやう思惟される次第である。

第二款 複式國家之上院制

聯邦の同盟組織より成る複式國家(多元政府)として指す可き重なる國家は、日耳曼聯邦より成る獨逸共和國、北亞米利加聯邦の合衆國、奧太利何加利聯邦共和國、中歐山岳洲の聯邦瑞西、歐亞七國聯盟の「ソビエツト」露西亞等である。

斯聯邦同盟の複式國家に對し、夫を國家と認むるか認め無いかに就て、其根本義として國家學上三様の學説が存在して居る。

(A) 聯邦同盟組織ハ國家デハ無イ管ダ條約ヲ以テ相互ノ利害ヲ結ビ附ケタル國際的一團體タルニ過ギズト謂フノデアツテ、米國ノ「カルホン」ヤ獨逸ノ「シイデル」ナドノ所説デアル……之レニ從ヘバ複式國家ノ下ニハ立法機關ノ存立スル管ダ無イ事ニ成ル。

(B) 聯邦同盟ノ全一體ハ國家ト認メル事ガ出來ルガ然シ其構成分子タル各邦各洲ハ一種ノ地方自治體タルニ過ギズシテ獨立國家デハ無イ……恰度北米合衆國ノ如キヲ指スノデアツテ、立法機關ノ一部(下院)ハ純然タル內國立法部デアルガ他ノ一部(上院)ハ立法體デハ無ク各洲ノ獨立保證機關トシテノミ存在シテ居ルノデアル。

• 27670

(C) 聯邦同盟ガ國家デアルト同時ニ其組織分子タル各邦各洲モ獨立國家デアルト謂フ説……是ハ恰度帝政時代ノ日耳曼聯邦ノ如キ者デアツテ、中央國家ト各洲邦國家ガ俱ニ獨立ノ體系ヲ稟有シ居タノト同様デアル、即チ其立法機關ノ如キモ中央國家ノ立法部トシテハ單院制夫レニ添ヘテ聯邦國家ノ代表院ガ併立シテ居ル即チ其ノ側カラ見レバ複院式デアル。

國家學上聯邦同盟體を國家體系と認むるか認め無いかと謂ふ抽象的の議論は別とするも、實際に於ては苟且にも各洲邦が相互同盟を締結して居る以上、彼我共に其團結の分解作用から防護し其結束の鞏固を計ると謂ふ事は自然の道理であつて、從つて右掲(A)(B)(C)孰れの場合をも通じて其聯盟結束の爲めに「洲邦聯結代表」Represent State Unity. の機關を要する事と成るのであつて、其機關を指して複式國家の上院或は參議院と呼ぶので有る。

(甲) 聯邦結束機關としての參議院

複式國家が其聯邦同盟體の結束に努力するのは非常な者で、孰れの聯邦國家も同様に政府及人民共に同して助めて居るのである、今日の獨逸共和國亞米利加合衆國の如き、斯聯盟結束策に就て一方ならぬ苦心を拂つて居る次第である、特に帝政時代の獨逸に於ては斯聯邦の結束を鞏固にし「ホーヘンツ

ルレアン」家の治下に統一の實を擧げんと希ひ、「八月條約」と呼ばるゝ千八百六十六年の「北日耳曼攻守同盟條約」の繼續を確實たらしめんが爲めに、彼の傲頑なる「ウキルヤム」帝も鐵血漢の「ビスマルク」も必死の努力を竭した者であつた、現に千八百八十四年「フランスウキグ」王が逝去したる際の如き、其王位繼承問題の爲め聯邦間に不和を生じ、同盟に龜裂が出来んとするや、皇帝は周章狼狽同國を訪問し、居中調停の勞を取り、遂には「アルバート」親皇を同國の攝政に据へて漸く事無きを得たるが如き、復た其後「バハリヤ」王「ルーデツク」二世が發狂して自殺したる際の如き、同じく繼承問題で紛糾を醸し、參議院に於ける「バハリヤ」代議員悉く席を蹶立て、歸國したので「ビスマルク」は狼狽して即夜發程同國に趣き二週間滯留して妥協を講じ依て纔かに平和の局を結ぶ事が出来たるが如き挿話が殘されて居る様の始末である。「モンロー、スミス」は其著「軍國主義ト治國策」の内に於て獨逸中央政府と聯邦參議院の關係に就て述べ曰ふ。

(註三)「獨逸が政略的指導ノ許ニ於テ千八百六十六年奧太利ニ向ツテ戰闘ヲ開始シタル結果普魯西ノ勢力ヲ擴大セシメタルガ如キ又

タ千八百七十年佛蘭西ト會戰シテ勝利ヲ博シタルガ如キ是レ皆ナ強固ナル日耳曼聯邦ヲ組織セントノ目的ニ外ナラナカツタノテアル……………普魯西ハ自己ニ尤モ好都合ナル聯邦會議院ナル者ヲ設ケタト。

ナ握リ占メント欲シ自己ニ尤モ好都合ナル聯邦會議院ナル者ヲ設ケタト。

由來獨逸に執つて斯聯邦組織なる者は一種の鬼胎とも見る可き者で在つて從て其代表機關たる參議

院も氣味の悪い鬼門に當つて居る譯で、獨逸朝野が常に夫を畏敬し夫を擁護したのは無理が無い、而して其畏敬と擁護はかつて同院の權威と成り僭上と成つた次第で、其結果複式國家の上院は下院より權限重く、聯邦國家の參議院は單式國家の上院よりも優越なる威力を保つ事と成つて居たのである、帝政時代の獨逸上院の權威旺盛であつたのは先づ之等の理由に基いた譯である、獨逸然り、北米合衆國の國狀も亦た其通りであつて、南北戰爭の如き歴史的に謂へば「奴隸開放問題」より惹起されたと謂ふが、眞に政治的に是を評すれば、其戰爭の目的は大洲黨と小洲黨の確執を一掃し「聯邦組織將來の鞏固」より企劃された事は争ふ可らざる事實である、現在に於て米國朝野の政治家が日夜苦心して居る所は……………「奈何ナル洲ト雖モ其洲ノ同意無クシテ上院ニ於ケル同等權ヲ剝奪セラル、事無シ……………」と謂ふ米國憲章の主義を遵守し各聯邦の平衡を保ち、種々なる分解作用から起る「結束ノ弛緩」A loosening of the Federal tie. を防遏するのが聯邦參議院 Senate 設置の最大理由で有るので有る。

「ベントーレ」は其著「政治ノ作用」の中に於て、合衆國聯邦參議院の定義を下して曰ふ。

(註四)「北米合衆國ノ上院制ハ大小幾多ノ洲ノ利害ヲ代理シテ各々夫ガ整頓ヲ爲スニアリ……………尙ホ其洲ノ大小廣狹ニヨル猜疑心ヤ特殊利害ノ反對意志ヲ調理スル機關トシテ、大小ニ拘ラズ各洲各貳人ヅ、ノ議員ヲ選出シテ組織スルコトニ成ツテ居ル。

「フライス」は其著「共和政體論」に於て左の如く説いて居る。

(註五)「北米合衆國ノ聯邦同盟ノ結束モ是レ迄テ屢々解體セントスル危機ニ瀕シタ事モアツタガ遂ニ事無キヲ得タ、大レハ畢竟スルニ鐵道電信其他ノ交通機關ガ發達シテ日々洋カラ洋ノ距離ヲ短縮セシメ、其結果遠近各地ノ利害ヲ互ニ接近セシメ東部ノ資本ヲ西部ニ放資スルコトヲ容易ナラシメ、華盛頓ノ資本家ガ「テキサス」ノ嶺山ヤ「サンフランシスコ」ノ鐵道ヲ持ツ様ニ成リ、組育株式市場テハ全米各地ノ株式相場ヲ立テル様ニ成リ、東西南北經濟上ノ利害ガ相ヒ錯綜スル事ニ由ツテ自然的利害ノ關係上聯邦間ノ連鎖ヲ爲スコトニ成ツテ居ル又タ特ニ東部ノ各大學校ヘ向ケ西部南部ノ田舎カラ其地方ノ子弟ガ笈ヲ負フテ遊學スル求心力ノ作用ハ感情上ニ於テ全般ノ人心ヲ融和シ互ニ相寄り相ヒ頼ム志望ヲ發生シ聯邦結束上ニ好成績ヲ致スコトニ成ツタト

「ソビエツト」露西亞も千九百二十四年一月六日發布の新憲法により、一種の聯邦同盟の國家と成り、「勞農露西亞」、「ウクライナ」共和國、「コーカサス」共和國、「ホワイト、ロシア」、「フィンランド」、「シベリア」、「アゼルバイジャン」の七ヶ國に依つて組織されて居たが千九百二十五年六月に到り更らに「トルコメン」及び「ウヅベツク」二共和國を併合して Russian Socialist Federated Soviet Republic が成立した其聯邦代表機關は莫斯科に開設せられ各聯邦より十二名づゝの總代が出席し、各地の利害に就て協議を重ねて居るとの事であるが、動もすれば其結束に弛緩を生じ各洲分離の傾向を生ずるので、「ソビエツト」政府の執行官は一生懸命其結束の強固に勉めて居るので有る、就中「フィンランド」の如き或時は獨立を宣言し、或時は諾威、瑞典に歎を通ずるが如き事を爲すので、迨がの勞農政府も大に手古摺つて居る様子である。

吾曹は今複式國家の上院制なる者が聯邦同盟の結束を鞏固にする機關であると謂ふ事を説いた、次に其上院制の實際上の状況を少しく述べて這の機關が眞の立法體で無いと云ふ事を説いて見ようと思ふ獨逸の聯邦參議院の構成分子は帝政時代に於ては、二十五個單位の各聯邦國王の臣僚たる世襲貴族や、顯官が叙任せられたのであつて其身分は藩王の「使者」 Envoy. 或は代官 Bailiff の資格で出席したのであつた、夫れ故其人達は各洲公共團の代表者でも無く人民の代議士でも無かつたので唯だ自己を派遣したる君國の使節に外ならず、言はゞ一種の外交官であつて立法官では無かつたのである、又た彼等は各異つたる風土の下に生れ、特種の習慣に育ひ立ち。特種の教育を受けて居たので、自然其性行も異なれば言語も異り、従つて意志の疏通を缺いた事は甚しい者があつたと謂ふ事である、現に奧太利聯邦の上院では議員の討論に拾八箇國の言語が使用せられて居たので傍聽人は通辨を備へて置くに非ざれば議員の演説は判ら無かつたと傳へらるゝ、恰度我邦舊幕時代江戸の眞中で各藩の「お留守居役」の出會ふた時の様に、薩摩の武士と仙臺の侍とが謠曲の科白で語り合ふと謂ふ逸話が憶ひ合はせらる。

「ローウェル」は其著「歐洲大陸ニ於ケル政府ト政黨」の内に其光景を叙して居る。

(註六)「複式國家ノ聯邦議會ハ獨逸ノ「ブンダスラート」テモ瑞西ノ「セネター」モ立法院トハ認メラレヌ程ト雜駁タル者テ其構成者タ

ル議員が異ナツタ習俗ト變ツタ教育ノ下ニ育ツタ者ノ合テ、風俗、習慣ノ異ツタルノミナラズ、言語ハ相互ニ通セズ一方ニ
 尊魯四語ヲ演説スレバ夫レヲ駁スルニ伊太利語ヲ以テシテ居ル始末ヲ公式的言語ノ規定ヲ缺イテ居ルノテ混雜名狀スベカラザ
 ル者ガアル、又瑞西ノ如キ小國ニテアリナガラ其上院ノ議場ニ於テ一度激烈ナル爭論ノ起ルトキハ良ク六ヶ國ノ語ニ通ジテ居
 ナケレバ、討議事項ノ意義ヲ了解スルコトガ出來ナイト言ハレテ居ル………「猶ホ各議員ノ受授スル書狀ノ郵便印紙ノ如キ
 モ悉ク異ナツタ印紙ガ貼用サレテアル様ナ次第テ一帝國ノ統一的治下トハ想像サレヌ始末デアルト。

(乙) 聯邦參議院ノ構成狀態

過般歐洲大戰の結果獨逸、奧太利等孰れも國體に變更を來たし、世襲貴族や叙任官吏の院制は帝政
 の廢止と共に消滅に歸し、今は十八個單位各聯邦悉く民選式に變化し昔時の如き參議院制などは觀る
 事が出來ぬ様に成つて居る、然し其根本的建國基礎たる「聯邦同盟の複式國家」の體系には何等の變動
 あらず、嘗た帝政時代の參議院よりも權限が縮少せられたと言ふに過ぎず北米合衆國や瑞西聯邦諸國
 と同様の政治狀態を以て統治されて居る始末である、今夫等諸國の複式國家の參議院構成法を調べて
 見ると、

(A) 北米合衆國ノ上院制 Senate ハ現在成立シテ居ル聯邦四十八個州ノ獨立ヲ保證スル機關ニシテ各其洲省カラ一州二人ヅ、ノ割
 合ヲ以テ、(九ヶ年来國ニ居住シタル公民ニシテ三十歳以上ノ男子ナ) 絕對普選式ヲ以テ選出シタル高級代議士ノ俱樂部デアツ

テ現ニ共和黨五十四名民主黨四十二名ニ依ツテ組織サレテ居ル。

(B) 獨逸聯邦ノ新參議院制 Reichsrat (帝政時代ノ Bundestag) ハ千九百十九年ニ制定サレタ新憲法ニヨリ各聯邦諸州ノ立法部並ニ行
 政部ヲ代表シタル委員ノ集會會議所デアツテ即チ國務ノ調節 Kontrollト各州邦ノ抗議權 Einspruchsrechtノ機關デアアル、(立法
 權モ行政權モ與ヘラレテ居無イ)、人口百萬人以上ノ州邦ヲ一選舉區ト爲シ其選舉區ニヨリ各絕對普選式ヨリ選舉セラレタル二
 十五歳以上ノ男子ヲ以テ組織サル、者ニシテ、各州邦ノ代表員割合ハ普魯西二十六人、「バハリア」十人、「サクソニー」七人、
 「ウイテンボルク」四人、「バーデン」三人其他ノ諸州ニテ十六人、都合六十六人ノ委員ヲ以テ成立シテ居ル。

(C) 奧太利聯邦ノ新上院 Bundesrat ハ「ウキンナ」及ビ聯邦七ヶ國ノ選出委員、(多數公民ヲ有スル州邦ハ三人ノ割合)ニヨツテ組織
 サレ下院ナル國民議會 Nationalrat、ト共ニ立法行爲ニ關スルコトト爲シテアルガ其實ハ一種ノ諮問機關デアアル、其選出方法
 ハ兼テ普選式ニ依ンテ成立シタル州議會カラ覆選サレタル代議士ニヨツテ組織サレテ居ルノデアツテ、其年期ハ六ヶ年ヲ男女
 ノ別ハ撤廢サレテ居ル。

(D) 瑞西聯邦ノ上院 Ständerat ハ地方行政府ト中央立法部トヲ結附ケル政治機關デアツテ、貳拾貳州 Cantonsニ於テ各二人ヅ、ヲ
 選出シ都合四十四人ノ議員ヲ以テ組織サレテ居ル、其被選者ハ國民議會ノ議員同様絕對普選式ニヨリ二十五歳以上ノ男女ヲ以
 テ組織サレテ居ル、議員ハ總テ無歲費デアアル。

(丙) 單式ヨリ複式ニ變更セントスル國家

現在單式國家であつて他日複式國家に變更さる可き運命を保つて居る國家がある、夫れは大不列顛
 帝國たる英吉利と、北歐に於ける諾威瑞典丁抹及び「スカンデヒア」諸洲で有る、………猶ほ或は

將來に於て、東歐所在の「スラブ」族の聯邦共和制が成立するかも判らぬと謂ふ時もある。

英吉利は十九世紀以後に於て、征服、合同、聯盟等種々の手段に依り其領土の擴張を勉めた結果、遂に東西兩半球に亘り宏漠たる版圖を有する事と成り、其統治體なる者は全く昔日と其面目を異にし、今は大聯邦の上に立てる同盟國家の形勢を呈するに到つて居るので有る、誰れが眼にも斯國は早晚單式國家から變化して純然たる聯邦的複式國家に成る者と推測されて居る、若し其變化が實行せらるゝ曉は現在の貴族的立法院は扉を閉し、單式國家の複院制に代ゆるに聯邦的複式國家の參議院制が現出する者と観ねばならぬのである言ひ換ゆれば早晚英吉利は「寄木細工ノ膠」としてのみの効能を有する上院制度の目論見に取懸からねばならぬ時期に際會して居るので有る。現に千九百二十四等五月勞働内閣の首相「マクトナルド」は世界政策に關し英國政府の方針を確定する必要より、各殖民地各自治領及び屬邦諸洲に向つて一の宣言書を發布した。曰く、

「現時世界的狀況ニ鑑ミ英帝國及ビ殖民地自治領等ノ外交問題ヲ取扱フニ當ツテ、奈何ナル機關ヲ用ヒ奈何ナル制度ヲ樹立ス可キカニ就テ、殖民地及自治領屬邦ノ代表者ト相會シ慎重ナル協議ヲ爲スノ必要ヲ認ム。

「本官ハ大英國會議所 The Council of the Empire. 並ニ大帝國參議院 Imperial Senate. 大不列顛聯盟 British Alliance ノ組織ニ關スル各種ノ計畫書ヲ提出スル準備ヲ有セリ。

應て斯の招集に應じ倫敦に馳せ參じたる者は、其昔「チャンパレン」の殖民地大會議の時に集合した

る者よりも、亦た歐洲大戰中に非常招集に應じたる人達よりも、遂に多數の招集を見たのであつた、乃ち會する者は、加奈太首相「キング」、濠洲首相「ブルス」、新蘭土首相「マツヒー」、印度藏相「ヒール」、印度王族「アルワ」侯、南阿首相「スマツ」將軍。愛蘭土文相「マクニール」、「ニウハウンドランド」首相「ウァーレン」等で、各殖民地の最高權威者のみで在つて、英國政府は國內に於ける最高行政官同様の待遇を爲し、其亦た決議事項は大戰當時の殖民地會議と同様上下兩院の立法體の決定を凌駕したる者と認むる旨が宣言せられた、其後傳ふる所に依れば、其會合の席へ非公式に提案せられたる者の内には實に左の二項があつたと云ふ事である、夫れは(第一)が加奈太政府の要求で歐洲平和會議の席上へ加奈太の委員をも加へられたし、若し此要求が用ひられざる節は加奈太は平和會議の決議事項に關し英國政府の治下に於て責任を保つ事は出來無いと述べ、(第二)は愛蘭土臨時政府の要求であつて、愛蘭土は外交上の獨立を證明するが爲めに米國へ全權公使を派遣する決心である旨を告げたと云ふ事である、之等の現象を現實に眺めた英國政府は、夫の勞働内閣たると保守内閣たるとに係らず、其屬領や殖民地の分離を防遏し以て其結束を鞏固にする必要を痛感した事であらう、大不列顛同盟王國の組織並に大帝國聯邦參議院の成立は英國に採つて一日も忽緒に附す可らざる急務の一であらうと想はるゝ次第である。

(丁) 多元より一元に醇化せられんとする國家

多元的聯邦國家が單元政府の國家に統一されんとして居るのは獨逸新共和國である、十九世紀の初頭「フランクホルド」に集合した南北日耳曼諸侯の離合集散に據つて形成された、獨逸帝國二十五個單位の小國家は、過般歐洲大戰の終了と同時に、社會黨の國家集權主義の許に於て、悉く其權威を掠奪せられ、中央政府に隸屬せざる可らざるに到つて居る、而て中央政府なる者は、亦た其人口の數量と範圍面積の結果に依つて、「フロシア」洲の統轄下に吸収せらるゝ事と成つて居る、言ひ換ゆれば獨逸新憲法の發布は即ち新十八單位の聯邦諸國を「フロシア」洲の足下に抛げ棄てた結果と成つたのである、

「獨逸新憲法中國家重大事ハ總テ衆議院三分二以上ノ多數決ヲ以テ決定スル事ヲ定メテ居ル」……「フロシア」は「シレシア」を合併したる結果土壤の面積に於て又た人口數量の上に於て、優に全獨逸の三分二弱を有して居る譯で、從て議員選出の數量も全院を壓するだけの威力を有して居るのであつて、獨逸共和國の立法的政治行爲は全く「フロイス」の掌中に握られて居ると同様の姿を爲して居るのである。

獨逸新憲法が如何に中央集權主義に傾いて居るかは、左の憲法條文を視れば判る。

「新憲法第八條」、國(中央政府)ハ租稅及其他一般收入ニ關スル立法權ヲ有ス

「新憲法第九條」、國ハ幸福ノ増進公ケノ安寧ヲ保護スル一般立法權ヲ有ス

「新憲法第十條」、國ハ土地法土地分配法居住家産等ニ就テ立法權ヲ有ス

「新憲法第十三條」、國ノ法規ハ各聯邦ノ法律ニ勝ル權限ヲ有ス

「新憲法第十五條」、國ハ聯邦諸政府ニ對シ立法並ニ行政ノ監督權ヲ有ス

斯の如く國(中央政府)は絶大の權利を有して居るのであつて、聯邦各洲は唯だ僅かに憲法第十二條により「……國ニ專屬スル立法事項ヲ除キ、又々國ガ立法ヲ爲サル間ニ於テノ各聯邦ハ立法ヲ爲スコトヲ得ル」……と謂ふ不完全極まる立法行爲が許されてある丈けで在る、帝政時代の聯邦組織を顧みて全く今昔の感に堪へぬ次第である。

現代の憲法學者は孰れも、獨逸の新憲法を評して、……「獨逸ノ新憲法ハ獨逸ノ存在ヲ没却セザル範圍ニ於テ能フ限リ中央集權主義ヲ實行シテ居ル」……實に現在の「獨逸共和國は中央集權治下の多元國家」と云ふ可きか、將た「地方分權を有する單元國家」と評す可きであらうが、政治哲學の上に於て判然其名稱を擇ぶに苦む次第と成つて居る。實際に於て獨逸は極端に中央集權に馳せつゝある現狀で、其結果は近き將來に於て中央政府の中心力たる、「フロシア」の統一治下に支配せられんとしつゝある者と謂はねばならぬのである、今後に到り若し聯邦關稅法並に鐵道連絡法、郵便條例等の改正が遂行せられ、中央と

聯邦との關係が一層親密と成つた場合は、名實共獨逸共和國は普魯西化の純然たる單式一元の國家に醇化した者と視る可きであつて院制問題の上から謂へば、希臘や「エストニア」の如き單一國家の一院制國と同様に成る譯けである。

第二章 社會的院制

元來院制問題とし謂へば、法制學上から研鑽すべき問題であつて、總てが政治的範圍を脱する譯の者では無いが、然し純粹に國家組織の上に於ける政治機關としての立法院と、民族的部落や宗教團の代表機關、亦是經濟上に於て生産者や消費者の利害のみを代表する所の職能的協議會 Functional Council. とは自ら其間に區別が存在して居るので、吾曹は爰に改めて「社會的院制の種別」と題する別種の項を設けて、一般政治上に於ける院制問題と區別して論ずる積りである。

第一款 部落代表機關

(甲) 保甲會

保甲會とは、「ホルク、モート」Folk-motes. の事であつて、適當の譯字が見當らぬので、支那に於ける自治制に倣ふて斯くは命名したのである、斯代議會は紀元四世期の羅馬全盛時代から肇まつて中世期に及んで中央歐羅巴並に東部亞細亞に於て、部落及び種族の代表機關として成立して居た者であ

る、斯自治機關は其部落及種族團體の内から長老或は百人長など、謂ふ先達輩が集合し其部落の爲めに立法や行政を施行して居た者であつて僧侶や管長や政府の官吏などは、一切之を排斥して立ち入る事を許さ無かつた者で、全く平民的自治機關であつたので有る、恰度支那に於ては春秋時代から成立して居た、「保甲制」、「里正制」など唱へたる郷土自治の制度と略ぼ同一の者であつて、其自治區は政治上や宗教上の境界に據らず、全く天然の山河や人種の異同や風俗人情の種別に依つて區劃されて居た者である、復た其職能は立法行政の外、冠婚葬祭の世話や、喧嘩の仲裁や、乃至簡單なる司法事務をも司つて居たので有る。

斯地方的自治權と中央に於ける政治權との抵觸や葛藤は屢々であつた、政府の軍隊と自治團の民兵とが劍を把り武力を以て勝敗を争ふ事も常であつた、彼の強勇無双の「シャアーレマン」帝と雖も。斯自治區の防禦武者 Military defensor と干戈を交へたる場合毎時も敗者の地位に置かれたと言ひ傳へられて居る、歐洲中世紀の世態史は全部是等の鬭争史であつたと謂ふて差支へ無い程との始末であつた、恰度支那に於ける宋末時代地方自治體たる「保甲會」や「里正會」の卿紳等が部落の全權を掌握し、中央政治權の衰凋に乘じ横行闊歩したると同様の世相である、是等の狀況を詳にせんと欲せば、施耐庵の水滸傳を繙けば直ぐ判る。保甲團の防禦武者や里正出身の紳縉達が各所に自治制を布ひて中央政府の命令

を尊奉せざりしのみならず 百八人の好漢共は、「替天行道」の義人として立ち。

「父兄失敗於前饑寒逼迫於後而其才與其力又不堪以鬱々讓入於是無端入草一嘯群聚稱兵」

と呼號し、梁山泊に集合し保甲會を開設し、附近の自治區を統轄して居た光景は婉として、歐羅巴中世紀の部落團を髣髴せしむる者が有るのである、中央政府から派遣する官兵たる高球や道貫の兵勇は常に之等草澤強人の爲めに塵殺せられ、遂に南宋の主權者は招安と號する降服の上諭を發布し以て纔かに其自治團の銳鋒から免かれて居た様な次第柄であつた、金聖歎是を評して、

「皇皇大宋不能奈何一賊而計出於教之使贖大美其辭則曰教曰贖其實正是溫語求息失朝廷之尊一也」

と嘲笑して居る、歐羅巴に於ては其後十字軍や薔薇軍の爲めに蹂躪せられ折角の這の自治機關も消滅に歸し爲めに斯「ホルクモート」の立法會も立ち消への姿とは成つたのであつたが、然し其の自治機關の遺物は一方に於て自由都市の名を以て、伊太利の「フローレンス」、「ベニス」、「フェレンツェー」、英吉利の「ロンドン」、「エデンバロー」、佛蘭西の「ハリス」、「リヨン」等を獨立自治體として存在せしめ、他方職能的には「ギルド」組織 Guild system や労働組合 Trade Union の制度を貽したのであつた、

(乙) 部落民總會

部落民總會とは Landsgemeind の意にして是も適當の譯字が無いので斯くは命名した次第である、此會議は瑞西に於て古來より傳ふる特別の平民大會であつて。現今では瑞西の外か英領「ニウ、イン グランド」に於ても實施されて居る制度で同地では「都市集合」Town-meeting と稱して居る、元來斯制度は其部落や都市内に居住する老若男女が一所に集合して立法行爲を爲すと謂ふ性質の者で、今日の所謂る普通選挙式の基源にして又た將來總ての立法機關の最終裁斷制度たる「レフレンダム」や「イニシエチーブ」の稿本とも見らるゝ者である。

斯制度は一時瑞西の聯邦諸洲、即ち各「カントン」に於て盛行されて居た者であつたが、社會が段々複雑と成り來るに従ひ這制度の實行にも種々な紛糾と葛藤を生じ、遂に千八百四十年には其集會に一大騒動が惹起され、各地に内亂が起つたので、其弊に鑑み段々此制度が廢止せらるゝ様に成り、今日では瑞西二十二洲の内十五洲だけ此制度が存續されて居るのである、嘗て「英國憲法發達史」の著者「フリーマン」博士が英獨の憲法學者を伴ひ這特別な原始的立法制度を研究する爲め實地調査をして一種の報告書を作つて居るから、夫れを掲げて、斯制度の實況を示す事にする。

「我々一行ハ這部落民總會ヲ實地調査スル爲メニ、瑞西山岳地方ノ「ウーリー」 Uri-Canton. ノ「ナルトドーフ」市ニ赴イタ、同地ハ上ニ白雪ヲ頂ク峻嶺ガ聳ヘ、下ニ碧潭ヲ湛ヘル湖水ニ臨ミ記憶ニ値ヒスル好景ノ場所デアツタ、時ハ恰度ト五月初旬ノ或

ル日曜日ノ朝テ天氣ハ晴朗デアツタガ高地デアアル丈ケニ肌ニ薄寒サチ感シタ、我々一行ガ其所ニ到着スル前後ニ於テ、同地ノ人民ハ己ニ用意ヲ整ヘテ居タ者ト看ヘ、今ヤ將サニ野外ノ集會場へ出立セントスル際デアツタ、這集會ノ主宰者ト成ル可キ長老ハ「ウナリー」洲ノ公服ナル黒ニ黄ノ市松格子ノ上衣ヲ羽振り、頭ノ上ニハ牡牛ノ角ヲ飾ツタル高帽ヲ冠リ數人ノ公服ヲ着ケタル隨員ヲ從ヘ威風凜凜トシテ扮立ツタ、其後方カラ老若男女打チ混ジタル數千人ノ人民ガ隊伍ヲ整エテ跟隨シ、靜カニ練ツテ湖畔ノ廣場カラ兼テ設ケノ式場迄テ進行シタ、其光景ガ己ニ一奇觀ヲ呈シテ居タノデアアル、總テノ行列ガ式場ニ到達スルヤ主宰者ハ勿體ラシク中央ニ設ケアル椅子ノ上ニ傲然腰ヲ降シタ、群衆ハ其周圍ヲ取り圍イテ佇立シ、婦女子ヤ子供ハ其左右ニ居並ンテ喧數ク喋舌リ撒ラシテ居タ。

場ノ靜マルヲ俟ツテ主宰者ハ頓テ起立シ、本日此部落會ヲ開イタ開會ノ趣旨ト昨年度ニ起ツタ各種ノ報告ヲ簡單ニ披露シテシマウト、群衆ハ皆ナ跪マツイテ、天ニ向ツテ祈禱ヲ捧ゲタ、夫レカラ其日ノ日程ノ事務ガ始マリ、憲法及法律ノ改正案、並ニ新法律ノ制定案ガ討議セラレタ、主宰者及ビ其左右ノ役員達カラ質問ニ對スル説明ガ與ヘラレ人民ハ相互間自由ニ是レヲ論議シ是レヲ檢討シ、賛否ノ投票ヲ以テ決定シタ、其レガ済ムト、地方ノ債務、行政費、租税ノ負擔額ニ就テノ明細書ガ提出サレ其大綱ヲ記シタ者ガ揭示サレタノデ、人民ハ夫レヲ檢閲シタ上テ種々ノ討論ガ行ハレ、或ハ投票ヲ以テシ或ハ主宰者ニ向ツテ口頭ヲ以テ注意ヲ與ヘル等ノ行爲ガ行ハレタ、斯會議ハ前後ヲ通ジ約六時間ヲ費ヤシ正午過ぎニ到ツテ全部ノ事務ヲ片付ケテ了ビ、晝餐後次年度ノ役ヲ選舉ナシシ、日没前ニハ人民ハ悉ク自宅ニ於テ自己ノ職業ニ從事シテ居タ、是レガ部落民總會ノ光景デアアル。

傍觀して居た學者達の批評を概括して見れば約左の如き者であつた。曰く、

「奈何ナル人民ニテモ之レ程ト責任觀念ノ覺醒ヲ以テ自治政治ヲ行フ者ハ無イ、奈何ナル場所ニ於テモ之レ程ト公平ナ投票政治ガ行ハレル所ハ無イ、全ク自由ト謂フ者ハ姦雄政治ヲ凌駕シタ者デアツテ平等ト謂フコトハ特權制度ヲ超越シタ者デアレルト

謂フコトガシミくト判ツタト……

調査員たる學者連中は非常に斯制度に感服し、斯山岳民の幸福を羨望したと謂ふ事であるが、蓋し斯の如き原始的な簡略な政治制度が這複雑な浮世で何日迄でも行はる可き者ではあるまい、人民の數量が増加し集團の部數が擴大さるゝに伴れて人民なる者は種々錯綜したる制度の許に立たねばならぬ運命の者である然し、復た一方から考察すれば、政治が複雑に成り制度が緻密になれば成るほど、少數者の利益のみが擁護せられて却て多數者が不利の地位に陥る傾向を生ずるのであるから經世家たらん者は可成的に簡潔明快なる政治式を撰擇し國民多數の利益を謀らねばならぬ道理である、爰にも亦た複院制度を單院制度に變革せしむ可き一種の眞理が潜んで居る譯である。

第二款 職能代表機關

第二十世紀の文化的政治制度の基調たり根幹たり得る者は、職能、業務、利害、階級、など呼ばるゝ者の機關作用である、之等は決して最新の思想より出てたる者とのみは言へ無い、名こそ異なつて居るが此思想は舊くから傳へられて居る者である、現に當世歐羅巴に於ける代議制なる者は即ち貴族 Nobility 僧侶 Clergy 平民 Common などノ稱せらるゝ二三異なつたる階級 classes 身分 estates 及び職能 functional

を代表したる政治的機關の進化物に外ならぬので有る、特に英吉利や伊太利の上院構成分子は現在と雖も猶ほ昔時の儘の姿で現れて居る。

上院丈では無い、下院の構成分子も亦た職能、階級、身分等の代表者で在る、現に千九百十八年の普選法律發布前に於ける英國下院の構成分子の資格の如き、亦た千九百七年以前の普魯西下院議員の三階級制塊太利の五階級制の如きは、全く下院の職能代表の標本であつたのである、我邦に於ても普選法律の出來ざる前の市部選舉區の獨立は取りも直さず商業者と工業家と謂ふ職能代表者の選舉を意味し、郡部選舉區は勞農と土地所有者と謂ふ職能者の代表者を選出せしむる制度で在つたとも謂へる。

近時生産的時限の出現と同時に、其職能の分岐が其數を加へ來り、各派の學者に依つて種々の名稱が附せられた職能的衆團が出來たので有る、此件に就て「マクバイン」、並に「ロージャア」の共著「歐羅巴に於ける新憲法」の内には左の如く記してある。

(註七)「數多キ佛蘭西學者ノ内テ「ブノラス」ハ職能代表ヘ比例代表主義ヲ結び附ケル新工風ヲ發明シタシ、「テウーゴイール」ハ普通ノ地理的選舉、區カラ個人的代表者ヲ選出セシメテ第一院ヲ構成セシメ、又々職能的代表者ヲ第二院ヲ組織セシムル案ヲ考ヘ出シタ、復々英吉利ノ學者「コール」ハ人民ノ廣イ範圍ノ裡テ互ニ獨立シタル職能社會ニ於テ經濟的勢力ト政治的勢力ヲ分類シ各

職能ヲ代表シタル者ヲ結び附ケテ最高ノ協議會或ハ議會制ヲ組織セシメント主張シタノテアル、然シナガラ其協議會ナリ議會ナル者ハ強チ夫レニ適應シタ天職的ノ第二院(上院)ヲ成立セシメヨト謂フノテハ無イ、寧ロ、政治的問題ヲ超越シテ權利ヲ行使スル國家ヤ、又々天職的問題ヲ超越シテ其權利ヲ行使スル種々ノ天職的協同體ノ間ニ惹起サル可キ爭論事項ニ對シ最終判決ヲ與フル所ノ「職能的衡平法ノ民主最高法院」 Democratic Supreme Court of Functional Equity ヲ設立仕度イト謂フノテアルト、猶ホ其他「シドニー、ウエツプ」等ノ如キハ政治的議會ト社會的議會ノ二個ノ立法機關ヲ設立スベシト主張シテ居ル、此兩者共必ズシモ判然ト職能代表ヲ無ケネバナラヌト謂フノテハ無イガ、少ナクトモ這ノ兩個ノ議會ナル者ハ、其政治的ナルト社會的ナルルトニ拘ハラズ、各其領分内ニ於テ最高權ヲ保有スル者タラシメザル可ラズト。

右様の次第で、職能的立法機關の設立論は當世政治哲學上の流行であるが、却て實際に之を施行すると云ふ事は又た中々の困難である、理論上に於て職能、業務の上に基礎を置く立法體を製造すると謂ふのは容易の様であるが、夫れが實行に着手すると種々の難事に遭遇する譯けである、假令ば或人は甲の職能を以て甲の集團に屬すると同時に亦た乙の職能を兼ねて乙の集團を代表せんと需める場合があると假定せば夫の場合に處して果して斯人に二重の投票權を與へ二重の職能を代表せしめ得られようか是れ大なる疑問である、從て亦た這職能的選舉人の臺帳を製作せんとすれば何を標準と爲す可きか是も困難の問題である、其他調べれば調べる程幾多の難問が湧出して來る次第で在つて、現在は先づ實行の時機には非ず研究の時代であると斷せねばならぬ。

大戰後歐洲の政治組織の大變更に際し、此職能代表主義の實現に助めたのは獨逸共和國で在つて現に千九百十八年の革命と同時に「農勞兵大會議」と謂ふ職能的議會が開始せられ民約憲法が制定せられたのであつたが、其憲法中に職能的代表の會同や委員會が隨所に新設せられてあるのが視へる、殊に生産消費に關したる各種經濟議會の新設が記されてある、吾曹は職能代表機關の第一義として是を左に説く事にする。

(甲) 經濟議會

獨逸を始め他の新興國は孰れも其建國の國是として……「國家及び社會ハ生産的職能、Productive function ナ離レテ一日モ生存スル者ニ非ズ、生産ト消費ト調節スルガ政府組織ノ基礎デアル」……斯教權から何事も割出されるのであるから從て這の「生産的勞働」に關與して居無イ者は政治に參與する資格の無い者と認めらるゝに到つて居る、説の可否は別問題であるが、兎も角實際に於て此様な主義の許に立つか亦た此様な主義に向つて快速力を以て前進しつゝある政治體が現在文明國の八割強を占めて居るのであるから、之等諸國は現在或は近き將來に於て、各種職能的團體の利害を統轄する所の代表機關、假令ば「經濟的最高會議」The Supreme Council of National economy. の如き者の設置を餘儀無くする者と思はねばなら

ぬ。「マルキシズム」或は夫れに類似の教權が當世を支配して居る以上、政治が生産と離れる事の出来無い事に成つて居る、將來民主主義に對する如何なる反動の世が来ようとも、……政治なる者は總て經濟の上に立脚せねばならぬ」……と謂ふ「モットー」に變りは無い者と覺悟せねばならぬ。「スハルゴー」は其著「ボルシユイズム」に於て論じて曰ふ。

(註八)「現在政治家ノ義務ハ空論ヤ抽象的概括論ナドテ日ヲ送ル可キテハ無イ、少クトモ民ノ生産問題ニ就テ講究スルノガ第一義ナル……彼等政治家ハ人民ニ對シテ其平和ヲ保證スル丈ケテハ仕方ガ無イ……問題ハ唯ダ「パン」ダ唯ダ「パン」ダ……而テ其「パン」ナル者ハ労働者ノ手カラ來ル、政事家ガ今日人民ト共ニ論究セネバナラヌ事ハ生産ノ増加、労働時間ノ短縮等テアツテ、生活ノ改良ニ於テ一大評定ノ必要ガアル。

今後の政治なる者は、抽象的權利義務の概念から離れ、總て實際的國民の生活に即して惹起さる、諸問題の解決を先決問題とせねばならぬ時代に推移しつゝあるもので有る、經濟議會なる者は全く夫等世相の反影で有る。

此經濟會議の成立要義としては、政治と經濟を同一義 Coordinate と認め、労働者と資本家、備人と被備人を同一格の立場 Equal footing と認めねばならぬのである、然し現在の世相に於ては未だ全部が悉く其域に迄で進歩しては居らぬのであつて、各國の商法や民法の條款も未だ夫等に伴ふて居ら

ぬ場合が多い獨逸新憲法に現れたる全國最高經濟大會議 Reichswirtschaftsrat の如き、全國の労働者會議 The Reich workers councils、全國の經濟會議 The economic council of the Reich を併合代表した者ではあるが、未だ獨立立法體として認めらる迄では、多少の距離が存在して居る様に思はるゝ、「マクバイン」「ロージャー」共著の「歌羅巴に於ける新憲法」中には左の如く述べて居る。

(註九)「此經濟大會ハ上下兩院 Reichsrat and Reichstag ト併立シテ立ツテハ居ルガ未ダ判然第三院テアルト言ヒ難メル、何ントナレバ此大會ハ修正、批判、助言ノ權利ガ認メラレテ居ルガ制定權 Enact 並ニ否認權 Veto ガ授ケラレテ無イ、……嘗テ内務卿タリシ「テルブルグ」ガ曰フテ居ル所ニ依レバ「近キ將來ニ於テ此經濟大會議ナル者ハ獨逸上下兩院ナ一東トシテ其ノ向フテ張ル丈ケノ權威ト成ルコトガ判ツテ居ル、視ヨヤ、政治ノ進歩ハヤガテ庶民立法體ノ相繼者トシテ此經濟會議ヲ認メル時ガ來ルデアラウ、之レハ正シク正確ノコトデアアル。

(2) 「ギルド」組織の職能議會

抑も「ギルド」制度 Guild system. なる者は今日に肇まつた譯では無い、古く羅馬に基督教が浸潤した當時から宗教や慈善の目的で組織されて居た制度で在つて、國家制度の外に立つて獨立の經營をして居た者で有る、特に基督教の寺院が宗教「ギルド」として國家統治の圏外に遁れ歴代帝王の命令に服従しなかつたので、遂に「ネロ」帝始め俗界爲政者の爲に慘酷なる迫害を受けた様な次第である、

宗教的「ギルド」の機關として設立されて居た、寺院會議、僧侶代表議院は、羅馬のみならず中央歐洲の各邦各洲に開會せられ、上世中世を一貫して政治圏外に特立して成立して居た者であつた、復た「ギルド」制度が産業界に現出したのも決して新しい事とは無い、十字軍の當時から軍需品製造業者や、牛馬飼養者や、船舶業者や金融業者等が互に協同聯盟して、篤實に生産消費の調節に竭した者であつた、恰度我邦の舊幕時代の問屋制度や北清地方に行はるゝ、粮店や棧行制度に類似した者で、全く政治的地理を離れた組合組織で在つたので有る。

斯制度が中央歐羅巴では餘り盛行し無かつたが、獨り英吉利では非常の發達を遂げて今日に及んで居る、従つて此制度を哲學的に眺むる所謂「ギルド」社會主義も英吉利が本場であつて、「ラッセル」、「ホブソン」、「コール」等の先達が輩出し「ニウ、エージ」誌などを機關として盛んに其教理を宣傳して居るので有る、今日にては已に業に學究的研鑽の範圍を逸出し、「ツレードユニオン」や「サンジャガリズム」と共に實際運動に移り直接行動の一種として其活動を續けて居る次第である。

斯直接行動たるや「産業的「デモクラシー」を建設するの目的で在つて、其理想とする所は、國家の有する政治機關の外に、別個の立法體を組織し、「同格的」Coordinate の教權の許に於て「産業的大會議」The Congress of Industrial Guild を起さんとするのである、斯大會議たるや……………「經濟ノカハ政

治ノカニ優ル……………」と謂ふ原則の上に於て成立されて居る各種「ギルド」や労働組合を統轄する中央機關を形成するので有つて政治的と謂ふよりは寧ろ社會的行動に職由するので有る、恰度我邦に於ける水産組合や農業組合や各種實業會を聯結して夫れへ強大な「ヨーヅリチー」を附與した様な者で、又た支那に例を採れば恰度「會館制度」に執行權力を附與した様な者であるとも謂へる。

「コール」は其著「ギルド、ソニアリズム」に於て説いて謂ふ。

(註十)「自分が最も述べた經濟的各種類ノ「ギルド」……………産業、労働、消費、鐵道、建築……………ノ外教育者ノ需ニ應ズル教育「ギルド」、衛生家ノ需ムル保健「ギルド」其他非經濟的ノ者トシテハ社會奉仕「ギルド」モ出來ル譯デアアル。「尙ホ吾人ナシテ曰ハシムレバ、度濶ナル範圍ニ於テ謂フ所ノ教育「ギルド」ノ裡ニハ種々ナル奉公的業務ガ包括サレテ居ルデアアル夫レハ市務ヲ調節スル必要ヨリ興ル「文化會議」Cultural council ノ如キガ夫レデアアル。「道」ノ文化會議ハ單ニ教育「ギルド」ニ對シテノミナラズ、此事項ニ接近シ且ツ關聯シタル他ノ種々ノ事項ニマテ入り込ムデアアル、夫レハ芝居音樂其他各種ノ遊藝事項ニ迄テ及ブデアアル、現在ハ官憲ガ之等ヲ公式ニ認メテ居無ナイガ、他日ハ文化會議ヲ通ジテ「ギルド」組織トシテ關係スルコトニナルデアアラウ、猶ホ其他美術館、博物館、圖書館等ノ業務モ追々教育「ギルド」ヲ通ジテ「文化會議」ニ現レ來ルデアアラウト思フ。

斯「ギルド」會議は勿論眼中貴族無く資本家無く、即ち階級的自覺 Class conscious. の儕等に據つて組織されるので在つて、謂はゞ「直接行動ノ一種ノ延長」A sort of extension of direct action, 云々

可きで在つて、英米の資本家團體の專恣横暴に刺戟せられて斯種の運動も激甚に成る譯である、猶ほ「コール」は是に就て述べて曰ふ。

(註十一)「現在ニ於テ英國々内ノ労働組合員ノ總數六百五十萬人或ハ七百萬人ニモ達シテ居ルテアラウ、勿論筋肉労働者ノ全部ガ其組合員ノ裡ニ含有サレテ居ル、然シ未ダ此勢力ヲ以テ直ニ資本家ノ横暴ヲ押ヘ夫レガ全滅ヲ期スル譯ニハ行カヌ少クトモ漸進主義ニリ功ヲ將來ニ俟タネバナラス。

「侵略的支配 Enroaching control. 斯意義ハ漸進的ニ資本家ヲ排斥スル方策デアアル即チ現在權利ヲ已得的ニ占有シテ居ル資本階級カラ労働階級ノ指名者ヘ職能ト共ニ權利ヲ確實ニ移轉セシムル目的ノ許ニ其占有者ガ管テ有シタル經濟權ヲ徐々ニ其手カラ離サシメントスルニハ現在ニ於テ斯「ギルド」制度ヨリ外ニ無イ。

「然シ道「ギルド」社會主義ノ實行、這「ギルド」經濟會議ノ創立ハ國民ノ自由意志ト自由社會ノ環境ヲ要スル、其環境ノミガ良ク其「ギルド」制度ヲ完成セシムルニ足ル者デアアルト。

(丙) 「ツレード、ユニオン」議會

抑も斯労働組合議會 Trade unions congress. も社會的院制の一種であつて、佛蘭西の労働聯合總會 Federation des bourses du Travail. 獨逸の労働同盟會議 Gewerkschaften. と略ぼ其規を一にして居る制度であつて、労働者の相互扶助、利益擁護、雇傭條件の改良、賃銀所得の保證等を目的とする團體の會合を指すのである其趣旨に則つて彼の有名な第一、第二、第三「インターナショナル」は逐次會同

せられた譯である。

歐羅巴大陸にては中世紀末頃に於て「ギルド」組織が凋落したに就て夫れに代つて民主的の經濟團體として擡頭したのが此の「ツレード、ユニオン」制である、英吉利では十八世紀の末期に及び、資本主義の專横に對抗して現出したのであつて、「自由産業、職能革命」の教權を旗印とした弱者の集團から起つて居るので有る、是より先き英國にては、貴族及富豪を保護する趣旨に依り平民労働者等が徒黨を組みめて地主や資本主に反抗するを防護する爲め千七百九十年頃「結社法」なる取締法が制定せられ、若し労働者が同盟罷業や強訴的の行動に出でた場合は内亂罪を以て罰する事に定められて居たのであつたが、其後段々民主主義の旺盛に成るに従ひ此壓迫法の攻撃が惹起せられ遂に千八百二十四年に到つて、「廢止法案」 Repeal Act. が議會を通過し、労働者の同盟罷業や怠業同盟が公然行ひ得らるゝ事と成つた。

千八百六十八年此の労働組合は政治的議會制度に倣ひ、産業界の各地選舉區、或は製造會社の選舉區から労働者の候補者を選出し院議の組織を完成した、是れが所謂「ツレード、ユニオン、コングレス」で有つて、「英吉利労働組合の司配團」 The Governing body of British trade unionists. で有るのである、斯團體の活動が段々有力なる者と成り、千八百七十年には、「労働組合法」 Trade union Act. の發布

を強要し労働組合を法人として取扱ふ様に成らしめた、此労働組合の重なる者は、各地方の農業組合、小作労働者組合、鑛業組合、又た市街地にては船渠組合、造船組合、瓦斯組合、等であつて其指揮者としては「ジョン、バーアンス」や「トムマアーン」が控へて居た、千八百八十九年には彼の有名な倫敦の船員及び交通機關員の大「スツライキ」が惹起せられ英國は勿論歐米各國の政治家をして労働問題の輕視すべからざる事を識らしめた。

千九百六年には「労働争議條例」 The trade disputes Act. が發布せられ、労働者の地位が益々確固の者と成り、労働組合議會が立派な經濟的國家機關として行動する事に成つた其際斯労働議會の代表者にして英吉利の下院へ出席したのは鑛山労働者の代表者十八名で進歩黨に入黨して其議席に就いて居たが、未だ其當時は此等の人達なる者は背教者か逆徒の如く睨められ異色の輩として取扱はれて居た、英吉利に於て一般經濟會議が有力なる者と成つたのは千九百十九年の「ゲッデス」委員會と云ふ實業家代議機關の開設からである此委員會の權威は憲法上の權威を冒し又議會の權利を毀損する行動に迄でも出た或場合に於て内閣をも凌駕した、此代議機關の一部として各種の労働會議が出来た、小作人聯合會、炭坑夫聯合會、交通労働者聯合會の如きであつて、國際的に諸外國の労働機關と連絡を採つて進んだのであつた、佛蘭西の社會黨瑞西の小農聯合會加奈太労働組合等と提携して屢々英吉利政

府を脅した者である。

労働組合議會の職能としては二種類の業務を執つて居た、第一は相互扶助の目的を貫徹さす作用であつて資金の募集、労働保險事項及び労働者家庭保護等の事務であつた、其當時は此議會から英國議會の下院に送られた代議士へは報酬として年額二百鎊を與へて居たと言ふ事である、復た第二の業務は戰鬪行爲である、即ち資本家の「工場閉鎖」 Lock out. に對抗する爲めの強請執業、又た賃銀要請の爲めの「スツライキ」、「サボタージュ」等に對する武裝的行動で在つたのである、猶ほ此「コングレ」スの議事章程の重なる者は、勞資間の確執に對して政府の採つた「調停」 Conciliation. や「強要妥協」 Compulsory arbitration. の是非に就て論議し、或は政府の勸告に従ひ或は政府に再考を促す役目を勤めるのであつた。

大戦中は敵味方共に此労働團體の愛國的行動は非常な者で、出征者は別とするも後方勤務としては晝夜の別無く働いたので、戦後に於ては此男女労働者の鼻呼吸頗る荒く、其結果各種方面に於て衝突や杆格を惹起し、猶ほ加へて「ソビエット」勞農露西亞の建國等に刺戟せられ、大仕懸けの「スツライキ」や「サボタージュ」が各所に勃興し、さしもの英吉利も國內の秩序が紊亂せんとするに立ち到り、遂に極端な保守主義の國民も我を折つて、労働黨の内閣を奉戴するの餘儀無きに到つた様な次第

柄である、今後此の「ツレド、ユニヲン」が如何なる方向に發展するか吾人は常に注意の眼を以て眺め居てらねばならぬと思惟するので有る。

「シドニー、ウエツプ」は其著「勞働組合條件ノ復興」に於て左の如く述べて居る。

(三十二)「將來勞働者ト資本主ノ基礎的要求ガ協調出來ル者カ奈何、兩者何レカ傷カネバ駄マスカ什麼カ、「ツレドユニヲン」トシテ

ノ大問題アル計リテ無ク國家的大問題アル、今マ生産上ノ現状トシテ五箇條ノ注意事項ヲ列舉シ様ト思フ。

- (1) 失業者ノ豫防及ビ保護ノ件
- (2) 賃銀ノ標準歩合ノ攪擇及維持
- (3) 製造者ヤ生産者ノ憲法制定及其目的事項
 - (A) 賃銀整理法
 - (B) 失業者ノ扶助法
 - (C) 癩兵ノ使用法
 - (D) 勞働者及年期小僧ノ教育法
 - (E) 改良意見ノ公布宣傳法
- (4) 製造高ノ無制限
 - (A) 資本主ノ製品調節ノ口實禁止
 - (B) 勞働者ヘノ賃銀繼續
 - (C) 勞働者ノ完全自由

獨逸は大戰後千九百十九年の新憲法に於て勞働者の權利義務が規定せられ、同法第五章「經濟生活」Das Wirtschaftsleben. の章第百五十七條……「勞働力ハ特別國家ノ保護ヲ受ク」……と規定せられ、第百五十九條に於て其結社と種類の自由が保證せられ、復た、第百六十五條……「勞働者ハ傭主ト同等同格ノ資格アル者ト定メラレ」……且つ勞働組合の地方産業組合は縣制、市町村制と云ふ政治團を凌駕する權力が附與せられ、其産業組合は更らに中央産業會 Reichsarbeiterate. と呼ぶ「ツレドユニヲン」に結び附けられ、從來の立憲制の慣例たる地理的代表主義を廢し職能代表主義に即したる第三院を形成するに到つて居るのである。

第三編引用書目

- (註一) The reform of the House of Lords. by Webb. pp. 11—14—15.
- (註二) Modern democracies. by Bryce. vol 11 p, 403.
- (註三) Militarism and Statecraft. by Smith. pp, 5—19.
- (註四) The process of government. by Bentley. pp, 365—366,
- (註五) The American Commonwealth. by Bryce. p. 841.
- (註六) Government and parties in continental Europe. by Lowell. vol 11, pp, 213—214.
- (註七) New Constitutions of Europe. 1923. by Michain and Rogers. p, 118.
- (註八) Bolshevism. by Spargo. pp, 287—288.
- (註九) New Constitutions of Europe. 1923. by Michain and Rogers. p, 122.
- (註十) Guild socialism. 1921. by Cole. p, 101,
- (註十一) Ibid. pp, 192—196—210.
- (註十二) The restoration of Trade Union conditions. 1917. by Webb. pp, 79—85—93—98—101—102.

第四編 貴族院之構成

構成要素

貴族院は憲法第三十三條の正條により帝國議會の構成要素として興つて居る。

「帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス」

貴族院の組織は憲法第三十四條の規定により貴族院令の定むる構成分子を以て成立して居る。

「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ、皇族、華族、及ビ勅任サレタル議員ヲ以テ組織ス」

而て其法章の活用は、明治二十二年二月十一日、法律第二號を以て發布せられたる「議院法」と並に、同日勅令第十一號を以て公布せられたる「貴族院令」………(明治三十八年、明治四十五年、大正七年、大正十四年各改正法)………に依つて開始せられて居るのである。

貴族院令………「第一條、貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス」

- (一)皇族、(二)公侯爵、(三)伯子男各々其同爵中ヨリ選舉セラレタル者、(四)國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅選セラレタル者、(五)帝國學士院ノ互選ニヨリ勅任セラレタル者、(六)北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付キ多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人又ハ二人ヲ

互選シ勅任セラレタル者

貴族院の成立は明治二十三年七月一日で在つて、其當時の構成分子は、皇族十一人、公爵十人、侯爵二十一人、伯爵十五人、子爵七十人、男爵二十人、勅選議員六十一人、多額納税議員四十五人、合計貳百五拾貳名を以て組織せられ、伊藤博文が議長に東久世通禧が副議長に任命せられたので在つた。大正十四年十二月開會の第五拾壹議會の貴族院構成分子は、皇族十九名、公爵十三人、侯爵三十二人、伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、勅選議員百二十五人、學士會院公選議員四人、多額納税議員六十六人、合計四百九人を以て組織せられ、徳川家達が議長で蜂須賀正韶が副議長として成立されて居るので有る。

貴族院を構成する人格の法權上の資格と、成立要素の配分率は右の如き次第で有るが、更らに夫れを他方面から觀察し、身分的資格の上から視ると、彼等の間に自ら二種類の區別が存在して居る事が判る。

(甲) 議員自體ニ於テ平民階級ヲ經過セザル者、……………即チ明治二十二年發布セラレタル皇室典範ニ由テ規定セラレタル皇族、並ニ明治三年九月大政官布告位記制定法、同明治十七年七月ノ奉勅華族令等ニ由テ、其身分ヲ確定シタル、尊族、並ニ世襲貴族ヲアル。

(乙) 議員自身ニ於テ平民階級ヲ經過シタル者……………即チ明治十七年ノ奉勅華族令、並ニ明治四十年五月皇室令第貳號ヲ以テ公布セラレタル新華族令ニ依リ宗秩察ノ推薦ニ基キ叙爵セラレタル新華族、及ビ時ノ内閣ノ選拔推舉ニヨル一代貴族ナル勅選議員、並ニ明治二十二年勅令第七十九號、大正十四年五月五日勅令第七十四號ニ由テ發布セラレタル貴族院令改正法ニヨル、有限貴族タル學士會院公選議員及多額納税議員ヲアル。

第一章 議員自身平民階級を經過せざる者

第一款 皇 族

明治二十三年秋、始めて貴始院の開院したる當時、皇族は熾仁親皇以下十名の方々であつたが大正十四年度に到つては十九名の方々と成つて居る、孰れも 至尊の寶眷であつて、法制を超越したる身分、各種の階級を凌駕したる尊族で有る、現に憲法義解の緒論、並に第三條に於て左の如く陳述してある。

「恭デ按ルニ我國民ノ分義ハ已ニ肇造ノ時ニ定ル……………臣民群類ノ表ニアリ、指斥言議ノ外ニ在リ」

皇族を私議するは臣子の分で無いから、斯論壇で擧げつらふ限りでは無い、且つ吾曹が本篇中に於

て常に「貴族」と謂ふ文字を用ひて居るのは尊族を指すのでは無い、貴族と謂ふ文字中に皇族は含んで居らぬ事は勿論の義で、貴族々々と呼ぶのは畢竟舊華族、新華族、一代貴族、有限貴族等を指すのである事を豫め承知して貰ひ度いので有る。

我憲法草案者が、皇族を貴族院議員の列に容れたる立法上の趣旨なる者は大凡そ左の三種の理由から起つて居る事と推測さるゝ。

- (A) 皇族の臨席は以て院の威嚴を増す事
- (B) 皇族と同席すると謂ふ感念から議員各自の責任概念を強める事
- (C) 文明諸國の議會に皇族席のある事

皇室が國家の中心であると謂ふ説と、皇室が人民の中心であると謂ふ説の外かに………「皇族が議院ノ中心點デアル」………と謂ふ議論を、君主國の議院制に向つて試みた學者は珍らしく無い、現に當世法制學の泰斗「メイトランド」の如きも、英國上院の根幹に皇族を措いて居る。曰く、

「議院ノ第一座トシテ其所ニ皇族ヲ置ク、斯レガ中心ノ中心デアルト」

In the first place there is the kingship ; this is the center of the center.

帝政時代の獨逸は千八百五十年の憲法で、皇族は終身上院に出席する事に成つて居たし、現在の伊

太利では千八百四十八年の憲法制定以來、皇族は二十一歳の定年に達したる時には終身貴族院に出席する權利を有する事に成つて居るし、復た白耳義に於ては皇族十八歳にして貴族院に出席するの權利を得二十五歳に達して發言權を得る事に成つて居る。

然し泰西立憲國に於て皇族が議院に出席して、議事に參與して發言せられた例は近世に於て餘り見無い事である、英吉利では昔時國王が議會で演説されたり協議の列に加はられた事も屢々在つた様であるが近世期に這入つてからは絶へて左様な事は無い。たゞ開院式當日皇后と玉座を共にせらるゝ事がある丈けである、然し皇族が議會に臨場あらせられ議事の傍聽に出懸けらるゝ事が絶無では無い、現に吾曹が倫敦滞在中千九百年南阿戰爭の問題に就て議場に大爭論の惹起された場合、時の皇太子たる「エドワード」殿下の臨席があり又た其後彼の有名な議院改革案の沸騰した際、「ジョルジュ」殿下の台臨が有り、次に過般の大同盟罷業に就て問題の起つた時、皇族一行が傍聽席に臨まれたと曰ふ新聞記事があつた、復た伊太利では「エマヌエル」一世皇帝の如き、開院式には毎時も皇后御同列にて臨御あり、議事の傍聽にも屢々出懸けられたと言ふ事である、且つ皇太子始め皇族をして、陸海軍の演習に參加せらるゝと同一様の趣旨に依り、帝王學の實地研究として屢々議場に出席して政務を見學せしめられたと謂ふ事を聽いて居る。

我邦に於て議會の開院式や閉院式に於て、公式鹵簿の臨御を辱ふする事は帝國議會の榮譽であつて、且つ貴族院に皇族席の存在は同院特権の一として數へられて居る。

第二款 武勳貴族

斯構成分子は一名大名華族と呼べる、封建制度の遺物で在つて、徳川幕府の臣僚參百諸侯の果て、有る、中には鎌倉封建に屬する、北條、千葉、新田、島津、足利封建に屬する、菊地、結城、細川、北畠、上杉、京極、大内、の如き室町以前の豪族が無いても無いが、然し孰れも何れ關ヶ原の洗禮に浴して居無い家柄は無いので、先づ綜括して、「權現様御掟」の治下に棲息した家來筋の衆團と視て差支へ無い譯で有る、前章沿革の項に於ても述べた如く、明治初年より彼等舊藩主なる者は、全く凋落の内に呻吟し、政治的地位は勿論、社會上の地位とても有るか無いかの境涯に陥り、世人から見捨てられて居たので在つたが、上院組織の成立と共に模倣的制度の材料として、突如世襲參政權を附與せられ、平民の上に坐して立法權を握有する事と成つたので有る。

實際參政權を附與せられたる武勳貴族の總數は實に貳百八拾四家で、徳川宗家を榮爵の中心として、其他は舊來の家格、祿高と謂ふ者を標準として其等級と其順位を定めたので在つて、其勳功の標準と

して多少維新當時の勳勞を加味したのには相違無いが、過半は數百年前の覇者に對する戰功を基礎として評定したので在つた、其稿本と成り典型と成つた者は、元和元年七月制定の「武家諸法度帳」、元祿三年の「藩翰譜」、寛政二年の「諸家譜」天保十年の「武鑑」等に加へて、薩長閥族の手盛に成つた、維新史料や戊辰始末等であつた、今夫等の材料を以て公定の基調と爲した、爵位を左に記して見よう。

- 公爵 徳川宗家(八百萬石)、外様筆頭、維新元勳島津家(七十萬石)、毛利家(三十六萬石)、
- 侯爵 尾州徳川(六十一萬石)、紀州徳川(五十五萬石)、水戸徳川(三十五萬石)以上御三家、
- 其他御譜代御親藩、並ニ外様國持大々名帝鑑間詰(三十萬石以上)、拾五家、
- 伯爵 松平十八家、並ニ國持大名(提封拾萬石以上)、四十五家、
- 子爵 國守格城持大名、並ニ拜謁以上旗本、七十一家、
- 男爵 駿河御譜代、並ニ大藩國家老(提封壹萬石以上)、百五十三家、

我が貴族院は右項掲記せるが如き世襲的武勳貴族の衆團及び其集團中から互選された、富裕なる特權階級を以て中心勢力を形成したる者であつて、恰度我幾千萬の同胞は大正の今日と雖も猶ほ維新前の封建時代と同様の治者團體に據つて支配せられて居る譯である、即ち我が憲法政治の根幹が貴族立法から成立して居ると謂はるゝ所以は爰に基いて居るのである。

世界歴史の上に現れたる貴族階級なる者の内で我邦の大名華族ほど不思議な成立要素を保つて居る貴族は尠なからう、現に今優渥なる恩寵に沐して居る武家貴族なる者及び其祖先なる者が、果して如何なる時代に於て如何なる勳功を樹てたかと、夫れを眞面目に訊く者があつたと假定したら什麼ふであらう、誰れが良く夫れを眞面目に答へる者があらう乎、………君主に忠義を竭した乎、國難に殉じた乎、公益に盡瘁した乎、………歴史は瞭かに總てを否認して居る、否認して居る計りでは無い、其反對の事實を列擧して居るのである、事々しく爰に擧げつらふ迄でも無く、徳川參百年の治世なる者は上み皇室を迫害し神威を冒瀆し、下國民を虐待し、地方を暴壓し、全く天譴に値ひする者で在つたのである。實際に於ける彼等の行動は「王道ノ陵夷、禁宮ノ式微」など、謂ふ程度の者に非ず、山陽の所謂「萬乗の尊を視る事孤豚の如し」、と謂ふ域に達して居るし、又た久坂玄瑞をして「回瀾條議」に左の如き記述を爲さしめて居る。曰く、

「關東ノ陰謀謀計ハ北條足利ノ如キ海島土窟ノ拙キ悪技ハ不相企、只其賊醫奸婦ニ數千金ヲ贈ハシメ不可言所業有之候、乍恐、後光明天皇、東山天皇、後桃園天皇之御崩御ハ天下後世ノ疑惑シ奉ル所ナラザルヤ、然リ幕府ノ大崩天地不容、神怒鬼憤ノ所ニ候云云」

新井白石は大樹の師父として「讀史餘論」には左の如く述べて居る。曰く、

「將軍ハ天子ニ下ル事一等、然レドモ王朝ノ公卿大夫ノ外六十餘州ノ人民ハ悉ク徳川ノ臣下也、柳營ハ王座也、日光ハ大廟也
先づ此の調子を以て、我歴代の主權者に當つた徳川宗家、並に夫れに臣隸する參百諸侯なる者が、王室の擁護者朝廷の忠臣と謂へば、關ヶ原の合戦や大阪陣で關東方の爲めに忠勤を抽んでたと謂ふ事が、我國家の急に赴いたとは謂へない、况や彼等が恣まゝに戦勝者としての掠奪土壤の分配を享け暴戻逆威を以て地方人民を壓迫して居たので在つて、孰れの方面から觀るも、徳川宗家並に其諸侯伯と呼べる、領主達は、王政革命に際し犠牲者と成る可き性質の者で在つて、毫も勳功者として録す可き限りの者では無からうと思はれるのである。

或者曰く、………「舊幕時代は兎も角もとするも、武家貴族なる者は維新の際天朝の爲に盡し討幕の功を奏し王政復古の實を擧げて居る是れ立派な勳功では無いかと」………斯議論は世に洽ねく流布されて居る議論であるが吾曹は其說に對し今爰に其反駁に就て多少の辯を費やして置かねばならぬと想ふて居るのである。

元來に於て王政復古の原動力なる者は何で在つたらうかと謂ふに、夫れは全く下級武士の部門に屬する徒士輕輩の集團で在つて、毫も諸侯伯たる貴族階級には關係は無かつたのである、言ひ換ゆれば、王政復古維新の大業なる者は、一種の「プロレタリア」級に屬する貧窮士族や浪人者の努力の效果で在

つて、決して資本階級貴族階級に屬する諸侯伯の勳功では無かつたのである、長州浪人に勤王家が在つたからと謂ふて、毛利大膳父子が勤王家で在つたとは謂へ無い、薩摩の家臣中から討幕の傑士が澤山出たからと謂ふて、島津大隅兄弟が討幕の勳功者とは謂へ無い、此件に就て二三の榜證を掲げて見よう。

△吉田松蔭ノ「時勢論」(安政戊午九月)

「天下頼ム可ギノ諸侯ハ至ツテ少ナク、勤王ノ事ト思ヒモ寄ラヌ事也、皇大神ノ神勅モ今日切リナリ、三種ノ神器モ今日切リナリ、豈痛哭ニ堪ユベケンヤ、天勅ニ背キ衆議ヲ排シ其私意ヲ逞スルハ頼ム所口外夷ノ援也………徳川ハ益々兇威ヲ逞フシ諸侯ハ悉ク徳川ニ頭ヲ押ヘラレ勤王ノ手足出テズ、其下ノ忠義ノ士モ其ノ主人ニ先達テ義舉ヲ企ツル事ナラズ、終ニ天朝ニ心ヲ歸スル者アリト雖モ志ヲ抱キナガラ老死ス………」

△竹本甲斐守と英佛全權との談判筆記 (甲斐守曰く)

「英佛政府ヨリ江戸政府ニ一臂ノ力ヲ假サント言ヘル、ハ深謝ス、然レドモ今日徳川ニ反抗スル黨與ハ悉ク皆ナ貧窮ナル浪人共ニシテ、大名途ハ一人モ江戸大君ニ對シ反旗ヲ掲ゲ居ル者無シ、悉ク柔順也」

△福澤諭吉「勤王篇」

「衆論ノ出ズル所ハ百姓町人ニ非ズ必ズ華士族ノ中也、此内ニテ改革ヲ好ム者ハ甚ダ少ナシ第一ニ此改革ヲ好マザル者ハ藩主ナリ華族ナリ次ニ大身家老ナリ、次テ大賤ノ侍ナリ、此輩ハ改革維新ニ就テ皆ナ自分ニ所損アル者ナレバ決シテ好マザルナリ」

此改革ヲ好ミ之ヲ斷決スル者ハ藩中ニテ門閥無キ者、又ハ無位無職ニシテ民間ニ雜居スル貧書生ニシテ此者ノ説ク所ニ衆論起リ途ニ天下ノ勢ヲ制シ、鬼神ノ如キ時ノ政府ヲ覆スニ到ルナリ。

△日本近世紀批判 (佛公使ロツチユー手記)

「維新革命當時ノ日本貴族ノ多數ハ京都軍ニ從フ可キカ、將テ江戸軍ニ隨フ可キカ、嘗テ其陪臣タル下級軍人ノ説ニ從フヨリ外手段ヲ保タザリシ何トナレバ重臣ト云フ可キ輩ハ悉ク無教育者ニシテ、且ツ戰場ニ出ヅル勇氣ヲ持タ無カツタ、貴族ヤ重臣ノ内ニハ、恰度亞米利加獨立戰爭當時敵軍タル英國駐屯軍ノ旗下ヘ降伏狀ヲ懷ニシテ馳セ込ダ所ノ「アルノルド」將軍ノ如キ敵軍司令官ヨリ賞狀ヲ領得スル資格ノアル將軍連ガ多クアツタ。」

△大隈伯「昔日譚」

「維新改革ノ原動力ハ當時中等以下ノ士族、即チ書生ノ手ニ出テタリ而テ原動力ハ決シテ一方ニノミ偏在セシモノニ非ズ、幕府ハ勿論會津桑名庄内其他奥羽諸藩ニモ亦タ原動力(貧乏士族ヤ書生)トシテ發揮シタル者無キニ非ズ。」

斯の如く維新革命の大業は決して諸侯伯の手を煩したる者に非ず、皆な悉く下級士族の手に依りて出来上つたので在つた、實際に於て其當時の諸侯伯なる者の進退は頗る曖昧な者で在つて、………「世に入幡公あるを知つて都に御門の在わしますを忘れたる」………儕輩のみで在つたのである、極端に評下すれば、彼等は常に首鼠兩端を抱ひて公武の間を彷徨し良民と謀反人の間に居た者である、猶ほ彼等高級武勳貴族等の行動の上に於て、宥す可らざる賣國的事實のあつて事は見遣す譯けに往か

ぬ、彼等は自己が所屬する團體の勝利の爲めに、外國の勢援を求め、國家百年の大患を醸さんとして居たので在つた。

△秋月左京亮ヨリ松平春嶽ニ贈ル書狀（慶應元年正月）

「英人ニ頼ミ、（佛公使ニ依頼シ那翁三世ノ援助ヲ請ヒ）、天子ナ亡シ諸侯ナ亡シ天下ヲ郡縣ノ世トシ大樹公ヲ以テ大統領ト爲サントス是レ幕府諸吏當路者皆此説也、就中閣老酒井飛彈守勘定奉行小栗上野介等其魁ナル者也」

△勝安房「史談會録」

「長州征伐ノ際慶喜公ガ凡テテ緩メテ看過シ必至トナラザリシニハ深キ意味アリ、乃チ佛國公使ニ托シ七百萬弗ノ軍艦兵器ヲ借入ル、積リニテ其來ルヲ待チタレバナリ、然ルニ密計悉ク顛倒シ終ニ爲ス可ラザル地位ニ陥リシハ遺憾也」

△橋慶喜家定將軍ヘノ上奏書

「英人ト薩トノ間若シ戦争ニ相成リ、英人勝テ得候ヘバ皇國ノ御恥辱、薩人若シ勝利ヲ得レバ幕府御威光立不申候ト被存候。

明治政府が蓋天之勳臣、勤王無二と折紙を附けた島津、毛利兩藩主を始め、今日國家の瞻望、社會の儀表として、高級立法官と認められて居る、武勳貴族の家門が、果して維新の際如何なる動作を爲したか、吾人は需めて彼等の徳を損ふと思ふのでは無いが、今爰に歴史上の事實を辿つて、彼等の身邊に就て詮義するのも強ち徒爾では無からうと思ふので有る。

△水戸烈公は島津毛利の二藩が討幕の聯合軍を起したのを視て、是を勤王盡忠の行動とは認めず、唯

だ一種私憤を漏す私闘と認めて居る、即ち慶篤に與ふる「訓戒書」の内に、

「此末へ外様（島津毛利等）へ天下ヲ渡シ可申候乎、或へ前秋へ天下ヲ渡シ可申候乎篤ト考察可致事也」

と喝破して居る、其當時島津毛利と幕府の間には新舊二様の怨恨が結ばれて居た様で有る、舊怨と謂ふは、古く參百年の疇昔、徳川家康の爲めに迫害せられたる毛利輝元兄弟、島津義久父子の怨恨を指すのであつて、即ち……「萩に花咲き葵が枯れる西で轡の音がする」……と謂ふ俚語の趣旨に外かなら無かつたのである、復た新恨とも指す可き者は、長州征伐に關する毛利大膳と松平會津との釁隙、兵庫開港に關する島津久光と大樹慶喜の確執であつて、久光上京途次の吟詠……「此行何意人知否、欲拂扶桑國裡塵」……と謂ふのも畢竟夫等を意味して居た者と見る可きである。

島津齋彬は水戸景山山内容堂等と併稱せられた、名君では在つたが、然し全然勤王盡忠の士として朝廷側の仁とは見る事が出来無かつた、自分の姪を徳川の大奥に送り十三代の御臺所と爲して、幕府の執權に媚びたるが如き、表に朝廷に阿附し、陰に幕府に通じ、公武合體を看板として會桑に通じて居たのであつたと言はれて居た又た安政大獄に就て便宜を與へたと疑はれ、井伊大老の斬除陰謀にも關係を有せりと稱せられた、越前春嶽の「逸事史」の内には、

「幕府ヲ慕ヒ保護スル事ト島津齋彬ヲ以テ第一トス、又々幕府ヲ怨嗟シ之レヲ殺サズバ止マズト唱フル者薩摩武士ヲ第一トス。

「以前琉球ト交易ヲ濟セシ様ニ、齊彬又々西夷ト貿易ナド陰ニ初メル様ノ腹ニテモアルガ如シ之レ以テノ外ニテ今ヨリ憂心懸念不堪候

所謂る名君なる者の心事も略ぼ之れで判かる、嗣子茂久は言ふに足らず、義弟久光は果して什麼ふであつたらう乎彼れは生麥で無辜の英人を殺害し外交の事端を滋からしめたるのみならず、英軍艦に鹿兒島を攻撃せられ、賠償金を出して和を講じたるが如き又た兵庫開港の案件に就て英國公使「ハークス」に密書を贈り爲めに國難を醸生せしめたのを以て有名である。

△「倒叙日本史」は誌して曰ふ。

「久光京師ニ入ルヤ從兵數百武裝銃ヲ携ヘ、例規ノ禁ヲ冒シ九門内ヲ横斷シテ漫リニ陽明門ニ到リテ奏上ヲ請フ、……………久光已ニ西郷ヲ追放シ海島ニ拘禁シ藩士ノ上京セル者十余人ヲ伏見ノ寺田屋ニ軒ラシム是ニ於テ尊攘倡説ノ壯士久光ノ行止ヲ疑フ、……………朝野ニ於テ會奸薩賊ノ嘲り起ル。

久光は果して回天の偉業者で在つたらうか、西南戦争の際に於ける、彼の行狀に就て、木戸孝允の日記に左の如く誌して居る。

「柳原勅使隨行ノ黒田中將(清隆)鳥津久光父子ニ面會スルヤ全ク君臣ノ禮ヲ取ラシメラレ一室ニ席ヲ同クスル能ハザラシメタリ之レ朝命ヲ誤ラス者ナリ。(朝廷ノ大官ヲ遇スルノ道ニ非ズ久光ノ心事疑フ可シ)

「薩摩ノ士族縣官人民ヲ壓抑シ苛酷暴戾甚シト承知セリ、然ルニ久光父子在國シナガラ聊モ盡力セシヲ聞カザル也」

△鳥津左大臣上奏文 (久光自身之意見書)

「先王ノ法服ヲ改メ胡服ニ從ヒ太陽曆ト稱シテ西洋ノ正朔ヲ奉シ玉座以下ノ建築西式ニ則リ各官者皆夷人ヲ聘シテ教示ヲ仰ク學校軍隊漫リニ洋風ヲ本トシ聖賢ノ教訓職ノ法ヲ忘レ又神祇官ヲ廢シ耶蘇教ヲ防止セズ散髮脫刀シテ國俗ヲ卑ム、速ニ其非ヲ改メザル可ラズ云云。

彼は明治八九年頃猶ほ衣紋束帶、結髮の姿で駕籠に乗つて東京市中を横行して居たと謂ふ事である明治元勳中の元勳貴族中の貴族公爵左大臣殿の容姿としては一層の觀物で在つたであらうと思はれる其他松平容保の朝廷に奉つた建白書や雲井龍雄の討薩の檄文を読む者は、幕末に於ける薩摩藩公の背德行爲が肯首せらるゝ譯である、雲井の激文中には左の如き文字がある。

「江戸ノ擾亂ニ乘ジ富戸ノ劫掠ヲ企圖シ其報トシテ薩邸ノ燒燼ヲ致シタルガ如キ、兵馬恠徳ノ際猥リニ錦旗ヲ動カシ、幼帝ヲ推シ勅詔ヲ矯メ私憤ノ爲メニ漫リニ干戈ヲ弄シタル者ハ誰乎、是レ和泉守久光ナリ、是レ修理大夫茂久ナリ。

次に毛利は什麼だ、毛利大膳、毛利長門、毛利興丸等は公然の朝敵として二回迄でも錦旗の許に討伐せられたのであるから、折紙附の謀反人で別段兎や角く謂ふ必要は無いが、明治政府が武勳貴族中勤王隨一と認め公爵に推舉して居るのであるから、鳥渡と調へて見度く成る。

△會津公上杉公ニ贈ル書 (文久亥年八月)

「大和行幸不容易奸謀ニテ皇帝ヲ要シ奉リ京城ヲ機拂ヒ長州ヘ奉還トノ計略相顯レ皇帝ニ於テ恐レ多クモ中川宮ヘ宸翰御贈リ

ニ相成リ……長藩並ニ激徒防禦政候様被令出候
△「幕府瓦解史」は記して曰ふ。

「文久三年八月十八日宮廷ノ内外ヲ震撼セシメシ大政變、乃チ「主上大和行幸、討幕御親征」ナドノ偽勅ヲ草シ聖旨ヲ矯メ假慮ヲ伴リ不忠ノ限リヲ竭シ天下ノ指彈ヲ受ケタ一大違勅事件ハ毛利大膳父子ノ策略ナリキ
「毛利大膳、長門、興凡等ノ黒印軍令狀ヲ所持シタル國老國司福原ノ率ユル大兵京都ヘ亂入宮廷ノ備ヘ無キニ乘ジ不意ニ立ツテ禁闕ヲ冒シント欲シ九重ヲ砲撃セリ、……此時長人早ヤ蛤御門内ニ闖入シテ奮ヒ戦フ彈丸飛ビ來ツテ紫宸殿ノ屋上ニ落下スル者頗々タリ宮中ノ恐慌ハ時々刻々ニ加ハル堂上ノ面々「此上ハ玉體ノ上ニ心元ナシ疾ク叡山ヘ御立退キアラセ給フ可シト説キ立テ、止マズ神器ヲ納メタル御唐櫃サヘ早ヤ御櫓側ニ運ビ出サレテアリケレバ」

△慶喜其母(水戸烈公夫人)ニ贈ル消息

「急ギ參内仕リ候處堂上口々勝敗如何先刻ヨリ御庭ヘ數々銃丸飛來殊ニ砲聲盛ニシテ恐入候、和睦シテ長州父子上京被仰付候方可然哉トノ相談モ有之候得共、私ハ大ニ怒リ禁闕ヘ砲發候者共御和睦ナド思ヒモ不寄候ト申立候……」

△「倒叙日太史」は記して曰ふ。

「先帝御一代ノ苦心煩慮前ニハ伊井ノ武斷アリ後ニハ長人ノ暴舉アリ而テ伊井ノ事ハ期年ニシテ解ケタリト雖モ長人ノ反抗時ヲ經テ止ム時無ク以テ丙寅ノ終リニ至ル是レ最モ恐懼スベシ、語ニ逆取シテ順守ト云フト雖モ、長人逆取ノ跡ト塗抹シテ除ク可キニ非ズ。

次は徳川一門である……「討幕」と謂ふ文字が謂ひ現すが如く、徳川閥族、松平一家は島津、毛

利と異り、殆ど總て初めから朝敵と指さるゝ謀反人と認めねばならぬので有る、……「勝テバ官軍敗ケレバ賊」……と謂ふ諺は我邦では通用せぬ言葉である、我邦では朝廷に反抗する者は何時でも逆賊謀反人と謂ふて差支へ無い、此の意義から、吾曹は武勳貴族の舊惡に就て各種の公文書を爰に披露して見ようと思ふ。

△太政官日誌 (慶應四年夏五月閏四月十九日御布告)

「天子ノ御保存可被遊王土ヲ掠メ王民ヲ苦メ現ニ攘夷竊取至ラザル所無シ然ルニ唯ガ目前ノ偷安ヲ事トシ往々反逆ノ鼻息ヲ窺ヒ臣子ノ大義ヲ忘失シ進止曖昧兩端ヲ持スル侯藩モ有之歟ニ相聞ユ御遺體ニ被思食候云云」

錦旗東上に際し、征討軍の通過する沿道各藩に於て、幕軍に款を通じ官軍の徴發に抵抗せんとする覺書中には駭く可き不届の文句が挿入せられてある。

「軍糧、軍器、糧食ハ總テ徳川家保護ノ器ニシテ畢竟今日アルガ爲メノ備ヘト被存候、何分以テ御家方ノ存亡相分リ不申只今天朝ニ被召上候様ニテハ上ハ徳川御累代様御注意ノ廉モ相立不申是レ以テ我々一同決心仕り候
「微力乍ラ素ヨリ宿怨ノ〇〇ヲ相手取り六十余州ノ海道、海上〇〇御紋以後相見ヘ不申候様可仕心得ニ付キ此段御披露ニ及候

斯覺書に對し、沿道は勿論東北各藩に於て藩を代表したる其有司をして調印せしめたのであつた、其後東北に於ける朝敵團體の敗戦の結果、官軍に投降するに際し、差出したる謝罪狀を視ると一層其當時の状態を詳にする事が出来る。

△仙臺伊達公謝罪狀（太政官日誌明治戊辰冬十月第百十二號）

「臣慶邦恐惶頓首泣血歎願仕候、今般會津御征討ノ御名分願違テ誤リ於出先家來共モ抗官軍奉屬震懾候段恐惶至極臣子之名分不相立前非後悔今更何共申上様無御座候

斯謝罪文提出者は其後伯爵を授けられ貴族立法の構成分子たる資格を得た、

△庄内酒井侯謝罪狀（同上）

「臣忠篤恐惶頓首歎願仕候、當正月以來ノ事件實ニ恐懼至極奉存候不肖素ヨリ抗官軍候意念毛頭無御座候得共指揮不行屆家來共出發先奉抗官軍終ニ今日ノ形勢ニ立到リ候段前非後悔指身之地無御座候云云

斯謝罪文提出者は其後伯爵を授けられ華族に列せられた。

△會津肥後守歎願書

「乍恐謹而奉言上候、當正月中伏見表暴動之一戰旨意行違ヒ不憚近畿奉驚天聽深奉恐惶候爾來引續今日迄アニ及ビ途ニ奉抗敵王師歸土頑陋之詭譎今更何ト可申上様無御座實不容天地之大罪指身無所此上如何様之大刑被仰付共聊不申上候云云

斯謝罪文提出者は其後子爵に叙せられ華族に列せられた。

其他鳥羽伏見の變、蛤御門の事件を始め、桑名、越前、越後、東北各藩にして公然王師に反抗し天晴れの朝敵振りを發揮した藩主達も、其後に到り進退谷まり右項掲記せる謝罪人と大同小異の詫狀を提出して恩赦を受け、素と自分等の臣下たりし士族や輕輩の前に腰を屈し彼等の推薦擡舉に依り明治十

七年「奉勅華族令」を以て叙爵せられ、今は堂々たる立法官として貴族院に議席を有して居る始末である。

我邦の歴史中で維新の革命ほど不徹底な革命は無い、源、平、藤、橘、孰づればあれど、苟も革命と名の附く以上は、其被革命者なる者は革命者の犠牲と成つて殲滅されるのが當然であるのに、維新の革命計りは、壇の浦の惨況も無く、大坂落城の様な哀話も残されて居無いのみならず、却て反對の現象を現し、敗殘者たる可き朝敵連中が白日公然都大路を横行闊歩するのみならず、其家門は革命前よりも繁昌し其子孫は「經國之大業不朽之盛事」を成就せしめた大勳功者大忠臣の苗裔の如き姿を以て優遇せられて居るので有る、現に「權現様御掟」や「柳營百ヶ條」等に準據して參百年間政治に參與する事を禁じられて居た外様大名にして然かも維新前逆賊と認められ朝敵の内に數へられて居た家門が、現在に於て世襲特權の恩寵に浴し、立法機關の中樞を占據して居る事態は眞に歴史的に一種不思議の觀を與へられる次第で有る、嘗て「日本西教史」の著者が豊臣徳川兩家の政權爭奪を叙するの條下に於て左の如き文句を挿んで居る。

「日本國內ノ習慣トシテ一度ビ戰爭ガ起レバ兩軍ノ一ガ必ズ廢滅スルニ非ザレバ停止スル者ア無い、關東（徳川）、大阪（豊臣）ノ如キ決シテ永續スル者ニ非ズタゞ暫時ノ平和ニ過ギズ他日二者ノ中其一ガ廢滅スルコトハ確カデアルト」

斯殲滅主義に就て「フライス」博士が「近代民主主義」の内に面白い事を述べて居る。

(註一)「革命……特ニ佛蘭西第一革命ノ如キ、慘憺タル社會的悲劇ノ裡ニ又タ一種ノ利益ガ含マレテ居タ、夫レハ外テハナイ、封建制度ノ貴族階級ガ一度打チ潰サレ、夫レガ再ビ擡頭シ來ラヌ一條デアル、委シク言ヘバ其「法律保護之撤廢時限」A time proscribed. 中ニ於テ、寺院モ貴族モ其位階其爵位等ガ總テ無効ニサレテシマフタ、其無効制度ガ再ビ恢復セラザル一新施設ト爲ツタ事ハ國家ノ爲メニ計ラザル利益デアツタ」

我が武家貴族を擁護する論者の内には、彼等が職業的「武將」Host leader. として國防の任務を竭した事と地方的殖産興業に盡瘁し兼て美術巧技の保護者で在つた事を擧げつらふ者が有る、吾曹が爰に百歩を譲つて、之等の職能が國家社會に對し大なる効驗があつたと假定するも、其功績其勤勞は今日最早「時効」Prescription. に懸つては居ないかと思ふ、參百年間の飽食煖衣、即ち重裊之牀列鼎之羹は最早や酬ひ得て餘りある者では無からうか、古昔我邦に於ける「時効」の慣例……「大功ト雖モ三世ニ限リ、中功ハ二世小功子孫ニ及バズ」……此教權の外か現に今より二百年前に於て嚴しく其「時効」を諷した者が在つた、夫れは即ち享保二年物徂來の大平策と題する「忠諫文」で有る。其中に曰ふ、

「今諸侯ヲ見ルニ先祖正統ノ血脈ハ大方消散シ傍支ヨリ家ヲ繼ギタル者十中七八也、是ヲ以テ占フニ先祖ノ德漸漸ク盡クルニ似タリサレバ上ニ愚庸ノ人多キモ最早時節ト見ラレタレバ賢者ヲ下ニ求ムルノ時節ナリト知ル可キ也」

其當時の民謡中、……「白旗の洗濯時ぞ阜月晴れ」……と謂ふ柳樽も残つて居る様な始末で

其當時已に夫の價値の薄すらいで居た祖先の勳功に僥倖し、榮典濫請の餘澤に浴し、傲然として四民の上に坐食する「三ツ葉葵」の殿様達が、斯忠諫文を披閱した時果して何んな感じが仕た事であらうか、思ひ合はずだも苦笑の限りで有る。

斯「時効」問題に就て、近頃になり突飛にして且つ皮肉なる逸話が二ツ出來た。(A)水平社同人と徳川宗家の懸争事件、(B)加賀の前田侯爵と錢屋五兵衛の關係である。

(A)大正十二年水平社同人大會に於て會員の或者が一の決議文を提出した。曰く、

「我祖先ハ永年間ニ亘ツテ徳川政府ノ法令ニヨツテ非常ナル下等民トシテ取扱ハレ、此上無イ侮辱ノ治下ニ置カレテ居タノデアツタ、吾々ハ其立法ノ不正ヲ在ツタ事ヲ證明スル爲メ且ツ一種ノ報復トシテ徳川宗家代表者貴族院議長徳川家達ニ對シ、總テ公職カラ隱退スルコトヲ勸告ス」……此決議文ハ滿場一致ヲ以テ可決セラレ、委員ハ徹底的ノ覺悟ヲ以テ上京シ、屢々徳川貴族院議長ヲ訪問シ其勸告文ヲ突附ケテ決答ヲ求メタ、……種々ノ經緯ガアツタ後チ、遂ニ徳川宗家カラ一種ノ答辭ヲ得タ。曰ク、

「祖先ノ失政ニ對シ其子孫ガ責任ヲ負フ限リノ者テ無イト。

若し果して斯の如き答辭を請けたりとせば、委員は何故更らに左の如き反問をせなかつたので有らう乎。

「祖先ノ失政ニ對シ其子孫ナル者ガ責任ヲ負フ義務ナシトセバ、癩ハ何故ヘ癩癩ノ裡カラ祖先ノ恩澤ニ沐シ特權階級ノ位置ヲ

占メラル、カト。

(B)「金澤在の豪商錢屋五兵衛、維新前外國貿易の公許を得て御朱印船を以て外國貿易に従事し居たる所前田家の祖先が時の老中に阿諛する政略と並に利慾の爲め不法にも商業を停止せしめ一族を殲滅し財産全部を前田家が没收した。」

「右ノ事實ニ對シ、其錢屋五兵衛ノ子孫ナル者カラ、大正十三年八月ニ到リ、没收財産ノ返戻訴訟ヲ裁判所ニ提出シタ、……其後原被兩造間ニ私和ガ成立シ前田家カラ相當ノ金額ヲ支拂フテ事済ミニ成ツタト云フコトデアアル。

是れは前の徳川家とは正反對で、先祖の行爲を時効と認めず、祖先の失政を追認して其子孫が責任を負担すると謂ふ主義を貫徹したのであつて、徳川の答辯よりは一層振つて居るが兎も角御殊勝の至りと評して置かねばなるまい。

「時効」に關して「メイトランド」は英國上院の現狀に就て左の如く述べて居る。

(註二)「英國上院ニ列座スル貴族ヲ目シテ皆ナ古イ古イ昔ノ貴族ノ子孫ト思フハ大間違ヒダ古イ連中ハ悉ク時効的ニ消滅シ、今ハ英國、愛蘭、蘇蘭ヲ通ジテ中世期カラ繼續シテ居ル家門ハ百人内外(現議員ノ七分)ヲ越ヘ無イ、他ハ高イ階級カラ吸込マレタ者ヤ又ハ新來突入シタ客人デアアル、英國上院ハ毎年増減率ガ約六人デアアルト。

貴族制度に就て最も適切に時効を適用した者は獨逸である、帝政當時から已に此件に就ては完全なる制限が設けられて居た、獨逸帝政時代の憲法の一部には實に左の如き明文があつた。

「參拾年戰爭並ニ千八百四十八年前迄テノ國家ノ功勞者ニ對スル優遇法全部之レヲ廢止ス、北日耳曼聯邦組織當時ニ於テ各洲ニ散在スル「特許貴族」並ニ普佛戰爭、普墺戰爭ニ功勞アツタ文武官ハ別種法律ニ從ツテ優待法ノ適用ヲ享クルコトヲ得。

斯規定は獨逸共和國成立と共に消滅し、新憲法は其第七十五條を以て、「時効」に懸り無効と成る勳功者と、新階級制度に依つて新勳功者と認めらるゝ者との區別を瞭にした。

「本憲法第九條ニ規定セラレタル獨逸民ノ勳爵位榮譽ノ全部ヲ廢止スルト云フ條項ノ例外トシテ、千九百十四年乃至千九百十九年並ニ大戰後ニ於ケル勳功者ニハ適用セズ。

斯憲法の條文を裏面より解釋すれば、即ち……「最近ノ勳功ハ是ヲ認メルガ舊イ勳功ハ時効ヲ適用シテ夫ヲ廢毀スル」……と曰ふ結論に歸するのである。

第三款 文勳貴族

(A) 公卿華族の由來

斯構成分子は、世に上達部と謂ひ、雲上人と呼び、公家と稱へ、堂上衆と指さるゝ種族に屬する總てを綜括して云ふので有る、是等族姓は其昔の皇別(神祇)、民別(地祇)、蕃別(高麗人)の子孫であつて各「氏の長者」で有る、勿論上世期に於ては文武の別無く、皇座の左右に侍する大臣を中心に夫れ

に隨ふ諸卿百官を指すのであつて、其大臣家なる者は竹内氏を始祖として、次に葛城氏、蘇我氏、平群氏の三家を出し、大連家は物部氏大伴氏等を出せり、然し飛鳥朝に於ては未だ純然たる位階や等別無く菅だ氏姓 (Cian) の成立を視る丈けであつたが、奈良朝と成るに到りて漸く職冠制が制定せられ……「大臣ヲ公ト曰ヒ三位ヲ卿ト稱シ五位ヲ大夫ト爲ス」……甫めて貴族なる階級制が法律的に出來た譯で有る。(第八編階級之章參照)

文勳貴族には二種類ある、第一は宗教貴族 Spiritual peer. にして原始的の性質を含み、第二は俗家貴族 Temporal Peer. にして、武家貴族を除いたる他の總てを指すのである、我邦で宗教貴族と稱す可きは、「神祇官中臣」、「祭司長齋部」の二姓より興り、中頃に到り加茂、壬生、土御門の諸家輩出し、今日の所謂神祇部貴族たる(伊勢)の松木、澤田、澤(攝津)の津守、(熱田)の千秋、(出雲)の千家、小野、北島、(嚴島)の淺野、(筑紫)の到津、宮城、西高辻、(紀州)の北畠、紀、等の現在有爵者の祖先を成して居るので有る、復た佛教渡來以後に出來た桑門部に於ては、天台、眞言等の座首を始め各宗各派の高僧達を貴族として取扱つた例は澤山あるが、其歴史上の事實は少しく別として、現在有爵者として參政權を附與されて居る者には、親王家各門跡、大谷三家、興福寺二十七家、甘露寺三家、若王寺二家等である。

全體に於て斯文勳貴族の成立と謂ふ者は、歴史的に神秘不可解の者であつて、從つて其勳功なる者を取調べんとするに於ては、彼等が最も全盛を極めた千有餘年の昔に溯り、黨を施して紫宸殿を上下し、朱を結ひて應天門を出入した、其當時の所謂「上達部」の世態から研究せねば成らぬので有るが、然し生憎く政治學は考古學で無い以上、今ま此の論壇へ桓武帝の姓氏録や、文武朝の大寶令など擔ぎ出し、其功績や其奉仕を吟味する場合でも有るまいから、唯だ爰には……「昔し昔しの大昔し、皇家に盡した事のある筋目正しい家柄にあるさうな」……と謂ふ歴史上の物語を副へて置けば夫れで良いと思ふので有る、尙ほ夫れを嚴格なる言葉を以て謂ひ現せば……(前世期ニ屬スル事例ヲ引イテ大正ノ立法機關ヲ論ズルト云フ事ハ正サシク年代的錯誤 Anachronism ノ甚敷イ者アルト)……是れで澤山であると思ふので有る。

而し何分、堂上貴族は大名貴族等とは異り、常に禁裡の内外に生活し、朝夕皇室に接近して居たので、王朝時代や藤原期丈けでは無く、武門の世と成つても、皇家の司候、御門の藩屏として、奉仕に竭した事跡が無いでは無い、殊に建武中興の中心人物の内には、萬里小路藤房を始め、幾多の長袖勤王家があつたのであるが、何分にも文勳貴族は「非領土的」Unterritorial の貴族で有る悲さには、家來も無く物資も無く、到底豪族的武家貴族と優劣を争ふ資格無く、從つて國家及び社會に對し顯著なる勳功を樹てた事は無い、永い歴史を通じて、我皇室が政治の現實に離れ宗教的であつたので從て斯公

卿貴族も政治の縁を離れ皇室に對したゞ家庭的に奉公の實を擧げたと謂ふに過ぎぬのであつた、蓋し維新革命に於て、或る場面に限り可也重要な役目を保ち、主役として登場した舞臺もあつたが、然し其場合は比較的僅少な者であつて、實だ特筆すべき行動は………「王政復古主義ノ革命者ヲ皇室ニ結び附ケル業務」………に就ては大なる勞苦と適れな成功を現して居る其際勳功者と指す可き人達は、例の七卿落で有名な、東久世、澤、壬生、四條の諸卿と中山、大炊御門、柳原、大原、正親町等八十八堂上衆、並に明治の元勳三條、岩倉、近衛、德大寺、西園寺等が算へられる。

然し若し嚴格なる批評家をして謂はしむれば、之等の人達の活動的勳功は世襲的貴族としての活動と謂はんよりは寧ろ勤王討幕の功勞に依り新華族の側に組み入れて優待される可き性質の者で有ると謂ふかも知れぬ、兎も角維新の際に眞に立役者として皇家の爲めに盡瘁した儕輩は極く少數の者で、他の多くの雲上人達は、衣冠束帯を以て勿體らしく平民の上に臨むだけで、可も無く不可も無き至極「ノンセンス」の生活を續けたと謂ふに過ぎぬ譯である、若し其間に何乎矜る可き者を需むるとせば、夫れは實だ、彼の武家貴族の如く、同族の間から謀反人を出したり、復た自己階級擁護の爲めに社會に蠱毒を流した例が尠いと云ふ位ゐる者であらう。

我憲法草案者は貴族院の構成材料として、武家貴族を用ひたと同様に、斯文勳貴族をも構成分子の内

に加へたのであつた、即ち明治十七年「奉勅華族令」に依つて叙爵せられたる、公卿華族の家門は百六十六家であつて、内譯すれば、公爵七家、侯爵十二家、伯爵三十家、子爵八十八家、男爵二十八家であつた、而て其爵位順次は如何なる者を以て繩墨としたか、如何なる標準に依つて奏請したかと謂へば、武家貴族の場合と同様、曖昧なる舊記や口碑を楯として取極めた者であつて、其典型、稿本として採られた者は、古い所で近江令、撰叙令、大寶令、令義解、貞觀式目、新しい所で律令考、三代格、職原抄等と、其他例の維新史料、戊辰始末より引例して其順位等級を定めたのであつた、今ま其公定順位を擧げて見ると、

- 公爵 五攝家(近衛、鷹司、九條、二條、一條)、二功臣(三條、岩倉)、
- 侯爵 七清華(德大寺、西園寺、大炊御門、菊亭、花山院、久我、中山)並に五功臣、
- 伯爵 三大臣家、日野四家、甘露寺六家、
- 子爵 羽林家、名家衆、
- 男爵 五位以上堂上衆、並ニ奈良堂上二十八家、

(B) 公卿華族の職業

斯公卿貴族なる者の多數が、既往に於て國家公共事業に對し、政治的並に社會的何等顯著の功を樹てた者で無いと謂ふ事は前掲の次第であるが、偕て然らば彼等は日常如何なる種類の職能を以て奉公の責を塞いで居たかと謂ふに、五攝家七清華等僅少な政治業務者を除いて他は記するも厭はしい程と駭く可き卑賤の職能を以て宮中に奉仕して居たのであつた、今其職業の種目を調べて見ると、全く現今宮内省に出入して居る御用商人や又た日傭人夫の大工左官等と同一の職務を保つて居たのであつて中には「お札配り」や「寺男」の様な業體の者もあつた、勿論國家の公務に何等關係の無かつた許りでは無く、宮中の家政職務に對しても僅少の儕輩を除いて他の大多數は殆ど没干涉の地位に居た者で有る、試みに古代近代に亘つて堂上衆なる者の職能を左に記して見よう。

(甲) 古代に於ける公卿衆の職業

- △燈籠供御人ト云フ名ヲ以テ祭祀ヲ司タル者 (齊部、壬生、加茂、土御門)、
- △幡幢供御人ト云フ名ヲ以テ紡織ヲ司タル者 (綾部、吳部、赤染、高階、園、深草)、
- △篝火供御人ト云フ名ヲ以テ護衛ニ任ジタル者(久米、物部、弓削、大伴)、
- △麴座供御人ト云フ名ヲ以テ厨膳ヲ司タル者 (鳥飼、膳司、高市、巨勢、造酒)、

- △箏鞠供御人ト云フ名ヲ以テ音樂ヲ司タル者 (雅樂、冷泉、治部、綾小路)、
- △番匠供御人ト云フ名ヲ以テ板工、檜皮、石工ヲ司タル者 (葉室、山科)、
- △雜戶供御人ト云フ名ヲ以テ製油、井戸堀ヲ司タル者 (樋口、萩原、伏原)、
- △陵戶供御人ト云フ名ヲ以テ鯨奴、賤民ヲ司ツタル者 (飛鳥、東大寺、四天王寺陵番)、

(乙) 近代に於ける公卿衆の職業

- △筆道、即チ代書人トシテ持明院家 (現子爵)
- △蹴鞠、即チ遊藝人トシテ鳥飛井家 (現伯爵)
- △膳羞、即チ料理人トシテ四條家 (現侯爵)
- △服制、即チ仕立職トシテ山科家 (現伯爵)
- △相撲、即チ遊藝人トシテ五條家 (現子爵)
- △插花、即チ技巧人トシテ園家 (現伯爵)
- △陰陽、即チ卜筮人トシテ土御門家 (現子爵)
- △伶優、即チ遊藝人トシテ高倉家 (現子爵)

△陵司、即チ墓守人トシテ奈良堂上（現男爵）

文勳貴族の内、間接直接政道に關係を保つて居た手合は、五攝家、七清華、大臣家、並に所司代評定衆位ゐる者で、他の大部分は全く政治とは没交渉で、其業態なる者は三太夫的職能か左無くんば純然たる職人であつたので有る、彼等が幕府から贈與せられて居た食祿は、五攝家が貳千石、七清華が參百石、（各藩の中等侍格）、其他は概ね「石取り」では無くて「切米頂戴」で平均參拾石二十人扶持（各藩の足輕並）、であつたと謂ふ事である、表面は位階や職役を有する官吏であつたが、其家門の業態なる者は、庶民的普通の營業者であつて、「扇張り」、「下繪畫き」、「骨牌製造」、「染形職」、「陶繪師」等の各種職業にいそしんで居た立派な職人であつたので有る。

我憲法草案者は、複院制度の模倣に急に、上院構成分子の材料に窮した結果、遂に此の、……「國家ニ勳功無ク、政治ニ經驗ノ無イ」……儕輩を拉し來りて、夫々榮爵を奏請し夫に立法權を與へたのであつて、後世の史家を俟つ迄でも無く、現時の國民とし果して是を何んと瞰めるであらう乎。吾曹は藩閥者流の手盛に依つて選拔され奏請され製造された、斯の不自然なる榮爵請受の對照として、爰に貴族立法の模範たる英吉利貴族制度の發達の次第を左に記して參考に供へようと思ふ。

△英吉利貴族之由來

英吉利は貴族と名の附く者の全部を其立法機關に收容する制度であるが故に従つて其構成分子の素質も可なり精選せられて居つて、謀反人の忤も居らず、職人出身の輩も居無い、其過半は君國に殉じた忠臣義士の子孫か、左無くんば有名な政治家や大文豪の直胤である、古い所から謂へば「ウキリアム」大帝が「ノルマン」から引卒して來た武將の後裔や、復た英國君主政體が確立した以後、王室に對し「忠誠之誓盟」Swear fealty and homage. を爲し、國內に於ては叛亂から王室を擁護し、國外にては遠征を以て皇威を宣揚したる者の子孫であつて、決して一朝一夕に製造された者では無く永年月の歴史を経て漸く出來上つた者で、公、侯、伯、子、男、副男、六等爵の如きも一時に制定されたのでは無く數百年の間に於て自然々々制定されたので有る。

即ち英吉利で貴族の身分が法律的に規定せられたのは、千三百三十七年「エドワード」の朝に於て下降の皇族に附與されたる「公爵」Dukedom. からであつて、英吉利人は是を「貴族ノ冠頭」First title of dignity. と呼んで居る、其後千三百九十七年「リチャード」二世の御宇平民の殊勳者に對し世の儀表として「侯爵」Marquess が授與せられ「ロバート」家と「ダブリン」家とが此位階に依る

世襲家門として現れた、「伯爵」Count は「エリサベス」朝に於て内亂平定の祝賀會の式場に於て、初めて出來た者で其當時の勳功者「クランendon」家並に「ランカスター」家に對して此榮爵が授けられた(此兩家は其後侯爵に陞叙せられた)。「子爵」Viscount は徽蓋軍の軍功によりて十五世紀中葉「ヨーク」家「チウドル」家並に「ベートモンド」家二十九家に授與せられた、其他「男爵」Baron. と「副男爵」Baronet. は同國に於て古くから成立つて居た貴族稱で其數量が多い所から貴族の普通名詞の如く感ぜられて居たのであつた、又た「騎士」Knight. や「勳爵者」Sir. など一代貴族の尊稱も存在して居るが就中名門として古來賞たへられ居るのは、西班牙戰爭の殊勳者「カンパ・ブランド」家、佛蘭西征伐に勳功を現した「バッキンガム」家の如きが夫れである、政治上の功勞者としては千七百七年蘇格蘭合併に盡瘁したる十八名に男爵が附與せられたるが如き(蘇格蘭合併當時土着貴族百五十四人、現今貳拾壹人)、千八百一年愛蘭土合併に盡瘁したる二十六名に對し男爵を附與したるが如き(合併當時土着貴族百十二人現今四拾參人)著明なる者である、又た十九世紀以後今日に到る迄で此の榮典褒受の擧は繼續されて居るのであるが、其顯著なる者は本篇隨所に記す筈であるから爰には略する事とする。

△現在英吉利上院の構成要素なる者は約左の通りである。

- (A) 聯合王國の貴族(皇族及世襲貴族) Hereditary Peers of the United Kingdom. 六百六十參名
- (B) 互選的貴族 Hereditary peers who are not hereditary Lords of Parliament.
- (1) 愛蘭土貴族 Representative peers of Ireland. 二十八名(終身)
- (2) 蘇格蘭貴族 Representative peers of Scotland. 十六名(五年期)
- (C) 僧侶議員 Lords spiritual. 二十六名(終身)
- (D) 法官議員 Lords of Appeal in Ordinary. 五名(終身)
- (千九百二十三年現在表) 合計七百三十八名

右項四種の構成分子を以て英國上院は成立して居るのであつて、其議員達の黨派別を誌して見れば左の通りである。(千九百二十五年現在)

- (一) 保守黨 (Conservative.) 四百九十七人
- (二) 進歩黨 (Liberals.) 百二十四人
- (三) 勞働黨 (Labour.) 十一人
- (四) 中立 (Independents.) 八十九人

第二章 議員自身平民階級を経過したる者

第一款 新叙世襲貴族

斯種族は世に所謂新華族と稱する者で、其叙勳の時限の上に於て前期と後期の別がある。

(前期) に屬する者は、維新中興の勳功者、並に明治政府の基礎工事に向つて技師として忠勤を抽てた儕輩で、明治十七年の「奉勅華族令」に依つて最初に叙勳せられた人達である、其數百五十八家、即ち大久保市藏の息大久保利和、桂小五郎の倅木戸孝正、中山海國大王尙泰、(其當時ハ未ダ秘密裡ニ福建總督ノ手ヲ經テ清國ノ冊封ヲ享ケテ居タ)等に侯爵が與へられ、伊藤博文、山縣有朋、黒田清隆、西郷從道等在朝殊勳者に伯爵が授けられ、高島鞆之助、福岡孝悌、榎本武揚、鳥尾小彌太、等に子爵が與へられ、井上良馨、黒川通軌、千家尊福、高崎正風等に男爵が附與された。

斯褒賞授與式、即ち選拔奏請の方法や藩閥手盛りの大盤振前へに就ての可否や其批判は、其當時餘程と驚しい者であつたが、今夫れを詳説する代りに、福澤諭吉の「國會難局ノ由來」中の一項を借りて、其當時の始末を髣髴せしむる事にする。

「維新元勳國家ノ柱石トシテ朝野ニ持囀サレタル故西郷隆盛翁ノ如キハ一種特別ノ譯ケナシテ正三位ニ叙シテ純正ト稱セラレタリシニ僅カ十四年後ニ到リテハ正三位ハ必ズシモ貴キニ非ズ西郷ノ末流門下生ニシテ三位以上ニ上リタル者アリ、寒賔ノ一書生ニテモ三位四位ニ進ムハ甚ダ速ニテ其數モ亦甚ダ多シ官民尊卑ノ懸隔益々甚敷ト言フ可シ在朝長老輩ハ尙ホ是レニテモ足ラズト覺ヘタル事ナラン、新ニ華族ナル者ヲ作ル事ナ工風シテ公侯伯子男ノ五爵ヲ分チ維新ノ功臣ト自稱スル輩ニシテ此榮爵ヲ授ケラントタル者前後九十人ニ近シ、實ナ申セバ維新ノ初メ四民同等ナド特ニ喋々シテ門閥ノ舊弊ヲ一掃シタル其本人ガ僅カニ數年ヲ經テ却テ公卿大名ノ古色ヲ裝フトハ不思議至極ノ出來事ニシテ苟モ天下ノ人民ニ記憶ノ力アランニハ此新華族ヲ見テ怪マザル者無カル可シ。

福澤は伯爵授與の御沙汰を固辭し、飽く迄で一平民として一生を終つた、此褒賞授與式に關聯して種々奇怪なる挿話が貽されて居るが今其一二を記して見ると、

(A) 維新の元勳たる勝安房は狷介の性が崇つて、藩閥者流から餘り好意を以て迎へられて居無かつた、其爲め伊藤や山縣の伯爵より一等劣つたる子爵を授くる内意であつた、洒落なる彼も此の偏頗の所置を耳にしては、餘り心地良からず思ふた者と見へ、一首の狂歌を以て皮内つた……「これまでは並の男と思ひしが五尺に足らぬ四尺(子爵)なりとは」……此狂歌のお蔭で勝は遂に伯爵を授與せられた。

(B) 藩閥者流の授爵奏請に關する依怙は實に露骨であつて、誰が眼にも維新元勳の一人と認めらるゝ、

大隈重信、板垣退助、後藤象次郎等に對して其際何等の御沙汰も無かつたので當時の世論が大に沸騰し、口に筆に爲政者を攻撃した、其結果明治二十一年に到り遲延ながら右三人に對して伯爵が授與された、板垣は業を煮やして即座に辭退したが、藩閥者派は自己の面目を維持する爲めに「辭爵難聽届」との符箋を附して突返した、其爲め此の榮爵は二三年間宇宙に彷徨して居た姿であつたが、其後議會開設されてから法律的執行力を以て本人の意志に反して強叙せらるる事に成つた、爰に板垣辭爵の表なる者がある参考の爲め掲げて置く。

「前年士族ノ常役ヲ罷メ徵兵ノ制ヲ定メ非人種多ノ稱ヲ廢シ華族平民ノ婚ヲ通ズルコトヲ許シ華士族ノ縁ヲ廢シテ公債ヲ代給シ其圍刑ヲ廢スル等皆人權ヲ齊一ニスル聖旨ニ因ラザル無シ此ニ到ツテ本邦始メテ門閥政治ヲ廢シ、平等制度ニ就ク豈ニ偉ナリト謂ハザル可ケンヤ、而テ近歲ニ到リ又特ニ華族ヲ以テ皇室ヲ擁護スルト稱シ新タニ五等爵ヲ置キ更ニ臣ヲシテ華族ニ列セシメ特ニ財寶ヲ賜ヒ世々相襲ガシム臣淺識妄リニ其是非ヲ判ズル能ハズト雖モ制度ノ得失進退ノ當否深ク省察ヲ加ヘンコトヲ冀フ、故ニ辭爵ス」

(後期) に屬する者は、日清、日露の大戦に關與して勳功を樹てたる文武官、並に明治二十三年國會開設以後今日に到る間に於て、種々の理由に依つて授爵せられたる新華族にして、其數約五百を算する、其内武勳者として著名なる新華族は桂の公爵、寺内、山本の伯爵、文勳者としての新華族は小村の侯爵、内田の伯爵などが著名で有る、凡て新華族なる者は、前期に屬すると後期に屬するとに係ら

ず、大名貴族や公卿貴族とは異なり、因襲的に享けた榮爵では無く、全く本人の努力に依つて贏ち得た報酬的獲得物であつて所謂、「議員自身平民の境遇を経過した者」である、即ち先天的では無く後天的活動の結晶であつて、……「祖先が彼レヲ作ツタニハ非ズシテ彼レガ祖先ヲ作ルノデアアル」……と謂ふ新階級制度の新教權に其根蒂を有して居るので、其推薦の方法が不公平で無く、又た其授爵奏請が暴横濫請の嫌ひさへ無ければ、其施設は新文化生活の主義にも叶ふし、「信賞必罰者政道ノ基也」と謂ふ東洋流の政治道德にも適ふ者であると謂ふて差支へ無い譯である。現に勅語にも、

「有禮ヲ秩シ殊典ヲ昭ニシ以テ國民ノ儀範ヲ示ス」

と有るが如く、國家、社會に對する勳功者を表彰するは當然の事で、毫も異議を挿む可きでは無い、猶ほ且つ斯の新勳功者の表彰なる者は階級制度の腐敗無能を匡救し、斯混濁せる社會裡に新空氣を注入する作用としても歓迎すべき事柄に屬する、然し之等に對して直に參政權を與へ我立法機關の中樞を占領せしむると謂ふ事とは全く別問題で在つて、決して兩者を混淆してはならぬ、吾曹は勞苦報酬に即する新貴族主義に賛意を表すると同時に之等に對して立法權を與へると謂ふ事には極力反對を表する者である、此件に關して思ひ合はさるゝは伊太利の貴族制度である、一方に世襲貴族を社會的に認めつゝあると同時に他方に於て世襲貴族を立法機關から全然排斥し、管だ才能の士を勅選議員とし

て採用するに止めて居るので有る。

「伊太利の貴族 Nobili」なる者は我邦と同様五等爵の順序に岐れて居る、即ち公爵 Principe、侯爵 Marchese、伯爵 Conte、子爵 Vis-conte、男爵 Barone、であつて、「バクトル、エマニエル」王の治下に在つて勳功を樹てた「サルジニア」の貴族が斯社會の基調で有る事は申す迄でも無い事であるが、斯新建國以前の貴族も現在に於て猶ほ澤山現存して居る、即ち「シシリー」や「ネーブル」諸王の後裔、「サレルノ」公や「バルマ」伯の子孫、又は「カーホナリスト」黨々員にして三色旗の許に勳功あつたる輩や、中には那翁一世に封せられた「ムラー」將軍の眷族も堂々貴族の肩書を以て意張つて居る、猶ほ近頃と雖も文武の功勞者に對して叙勳叙爵の恩命が盛行されて居る、現に「ヒューメ」の勳功者「ダンスチヲ」に對し過般公爵が授與せられた如きが夫れである、然し是れ等貴族の優遇は唯だ社會上の事に限られて居るのであつて、政治上には何等の特權も與へられては居らぬのである、伊太利上院構成分子の中堅たる勅選議員は身分は一種の貴族の様では有るが、其實際の事實は各種職能團體を代表したる代議士に過ぎ無いのである。(本編一代貴族之項参照)

尙ほ斯貴族制度に就て、大に考覈せねばならぬ事は輔弼の廷臣が奏請の道を誤りたる結果より生ずる其暴殖と其濫増である、假令ひ本人の努力や卓抜の功により社會上頌表し優待するとするも、夫は或る制限の内に於ての事であつて、若し今ま其制限を超越し、暴殖と成り濫増と成つた場合は、此の貴族制度の紊亂を來すのみならず、國家社會に對し非常なる危險を醸成する虞れが有るので有る、故に斯の新貴族の製造と謂ふ社會政策は其施設の上に於て、慎重審議を竭した上の奏請に俟たねば成らぬ次第で有る。

明治十七年の「奉勅華族令」發布當時の舊大名や舊公卿と曰ふ、世襲家門の叙爵數は四百五十軒であつて、實際新叙の恩命に接した新華族は百五十六軒(維新の功勞者のみならず舊貴族の門葉も加へられて居た)、總數六百六軒を算した、然る所夫れより參拾餘年を経て、大正十二年十二月の調査によると、舊華族五百五軒、新華族五百一軒、都合壹千六軒と成つて居る、此の貳倍弱の増殖は此の階級に採つて過大なる増加である、今ま斯の増殖の原因が果して如何なる理由に基くかを考察して見るに、大凡そ左の三箇條に基いて起つて居る事が想像せられる。

- (1) 我邦貴族社會が無暗に家系の存續を慾望する餘り「養子制度」を極度に擴張し無暗に其爵位の斷絶を防護するので其家門の數は年々増加する許りで更らに減少する機會が與へられて居らぬ。
- (2) 我邦貴族の家庭が今日迄で多妻主義が行はれ公然善妾制度が認められて居た結果産兒率が非常に高く、其産兒の爲に家門の首長が種々の口實を設けて「分家」制度を濫施するので……(公侯爵家

の庶子や次男が新男爵家を興すが如き……従て斯方面に於ても可なりの増殖率を示して居る。(3)支那に於て舊くから行はれて居る「同慶施恩」の制度即ち「御祝儀のお裙別け」に依りて一時に多数の叙爵者が出来るので有る、現に明治三十三年五月十日皇太子御成婚祝賀の當日尾崎忠治以下六十二家に對し男爵を授與されたが如き、亦た日韓合併の祝賀式當日内地人及朝鮮人六十二家に對し男爵を授與されたるが如き夫れである。

國家が発達し社會が進歩するに従つて政治機關の擴大されるのは止を得ざる現象であつて、其機關の膨脹に伴ふて政治的使用人の増加も亦た免る可らざる現象で、其結果勳功者も殖へ新貴族も澤山出來ねばならぬ道理である、故に斯新貴族増加の現象のみを睹て直に社會制度に危害を與へる者と斷ずる譯には行かぬが、其貴族の増加と同時に是れを淘汰し是を遞減する新陳代謝の作用も行はれねばならぬ次第である、實に増加する一方で遞減の道のない貴族制度は社會政策上多量の危険を包含する者と謂はねばならぬ、現に舊幕時代すら諸侯伯の増加と且つ其勢力を淘汰遞減する目的の爲めに「滅封」と「除封」が盛んに行はれた者で有る、殊に家長不慮の歿殞落飾や男嗣の無き家門に對しては遠慮無く「家名斷絶」を強制した者で其結果「慶長諸家譜」制定當時から「享保諸家譜」制定迄で約百年間に於て諸伯侯の改易せられたる者九十四軒夫れと同時に新提封を受けたる者二十一軒、即ち參百諸侯の約參分

一強が新陳代謝された譯である、其後幕政返上迄で約貳百年間の淘汰が非常な者であつた事は言ふ迄でも無い。

英吉利の如き從來の永い歴史を通して此新陳代謝の機能は完全に行はれて居た者である、或時は貴族の数が非常に増加して居る時もあつたし、又た或る時には減少して居た時代もあつた、假令其増加率が減少率を超越して居る場合に於ても淘汰作用は盛んに行はれて居たので有る前項に述べた如く、現上院議員七百餘名の内百年以上繼續して居る家門は僅かに七分一で有ると謂ふが如き所から見れば其實跡が窺はれる次第では無いが、英國憲法史の記する所によれば、……「スチュワード」初期に於ては貴族の數僅かに九十四人と記されて居る「アンネ」時代には百七十八人、「ジョルジュ」二世當時は參百八十八人に増加して居るが夫れより段々減少し一時は百十一人迄でに遞減されて居た時代があつたが、社會が複雑と成り政治行爲の頻繁と成るに伴れて貴族の數量は大に増殖し、例の「ビクトリア」女王全盛期に於ては實に五百一人に達し、「エドワード」朝に到り五百九十人、「ジョルジュ」五世と成つて六百二十三人となり、遂に現時の七百十六人に及んで居る……斯の如く英吉利貴族は最近に到り數量の上に於て大に其増加を示して居るが、然し我邦の如く養子制度や分家制度が無く且つ同國近時の世相として上院の列敍を嫌忌して榮爵を棄て、下院出席を希望する儕輩が多く成り、従つ

て廢家絶家の率が増加し、若し自然の儘に放任して措けば段々貴族の家門は減少し遂には根絶するに到る虞れが有るので、歴代の爲政家は昂めて貴族の新叙を周旋して居る傾向が見へる。

「現に「グラドストーン」の如きは上院改善の趣旨より新貴族を増加し舊貴族を追はんと企劃し、彼れが前後参回の首相時代を通じて六十七人の新貴族を推薦し、百三十一軒の舊貴族の廢家を容認して居る、統計家の説に據ると、貴族の増加率は人口増加率に比して大に減少率を示して居る、と謂ふて居る、現に千八百四十年英吉利に於て人口百萬人に就て貴族の率が十七人の割合であつたが、千九百年には人口百萬人に就て貴族の數量が十二人の率に成つて居る、復た千八百九十年から千九百二十三年迄で約参拾年間に新貴族製造高参百十二人、(其内「ロイド、ジョルジュ」首相時代のみにて百参人を製造して居る)減少高は参百二十八人と成つて居る。

英吉利の貴族社會が世界の模範として認められ今日迄で無能腐敗の誹りを請けず且つ餘りの破綻をも曝露せずして濟んでゐたのは、畢竟するに淘汰作用が完全に行はれ新陳代謝の機能が甘く施されて居たのに職由するの爲有る、我邦の如く唯だ増殖するのみであつて、減少する事も代謝する事も無い國柄では、貴族社會が混濁腐朽する丈けでは無く、國家社會に對し不測の危害を醸す者と觀せねば成らぬのである、「ハジラツト」の如き貴族主義の論者さへ左の如く述べて居る。

(註三)「貴族院ノ危險ハ暗打チカラテハ無クテ、内部ノ腐敗萎縮ノ危險カラデアアル、復タ他方カラ廢滅ヲ強ヒラレル危害カラデアハ無クテ却テ彼自身内輪ノ混濁ヤ衰耗カラノ危險ハ避ケ難イト。

我邦の榮典奏請機關なる者は、宗秩寮と賞勳局とである、宗秩寮は宮内大臣の直屬であつて、國務以外に立つて叙爵を司どり、賞勳局は内閣の直營として叙位叙勳の方面を管理して居るのである、然し實際に於ては孰れも時の政府の願使に従ふて左右せらるゝは勿論の事で政略から獨立し得る官衙では無いのである、従つて歴代の政府が官僚藩閥に依つて占據せられて居た間、其奏請機關の運用も殆ど官僚藩閥の意の儘に成つて居た譯である、今日薩摩の畑から一人を選抜推薦すれば、明日は長州系から一人を濫舉奏請すると謂ふ始末で、全く兩藩閥の權衡にのみ重きを置き、普通國民とは没交渉の姿を以て運用せられて居たのであつた、軍人の惟幕上奏や戦功叙爵の事は別として、文官の叙爵奏請の上には大に私議すべき者がある、現に外交官の如き職務上當然履行せざる可らざる業務を躬行した丈けでも、苟も條約と名の附く者さへ締結すれば直に叙爵を奏請せらるゝ慣例が出来て居る様である、中には職務上極端なる無能振りを發揮し非常な過失を醸し、我邦に取つて百年の大害を與へられて居るのみならず世界中の物嗤ひの種を蒔いた者でも、一度條約なる者が出来ると從來の慣例に則つて叙爵の奏請をされるのであつて、其結果今日世人から視て身分不相應と認めらるゝ高級の爵位を抱擁

て得意顔をして居る外交官の古手が其所や此所にころがつて居る様で有る。

斯く言へばとて吾曹は強ち君主國に於ける、華胄の増殖を不祥事と謂ふのでは無い、屢々述べたるが如く忍苦報酬に即したる叙爵施恩、即ち本人の伎倆と勳功に就ての新貴族主義を非難するのでは無い、唯だ僥倖的の推薦と偏頗の奏請を忌憚するのである、現に例を英國に執れば、「ピット」が「チャジサム」侯と成り、「ダントラス」が「メルウキン」子爵と成り、「スタンレ」が「デルビー」伯と成り。「ジスレリー」が「ベイコンスフィールド」伯と成り、「スミス」が「バーゲンベット」と成り、「アスキス」が「フキスホード」伯爵と成つたが如き別段非議すべき理由も攻撃すべき道理も無い、要は唯だ暴殖と濫増の奏請を慎むにあるのである、大正十三年度の調査による「爵位次第録」に據れば我邦人にして爵位及勳章を有する者拾五萬六千二百十八人とある、……………真に盛世の慶事と申す可き乎。

第一款 一代貴族

一代貴族 Life Peer. 斯の構成分子は世に勅選議員と稱せらるゝ者で其榮冠の上から見れば鳥渡と勳爵位の Sir に類似した本身の榮位であつて、職務の上から謂へば終身立法業務に従事する政治技師である、貴族院令第五條、……………「國家ニ勳功アリ又タ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅選セラレタ者ハ終身議員タル可シ……………」に依つて身分と位置が定められたる者で其數量は貴族院令制定當時、「有爵議員ノ數量ヲ超過セザル範圍ニ於テ」と記し殆ど無制限であつたので、其結果若し皇族や公侯爵等の出席無きに乗じ此勅選議員と多額議員が相ひ結托して有爵議員團に反抗した場合には實際上の Swamping system. (政府ガ味方ノ新貴族ヲ濫造シテ院内ヲ勝チ制スル制度) が出來上る次第で、己得の特權を有する世襲貴族の恐惶から、遂に明治三十八年勅令第五十八號を以て同條を改正し、……………「其數百二十五人ヲ超過スベカラズ……………」と規定して、斯平和的「クローヂター」の襲來を豫防したのであつたが第五十議會の貴族院改革案の通過と共に此員數の増加が行はれ有爵議員數と同一數量と成つたのである此結果たるや多少世襲貴族の權威を減殺せしめた者と評する事が出来る。

斯一代貴族は我上院の華で有る、假令其種族が個人として藩閥に資縁を有して居ればとて、兎も角一粒撰りの人才で、院内に於ける「智識と經驗の寶庫」A treasure of knowledge and experience. と認めて愧しからぬ人達で有つた、特に議會開設當時は藩閥の威力官僚の壓迫に反抗し、侃々の議論を吐いて議場を席捲する俊髦も少なくは無かつたが、惜い事には、之等の連中は歳と共に歿び往き、其補缺として來る者は、恰度新華族の撰拔と同様其推薦奏請が閥族に限られて居たので、天下の人才を逸し、凡庸の集團と化した傾きが有る、猶ほ其後政黨内閣の出現を見るに到つても餘り面目の改まつた

所無く、政權爭奪の露骨に連れ、自黨に忠勤を抽んでた者のみを拔擢奏請する事と成り、其結果壯士上の山野慵懶之徒にあらざれば歳費恩給のみを目當にする俗吏の古手が群居する團體と成つて来た。

近頃政黨派の黨費寄附者に向つて其代償として貴族や勅選に推薦奏請する事が流行しだした、是は立派に一種の賣官制度である、英吉利でも斯件に就ては随分矢釜しい議論が起り一大問題と成つて居る。(第六編英國上院衰亡史參照)支那では古來斯制度が盛行されて居り爲めに爲政の腐敗を致して居たのであつたが、幸に我邦には其弊習が割合に尠く纔かに徳川時代に於て百姓町人で巨額の献金を爲した者に對し「名字」、「帶刀」、「乘馬」、「紋服御免」等の勘掟を請けた位ゐる者で、恰度羅馬帝政時代に巨額の献金をした平民に闘技場の優待席に就く事を許したと同様にたゞ社會上格式の優遇を爲すと謂ふに止り別段政治上の特權を附與したのでは無かつたが、明治政府は海防費献金者に對し位階を與へ、又た行政費や地方教育費に献金したる者に男爵や勳章を授與した例が有る、夫れが近頃一轉して政黨献金者を勅選に推薦する事が流行する様に成つて來て居るのであつて、幾拾萬圓かを捐金さへすれば誰れでも推薦奏請せらるゝと謂ふ噂さがある、之等の制度は益々斯一代貴族の素質を低落せしむる事に成つて來て居るのである、

此一代貴族の内には世襲貴族の内から撰拔されて居る手合ひも随分尠く無い様である、之等は畢竟互選場裡に於て優者として立つ事の出來ぬ人達で、たゞ時の政府が自派の走狗として用ひんが爲めに「勅選擡舉」の機能を利用した者で、全く榮爵の二重人格を作つて居る譯で、榮典濫奏の好例で有る、復た近時一種の世相として、孰れの内閣でも其交迭の際、常に自黨に忠勤を勵んだ筆刀の胥吏に對し論功行賞の格で、勅選する慣例が専ら行はれて居る、恰度年季奉公の丁稚が満期迄で勤め上げて一軒の煖簾を岐けて貰ふ様な仕組であつて、猶ほ其上へ之等勅選者が貴族院に這入ると同時に、其推薦者の命する團體へ入會し始終其推薦者等と進退を共にする事に成つて居る、曩に政友會が此例を啓いたので、最近勅選せらるゝ人達は過半政友會の與黨なる研究會か又は準政友會と叫ばるゝ交友俱樂部に其黨籍を措いて居るのを視れば、思ひ半ばに過ぐる事と惟はれる。

然し此一代貴族の面々には「咬得菜根百事成」と謂ふ苦艱を嘗めた立志傳中の人が多く、血統の僥倖や家門の好運に依頼して居る儕輩では無く、少くとも自己の手腕を以て、自己の運命を開拓した人 Self-made man. であつて、衆議院の撰良に比較して遜色無いのみならず、多くの場合に於て夫れを凌駕して居る次第である、「アライズ」は此勅選の一代貴族の資格を叙して斯ふ曰ふて居る。

(註四)「彼等ハ世上ノ事柄ニ精通シテ居テ、常ニ口ヤ筆ヲ以テ自己ノ觀察シタ所ノ者ヲ以テ世ニ訊シ且ツ世ヲ指導スル任務ヲ盡スノアル而テ此意見書ハ下層人ヲ指導スルノミテハ無ク、上流社會ノ意見ヲ修正シタリ改良シテ往ク者トシテ重ンセラレホバナ

ラ。

「個人的能力、智識ノ卓越ヲ保ツ上院議員ニシテ其人ノ職業ヨリ又ハ政治的經驗ヨリ、老練ナル判断力ヲ公平ニ使用スルニ於テハ、假令ヒ其人ガ選舉式ヲ無ク任命式ニヨツテ資格ヲ得タトスルモ、夫レニ係ラズ、上院組織ノ主義上ニ於テ立派ナ基礎石テアル、然シ此種ナ理想ハ必ズシモ多クノ場合ニ向ツテ期待ハ出來ヌ。」

勅選の一代貴族なる者が、若し公平なる拔擢法 Selection. に依つて出來て居るとしたならば、假令ひ選舉式 Election. で無くて任命式 Nomination. であつても貴族院構成の中堅としては完全な者と認めねば成らぬので有る、然し復た是を裏から謂へば、假令ひ議員として立派な資格ある者が拔擢せられて居るとしても、其選拔申請法が依怙や偏頗の沙汰に依つて成り立つて居るとせば、殘念ながら是を否認せねばならぬ、我邦の勅選議員制度としては本人の人格的問題は別とするも其制度自身が決して當を得て居るとは言ひ得無いので有る、前にも述べた通り、其選拔機關が時の行政部であるので従つて、其惟舉せらるゝ被選者は藩閥官僚の走狗か蓋しは政黨政派の下廻りのみが簡拔せらるゝ事と成るのであつて、折角「賢良政治」の實を行はんとして、遂に其職能を充分に發揮する事が出來ぬ結果と成つて居る、况や其被選者たる連中は終身官と謂ふ地位に當然附帶して居る慢性的惰氣に依つて去勢せられた漢子や、老麟窮鳳に屬する退却雜種の類であつて、實際の活動舞臺に立つて縱横の腕を揮

ひ得らるゝ者は甚だ尠い様である、吾曹は爰に此構成分子に對する批判の重なる者を舉げて見る。

(甲) 勅選議員なる者は何者を代表する乎

武勳貴族文勳貴族並に新叙貴族の上院議員は其世襲たると互選たるとに拘らず、孰れも同族代表と謂ふ教權の上に立つて居る、復た有限貴族たる多額納稅議員並に公選議員たる人達は地方に於ける土地資本家や學士會院同人の代表者であつて、世襲貴族團同様名實共に備はる代表母體を有して居るので有る、然るに獨り斯一代貴族たる勅選議員丈は、何等の代表母體をも保つて居らぬ、豈夫かに勳功を代表して居るとも謂へまいし學識を代表して居るとも言へまい、若し敢て嚴格なる意義を以て狹義に判すれば、彼等の身分なる者は、憲法第十九條……………「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均シク文武官ニ任セラレ及ビ其他ノ公務ニ就クコトヲ得ル……………」と謂ふ正條と並に貴族院令第七條第九條第十條を通じてたる法規……………「其辭職、其除名、其除名解除共ニ勅裁ヲ要ス……………」と謂ふ其等の教權から推斷する時は、斯勅選議員なる者は、委任的性質無く、代議的性質無く、更らに被選的性質無く、唯だ一種の叙任的公務員であつて、立派に勅任文官と認む可き者に屬する、凡そ代議制度の治下に於て代表母體を保つて居らぬ者は純然たる立法者とは謂へ無い、立憲代議政體の治下に於て行はるゝ「王之任命」Nominee of the Crown. は畢竟一種就任の方式で有る、斯方式以外、被任命者は他の側に於て自己が代表する一團の

母體を有して居らねば成らぬ、例を以て謂へば我邦衆議院議長の就任制度が夫れで有る、即ち議長と云ふ職務は候補者三人の内より選拔さるゝ、「王之任命」から起るのでは有るが、議長は衆議院五百集團の代表者であつて、彼れの背後には堂々たる一大母體が控へて居る事を知らねばならぬので有る。

一代貴族の粹を以て矜る伊太利も、其勅選議員の任命を外観から窺ふと、却て王室の拔擢に基く任命官吏の如く見へるが。實際の事實は決して左様で無い、勅選者は悉く異なる職能の代表者であつて、皆な夫れ々代表母體を保つて居るので有る、假令ば文科法科の大學出身者は學士會院と謂ふ選舉母體の詮衡に依つて甫めて勅選候補に推薦せられるのであるし、美術家は美術院と云ふ選舉母體の詮衡を以て勅選候補として現れるので有る、其他辯護士は狀師組合から選拔されるし、土木技師は工藝協會の詮衡を受ける事に成つて居る、醫者、鑛業家、銀行家、俳優等迄で各其職能團體から選拔推舉せられ、其名簿に對して、皇室は「假定免狀」Fictitious sanction. を附與せらるゝと謂ふ事有る、現に千八百八十六年には一時に四十一名の者へ此免狀が與へられ、又た千九百六年には六十五人に向つて與へられて居る、斯の如く伊太利の一代貴族は名義上叙任式を採つて居るが、其實際は立派に職能代表法を採用して居るのである然し夫れにも拘らず、其撰良方法に就て毎々不平の感情が勃發し、民間黨から非常な攻撃を受けた例が澤山ある、現に千八百九十年政府は或る法案の通過を容易ならしむる

のと又た或る外交上の論功行賞の爲めに上院議員三百四十五人の所へ一時に七十八名の選舉母體の推薦無き新議員を増加せしめんと企劃したので、下院は夫れに對して絶對反對を決議し、國論も大に沸騰した然るに翌年政府は是の新議員増加を斷行し豫定の政務を進行せしめんとするや、其暴斷に對する反抗が非常の強度にまで高まり一時内亂の状態に陥つた事があつた。

「フライイス」は斯叙任式上院議員の弊害に就て左の如く論じて居る。曰く、

(註五)「現今叙任的上院議員ナル者ハ行政部ニ於テ人物擇擢ノ上公平ニ行ハレルコトハ稀レテアツテ感心スベキ制度デハ無い、大概ハ政黨關係カラ惹起サレルノデアツテ、夫レハ多數黨ガ政治ヲ行フ便宜カラノミテハ無クテ、其黨ノ爲メ永年盡瘁シテ今ハ養老ノ域ニ達シテ居ル黨派的勳功者ニ酬ユル意味ニ於テ其榮譽ノ椅子ヲ與ヘルノデアアル、又々近頃ハ國家公共ト全ク關係ノ無い人ヲ唯ダ其黨派ニ寄附金ヲ仕タト云フ理由ノ許テ此榮譽ヲ與ヘルコトガ有ル。

復た此件に就て「シドニー、ウエツプ」も頗る皮肉な洒落を陳べて居る。

(註六)「勅選議員制ナル者ハ皆ナ黨派的魂情カラ起ル不公平ノ撰擢ニ依ツテ課マラレテ居ル加奈太ノ如キ新閣士ノ如キ帝王ニ非ズンテ平民出身ノ首相ノ任命ナリトハ雖モ猶ホ其失敗ノ跡ガ歴然タル者デアアル。
「勅選議員ノ選拔ナル者ハ……」「貴顯カラ撰擢スルノ例ハ此クシテ却テ泥醉者カラ選ブ事ガ夥イ」……貴顯「ピアーレーシュ」ト泥醉者「ピアーレーシュ」ト語呂ノ展リヲ利カシタ所ロニ味ガ有ルノデアアル。
There is no case for selection from the Peerage any more than from the Peerage.

(乙) 如何なる標準を以て撰擇せらるゝ乎

我邦に於ける勅選議員の撰拔の標準は「勳功」と「學識」で有るが、此二者共抽象的文字であつて實際に於ては漠然たる者である、唯だ時の政府者の勝手氣儘の奏請に委すより外か無く、具體的標準は皆無であると言ねばならぬ、従つて濫奏も起り暴請も出来る譯である。

而て今其弊を匡救し其害を艾除し、立法の獨立と詮衡の威信を保たしめんとするには、如何なる標準の撰擇法を設く可きかと謂ふに、世論は是に對して、二種の方法を指示して居る、(A)普通選舉法による撰拔法、(B)代表機關を通じたる互選法と有る。

(A)普通選舉法による撰拔法 世界に於ける政治制度の趨向は、何も彼も悉く「投票的選舉制度」に歸せんとして居るのであつて、其制度なる者は畢竟文化的決闘行爲で兩者の優劣を投票數の多少を以て判斷せんとするので有る、近世の政治哲學の上から瞰めるに於ては、斯制度を離れて、代議制度も無く立憲政治も無く、更らに民主主義の徹底も無い譯である、従つて近世の複院論者は上院の構成分子を全部斯投票主義に據らんとするのであつて、其内の一部分たる勅選議員制をも斯投票選舉主義に代へ様と主張するのである、現に「プライス」の如き夫れに就て斯う述べて居る。

(註)「現今世界ニ存在シテ居ル二局議院國ノ多數ハ、其上院ノ構成分子ヲ其國ニ於ケル平民院同様ニ普通選舉式ニ依ツテ採用シテ

居ル、當テ下院選舉ト異ナル所ハ選舉區ガ擴大ナノト被選人ノ老齡ト且ツ員數ノ少イト云フ丈ケテアル、現ニ北亞米利加聯邦ノ如キ各洲ノ上下兩院共ニ同一様ノ普通式ニ據ツテ居ルシ、又タ千九百十四年以來ハ大合衆國ノ「セネート」モ下院同様ノ普通選舉法ニヨツテ選出セラレタル「第二種代議士」ニ依ツテ組織サル、コトニ成ツテ居ル、濠洲聯邦モ其範ニ倣ヒ、「チエツコスラバキア」其他ノ新興國モ道ノ方法ニ則ツテ居ル。

斯選舉論に對して、我邦に於ては實際問題として一種有力なる反對論が有る、其反對論なる者は現在に於て我邦の勅選議員制を事實に於て支持して居るのみならず、苟も我貴族院なる者が存在して居る限り瞬間も其議論から離るゝ事の出来ぬ者であると推測さるゝ次第で、實に東洋流の政治家の「モットー」を做して居る者である。曰く、

「世ニハ政治家トシテ立ツ事ノ出來ル立派ナ人物デモ、言論或ハ翰墨ノ上ニ於テ自己ノ意見ヲ表現スルコトヲ好マズ大才ヲ抱テ陋居シ白眼ヲ以テ世ヲ睥睨シテ居ル者ガアル、亦タ現今ノ如キ無學無識ノ政黨者流ニ伍シテ選舉民ノ歡心ヲ購フガ爲メニ東奔西走スルコトガ出來ズ、從ツテ立派ナ學識ヤ抱負ヲ保チナガラ政界ニ乗出シ得ヌ高邁ナ人格者モ澤山アル者デ、爲政者ハ野ニ遺賢無カラシムル趣旨ヨリシテ之等ノ人々ヲ簡拔シ推舉シ以テ國政ニ參劃セシメントスルノデアルト」

是れは一應尤な議論の様で有るが、然し斯論者は代議政體と謂ふ者の實際上の性質を識ら無いから